

令和 6 年度
水戸市包括外部監査報告書

教育委員会における財務事務の執行及び管理
の状況について

令和 7 年 3 月
水戸市包括外部監査人
公認会計士 加藤 溪

目次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3	特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第4	監査の対象期間	2
第5	監査の実施期間	2
第6	包括外部監査の実施方法	2
1	監査の着眼点	2
2	監査の実施方法	2
第7	監査従事者の資格及び氏名	2
第8	利害関係	3
第2章	包括外部監査対象の概要	4
第1	水戸市の財政・人口の状況	4
1	水戸市の財政状況	4
2	水戸市の人口の推移	15
第2	水戸市における教育施策	22
1	水戸市教育施策大綱	22
第3章	包括外部監査の結果（概要）	41
第1	監査の結果及び意見について	41
第2	監査結果及び意見に関する概要	41
第3	監査結果及び意見のリスト	43
第4章	包括外部監査の結果（各論）	49
第1	教育企画課	49
第2	学校管理課	55

1	学校管理課.....	55
2	学校往査共通事項.....	83
3	笠原小学校.....	97
4	笠原中学校.....	106
5	常磐小学校.....	113
6	第一中学校.....	120
7	上大野小学校.....	131
8	下大野小学校.....	136
9	国田義務教育学校.....	141
1 0	飯富中学校.....	150
1 1	鯉淵小学校.....	158
1 2	緑岡小学校.....	164
第 3	学校保健給食課.....	171
第 4	学校施設課.....	179
第 5	生涯学習課.....	199
第 6	歴史文化財課.....	220
第 7	中央図書館.....	228
第 8	総合教育研究所（教育研究課）.....	241

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）

教育委員会における財務事務の執行及び管理の状況について

第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

日本社会において少子化が加速しており、2023年の出生数が72.7万人となり前年比で4.3万人減、5.6%の減少率となるなど8年連続の減少で過去最少となった。国・地方自治体において少子化対策に取り組む姿勢は見られるが、今後の人口減少は避けられない事態であり、日本の将来の社会・経済を担うことになる現在の子どもに対して行う教育施策の重要性はより一層高まっている。

教育内容においても、情報化社会の進展や新型コロナウイルス感染症への対応により情報機器を活用した教育が求められているほか、2020年度から小学校においても英語教育が必修化されるなど、学校教育への期待は時代とともに変化している。一方で、教員の不足や過重な負担へ対応するため、民間企業における働き方改革と同様に教員の働き方改革が求められるなど教育施策の実施環境においても改善が求められている。

水戸市では水戸市教育施策大綱において「知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる」ことを教育目標に掲げて教育施策を実施しており、令和4年度の水戸市における一般会計歳出額に占める教育費の割合は一般会計歳出額135,703百万円に対して13,818百万円と約10%を占めており、水戸市の財政上も重要な金額を占めているといえる。

以上のことから、教育委員会における財務事務の執行及び管理の状況を監査することは意義があると考え、令和6年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

第4 監査の対象期間

原則として令和5年度を対象とし、必要に応じて令和4年度以前も対象とした。
また、選定した監査する事件（テーマ）に関連する長期事業計画についても対象とする。

第5 監査の実施期間

令和6年7月10日から令和7年3月31日まで

第6 包括外部監査の実施方法

1 監査の着眼点

教育委員会が実施する施策が条例、規則等の法令に準拠し、また、教育施策大綱や各種計画に基づき実施されているかという準拠性や目的適合性、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の観点から監査を行う。

2 監査の実施方法

- ・監査対象とした関係部局に対する質問、保管する文書の閲覧
- ・監査対象とした事業に関連する関係機関の視察、関係文書の閲覧
- ・その他必要と認めた手続き

第7 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 溪
---------	-------	------

補助者	公認会計士	小沼 俊哉
-----	-------	-------

補助者	公認会計士	木谷 友紀
-----	-------	-------

第 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 水戸市の財政・人口の状況

1 水戸市の財政状況

令和5年度の水戸市の財政状況は一般会計で歳入額が約1,246億円、歳出が約1,220億円となり実質収支額は約15億円と前年度より約27億円実質収支額が減少した。財政調整基金については、前年度と比較して約6億円減少し、一般会計と特別会計を合わせた実質収支額は、前年度と比較して約41億円減少した。さらに、一般会計と特別会計を合わせた市債残高は新規発行額の抑制や農業集落排水事業の公営企業会計への移行などにより前年度と比較して約64億円減少したが、依然として厳しい財政状況が続いている。

令和3年度から5年度までの各年度における会計ごとの決算金額、実質収支額の推移は次のとおり。

令和5年度各会計決算

(単位：円)

区分	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (C) - (D)
				(D)	
一般会計	124,603,937,088	122,062,642,784	2,541,294,304	1,028,431,954	1,512,862,350
特別会計	56,614,565,322	53,493,725,276	3,120,840,046	78,213,000	3,042,627,046
国民健康保険会計	23,953,392,337	22,427,182,835	1,526,209,502	0	1,526,209,502
公設地方卸売市場会計	1,538,652,717	921,257,736	617,394,981	42,213,000	575,181,981
駐車場事業会計	225,434,464	179,528,415	45,906,049	0	45,906,049
東前第二土地区画整理事業会計	277,035,747	195,660,606	81,375,141	36,000,000	45,375,141
公共用地先行取得事業会計	214,657,460	214,657,460	0	0	0
介護保険会計	26,384,445,578	25,599,956,796	784,488,782	0	784,488,782
介護サービス事業会計	89,440,096	63,847,150	25,592,946	0	25,592,946
後期高齢者医療会計	3,893,910,619	3,889,612,656	4,297,963	0	4,297,963
母子父子寡婦福祉資金会計	37,596,304	2,021,622	35,574,682	0	35,574,682
合計	181,218,502,410	175,556,368,060	5,662,134,350	1,106,644,954	4,555,489,396

令和4年度各会計決算

(単位：円)

区分	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (C) - (D)
				(D)	
一般会計	140,902,116,596	135,703,154,905	5,198,961,691	962,566,715	4,236,394,976
特別会計	56,896,940,088	52,292,497,216	4,604,442,872	124,716,000	4,479,726,872
国民健康保険会計	23,704,527,337	21,690,005,837	2,014,521,500	0	2,014,521,500
公設地方卸売市場会計	1,459,268,584	738,922,575	720,346,009	19,700,000	700,646,009
駐車場事業会計	819,057,515	770,862,043	48,195,472	16,000	48,179,472
農業集落排水事業会計	777,415,322	749,751,303	27,664,019	0	27,664,019
東前第二土地区画整理事業会計	257,386,776	117,342,676	140,044,100	105,000,000	35,044,100
公共用地先行取得事業会計	208,582,561	208,582,561	0	0	0
介護保険会計	25,760,583,865	24,162,323,347	1,598,260,518	0	1,598,260,518
介護サービス事業会計	76,402,397	53,422,380	22,980,017	0	22,980,017
後期高齢者医療会計	3,804,938,415	3,799,699,906	5,238,509	0	5,238,509
母子父子寡婦福祉資金会計	28,777,316	1,584,588	27,192,728	0	27,192,728
合計	197,799,056,684	187,995,652,121	9,803,404,563	1,087,282,715	8,716,121,848

令和3年度各会計決算

(単位：円)

区分	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (C) - (D)
				(D)	
一般会計	140,927,399,337	134,123,623,378	6,803,775,959	769,757,936	6,034,018,023
特別会計	55,572,588,037	51,835,819,282	3,736,768,755	79,598,000	3,657,170,755
国民健康保険会計	23,458,623,772	21,824,102,548	1,634,521,224	0	1,634,521,224
公設地方卸売市場会計	1,547,979,384	898,412,274	649,567,110	17,500,000	632,067,110
駐車場事業会計	654,696,039	637,071,967	17,624,072	98,000	17,526,072
農業集落排水事業会計	761,077,789	726,706,128	34,371,661	0	34,371,661
東前第二土地区画整理事業会計	226,087,543	131,612,264	94,475,279	62,000,000	32,475,279
公共用地先行取得事業会計	198,788,661	198,788,661	0	0	0
介護保険会計	25,025,642,819	23,761,125,906	1,264,516,913	0	1,264,516,913
介護サービス事業会計	59,840,332	43,388,263	16,452,069	0	16,452,069
後期高齢者医療会計	3,620,373,977	3,613,543,411	6,830,566	0	6,830,566
母子父子寡婦福祉資金会計	19,477,721	1,067,860	18,409,861	0	18,409,861
合計	196,499,987,374	185,959,442,660	10,540,544,714	849,355,936	9,691,188,778

令和3～5年度各会計決算実質収支額比較表

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	(B) - (A) (C)	(C) ÷ (A) (D)
一般会計	6,034,018,023	4,236,394,976	1,512,862,350	△2,723,532,626	△64.3%
特別会計	3,657,170,755	4,479,726,872	3,042,627,046	△1,437,099,826	△32.1%
国民健康保険会計	1,634,521,224	2,014,521,500	1,526,209,502	△488,311,998	△24.2%
公設地方卸売市場会計	632,067,110	700,646,009	575,181,981	△125,464,028	△17.9%
駐車場事業会計	17,526,072	48,179,472	45,906,049	△2,273,423	△4.7%
農業集落排水事業会計	34,371,661	27,664,019	0	△27,664,019	△100.0%
東前第二土地区画整理事業会計	32,475,279	35,044,100	45,375,141	10,331,041	29.5%
公共用地先行取得事業会計	0	0	0	0	0
介護保険会計	1,264,516,913	1,598,260,518	784,488,782	△813,771,736	△50.9%
介護サービス事業会計	16,452,069	22,980,017	25,592,946	2,612,929	11.4%
後期高齢者医療会計	6,830,566	5,238,509	4,297,963	△940,546	△18.0%
母子父子寡婦福祉資金会計	18,409,861	27,192,728	35,574,682	8,381,954	30.8%
合計	9,691,188,778	8,716,121,848	4,555,489,396	△4,160,632,452	△47.7%

水戸市の財政統計（普通会計）の主要指標の推移と各指標の意味については次のとおり。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質収支額（千円）	3,091,879	3,940,675	6,049,354	4,259,081	1,542,673
実質収支比率（％）	5.5	6.7	9.7	7.0	2.5
経常収支比率（％）	96.9	95.4	92.4	95.5	98.1
財政力指数	0.86	0.86	0.83	0.81	0.79
実質公債費比率（％） （3か年平均）	9.5	9.4	9.3	9.2	9.3
将来負担比率（％）	132.4	129.4	123.1	132.9	128.1

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

水戸市においては

- ・一般会計
- ・東前第二土地区画整理事業会計の一部
- ・公共用地先行取得事業会計
- ・母子父子寡婦福祉資金会計

の4会計を合算した金額となっている。

実質収支額

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。

実質収支比率

実質収支比率は、実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合をいう。この比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。3～5%が望ましいとされる。

令和5年度の比率は2.5%となり、前年度と比較して4.5ポイント低下している。

経常収支比率

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充

当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、臨時財政対策債などの合計額に占める割合をいう。

令和 5 年度の比率は 98.1% となり、前年度と比較して 2.6 ポイント上昇している。

令和 5 年度の茨城県市町村平均は 92.6%、全国市町村平均は 93.1% であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より上回っており、他市町村と比較して財政の硬直化がより大きく生じているといえる。

財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値を言う。この指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

令和 5 年度の指数は 0.79 となり、前年度と比較して 0.02 ポイント低下している。

令和 5 年度の茨城県市町村平均は 0.67、全国市町村平均は 0.48 であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より上回っており、相対的に財源に余裕がある状況となっている。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が 18% 以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25% 以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35% 以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも 25% とし、財政再生基準については、市町村・都道府県

とも 35%としている。

令和 5 年度の比率は 9.3%となり、前年度と比較して 0.1 ポイント上昇している。令和 5 年度の茨城県市町村平均は 6.6%、全国市町村平均は 5.6%であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より上回っている状況となっている。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は 350%、都道府県及び政令指定都市は 400%としている

水戸市の将来負担比率の計算過程を含めた推移については次のとおり。

水戸市将来負担比率の推移

単位：千円

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計等に係る地方債の現在高	一般会計	123,479,082	132,298,486	139,201,010	148,484,872	146,146,313
	公共用地先行取得事業会計	1,084,300	916,720	719,980	512,984	299,410
	計	1 124,563,382	133,215,206	139,920,990	148,997,856	146,445,723
債務負担行為に基づく支出予定額	2					
公営企業債等の元金償還に対する一般会計等繰入見込額	3	54,025,560	51,465,469	49,001,670	46,394,076	44,455,059
一部事務組合等の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	4	13,878	7,612	3,362		
退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	5	13,216,313	13,056,352	12,809,879	12,681,054	12,622,062
設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込み額	6	44,825				31,096
連結実質赤字額	7					
組合等の連結実質赤字額相当額に対する一般会計等負担見込み額	8					
将来負担見込額	1~8 計 A	191,863,958	197,744,639	201,735,901	208,072,986	203,553,940
充当可能基金現在高	9	4,292,449	4,410,776	6,635,343	8,275,138	7,972,187
充当可能特定収入見込額	10	17,177,765	18,632,744	18,363,669	18,714,748	18,572,628
基準財政需要額参入見込額	11	107,162,661	109,259,072	110,921,758	112,334,280	109,045,840
充当可能財源等	9~11 計 B	128,632,875	132,302,592	135,920,770	139,324,166	135,590,655
基準財政需要額に算入された公債費	C	8,610,686	8,532,941	8,698,512	8,688,464	8,576,711
標準財政規模	D	56,364,956	59,074,989	62,124,745	60,415,657	61,592,126
将来負担比率	(A-B) / (D-C) ×100	132.4%	129.4%	123.1%	132.9%	128.1%

令和5年度の比率は128.1%となり、前年度と比較して4.8ポイント低下している。

令和5年度の茨城県市町村平均は23.3%、全国市町村平均は6.3%であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より大きく上回っており、将来財政を圧迫する可能性がやや高い状況となっている。

水戸市の一般会計の歳入・歳出について、直近3年間における款別の金額は次の表のとおり。

水戸市一般会計歳入金額

款別収入済額

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市税	41,214,248	42,089,956	42,209,655
地方譲与税	800,053	801,505	763,826
利子割交付金	25,422	14,394	12,899
配当割交付金	243,254	209,412	245,542
株式等譲渡所得割交付金	290,222	166,004	274,574
法人事業税交付金	797,322	934,605	968,802
地方消費税交付金	6,693,886	7,023,296	7,026,920
ゴルフ場利用税交付金	70,661	68,284	69,637
環境性能割交付金	67,985	75,256	79,646
国有提供施設等所在市町村助成交付金	345	300	300
地方特例交付金	828,065	330,343	328,027
地方交付税	10,299,653	10,493,908	11,360,131
交通安全対策特別交付金	39,445	33,972	32,464
分担金及び負担金	2,136,578	2,109,046	2,135,774
使用料及び手数料	2,241,477	2,230,595	2,283,295
国庫支出金	38,359,972	32,604,521	27,961,285
県支出金	8,810,840	9,473,240	8,495,519
財産収入	143,620	138,692	100,754
寄附金	238,163	299,687	485,418
繰入金	225,289	2,089,614	3,426,538
繰越金	5,519,388	6,803,775	5,198,961
諸収入	3,877,304	3,303,738	3,244,060
市債	18,004,200	19,607,100	7,894,600
自動車取得税交付金		868	5,303
合計	140,927,399	140,902,116	124,603,937

水戸市一般会計歳出金額

款別支出済額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
議会費	530,156	511,287	534,577
総務費	16,232,376	21,359,499	12,408,704
民生費	52,943,158	51,071,568	52,815,429
衛生費	12,762,189	10,620,673	10,279,394
労働費	43,824	47,401	49,017
農林水産業費	1,811,649	2,312,683	1,344,784
商工費	1,713,155	1,758,991	1,176,998
土木費	18,331,354	18,600,048	15,920,149
消防費	3,936,130	4,865,099	3,993,990
教育費	14,237,501	13,818,404	12,870,613
災害復旧費			4,294
公債費	11,582,124	10,737,497	10,664,687
予備費			
合計	134,123,623	135,703,154	122,062,642

令和2年度から国による新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金事業等により歳入においては国庫支出金の金額が、歳出においては総務費等の金額が増大していたが、近年は新型コロナウイルス感染対策に係る国庫支出金等の影響は緩和している。令和5年度決算においては前年度に市民会館の整備完了や泉町1丁目北地区市街地再開発事業が完了したことに伴い、市債収入や総務費及び土木費の支出が大きく減少している。

歳出について性質別に集計した金額は次の表のとおり。

水戸市一般会計歳出金額

性質別支出済額

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
義務的経費	63,200,971	63,121,534	65,072,337
人件費	17,975,095	18,046,247	18,631,122
扶助費	33,643,794	34,338,037	35,776,556
公債費	11,582,081	10,737,249	10,664,658
投資的経費	23,827,079	25,785,829	12,296,589
普通建設事業費	23,827,079	25,785,829	12,292,294
災害復旧事業費	0	0	4,294
その他の経費	47,095,572	46,795,790	44,693,715
物件費	17,455,930	18,502,174	17,380,807
維持補修費	438,154	462,725	462,790
補助費等	15,517,910	12,563,571	12,722,048
積立金	2,251,165	3,665,163	2,524,279
投資及び出資金	1,200	0	0
貸付金	117,900	126,800	141,000
繰出金	11,313,309	11,475,355	11,462,789
合計	134,123,623	135,703,154	122,062,642

歳出のうち、その支出が法令等で義務付けられている義務的経費については社会保障制度の一環として支出される扶助費の金額が増加傾向にある。投資的経費については、令和5年度決算において前年度に市民会館の整備完了や泉町1丁目北地区市街地再開発事業が完了したことに伴い、大きく減少している。その他の経費のうち、基金への積立額であるその他の経費の積立金の金額が令和5年度決算では減少しており、一般会計歳出総額として減少している。

教育委員会における主な歳出は教育費であり、その推移を表すと次の表のとおり。

教育費の項別推移 単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育総務費	1,325,360	1,268,124	1,329,683
小学校費	6,068,527	5,679,716	4,741,489
中学校費	1,312,475	878,434	828,533
幼稚園費	2,299,801	2,305,052	2,389,945
社会教育費	958,617	975,591	986,483
保健体育費	2,272,718	2,711,484	2,594,478
合計	14,237,501	13,818,404	12,870,613

教育総務費・小学校費・中学校費の目別推移 単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育総務費	1,325,360	1,268,124	1,329,683
教育委員会費	4,154	4,074	4,340
事務局費	652,751	566,236	605,751
総合教育研究所費	668,455	697,812	719,590
小学校費	6,068,527	5,679,716	4,741,489
小学校管理費	2,267,943	2,795,622	2,802,057
小学校教育振興費	67,084	64,637	73,597
小学校建設費	3,733,498	2,819,457	1,865,834
中学校費	1,312,475	878,434	828,533
中学校管理費	656,845	677,732	611,428
中学校教育振興費	69,680	77,730	59,766
中学校建設費	585,948	122,972	157,338

教育費全体としては減少傾向にあるが、これは小学校の増築工事が完了したことや中学校におけるトイレの洋式化工事が完了したことにより小・中学校建設費が減少したことによる減少である。

2 水戸市の人口の推移

水戸市の人口は 1975 年以降、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）の増加と団塊ジュニア世代（1971 ～ 1974 年生まれ）の誕生による年少人口（0 ～ 14 歳）の増加、さらに、1992 年の常澄村、2005 年の内原町との合併等により、増加を続けていたが、近年は横ばいかやや減少傾向となっている。

直近の 10 年間の常住人口の推移としては、平成 26 年 4 月 1 日時点の 270,291 人、令和 6 年 4 月 1 日時点では 267,095 人と 10 年間で 3,196 人減少している。水戸市の総人口及び年齢 3 区分別人口については次の表のとおり。

なお、人口数については茨城県常住人口調査結果報告書より各年度の水戸市の人口を抜粋し、記載している。年齢別の人口構成についても同様である。

水戸市常住人口推移

単位：人

区分	平成26年4月1日	令和6年4月1日	増減数	増減率
総人口	270,291	267,095	△ 3,196	△1.2%
年少人口 (0-14歳)	36,270	31,718	△ 4,552	△12.6%
生産年齢人口 (15-64歳)	166,639	155,794	△ 10,845	△6.5%
老年人口 (65歳以上)	63,651	71,977	8,326	13.1%
年齢不詳	3,731	7,606	-	-

総人口では若干の減少ではあるが、年齢 3 区分別にみると、平成 26 年から令和 6 年までの 10 年間に於いて、年少人口（0～14 歳）が 12.6%の減少、生産年齢人口（15～64 歳）が 6.5%の減少であるのに対し、老年人口（65 歳以上）は 13.1%の増加となっている。総人口が減少していることから考えると、少子高齢化が進行しており、特に年少人口の減少率が生産年齢人口の減少率を上回っていることから少子

化の進行が一段と進んでいるといえる。

年少人口をさらに未就学児、小学生、中学生に区分すると区分ごとの10年間の推移は次のようになる。

単位：人

	H26.4.1	H27.4.1		R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	10年間 増減数	10年間 増減率
未就学児 0～5歳	14,294	14,285	(略)	12,367	11,912	11,485	△2,809	△19.7%
小学生 6～11歳	14,430	14,224		13,531	13,476	13,298	△1,132	△7.8%
中学生 12～14歳	7,546	7,465		7,019	6,954	6,935	△611	△8.1%

未就学児の人口減少率が最も高く、令和6年までの10年間において、19.7%減少しており、近年の少子化の加速および今後の小・中学生人口の大幅な減少が确实視される状況となっている。

さらに、年齢別の人口構成は次の表のとおり。

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
総数	270,291	270,540	270,528	270,376	269,925	269,596
年齢						
0	2,388	2,343	2,389	2,383	2,315	2,153
1	2,408	2,422	2,223	2,403	2,381	2,346
2	2,439	2,365	2,263	2,169	2,371	2,310
3	2,399	2,418	2,241	2,249	2,143	2,360
4	2,364	2,374	2,239	2,210	2,230	2,098
5	2,296	2,363	2,221	2,222	2,209	2,202
6	2,362	2,308	2,372	2,203	2,198	2,160
7	2,402	2,359	2,284	2,371	2,208	2,200
8	2,347	2,390	2,357	2,268	2,358	2,199
9	2,396	2,343	2,356	2,330	2,260	2,354
10	2,437	2,395	2,304	2,367	2,333	2,261
11	2,486	2,429	2,371	2,317	2,380	2,320
12	2,416	2,484	2,388	2,382	2,304	2,362
13	2,571	2,418	2,430	2,396	2,377	2,301
14	2,559	2,563	2,398	2,435	2,391	2,373
15	2,559	2,554	2,533	2,387	2,447	2,395
16	2,704	2,568	2,654	2,540	2,403	2,447
17	2,616	2,711	2,638	2,661	2,543	2,414
18	2,459	2,564	2,673	2,584	2,593	2,488
19	2,665	2,491	2,746	2,735	2,600	2,638
20	2,617	2,641	2,323	2,711	2,704	2,593
21	2,633	2,592	2,329	2,367	2,726	2,734
22	2,731	2,622	2,284	2,246	2,298	2,686
23	2,469	2,816	2,388	2,307	2,303	2,350
24	2,452	2,510	2,377	2,404	2,271	2,355
25	2,669	2,465	2,457	2,425	2,414	2,335
26	2,830	2,664	2,386	2,475	2,442	2,424
27	2,940	2,832	2,701	2,515	2,480	2,496
28	2,923	2,967	2,802	2,717	2,575	2,487
29	3,162	2,985	2,989	2,805	2,750	2,607
30	3,281	3,230	3,023	3,027	2,833	2,719
31	3,256	3,319	3,216	3,037	3,045	2,843
32	3,336	3,252	3,297	3,255	3,031	3,063
33	3,329	3,352	3,309	3,321	3,261	3,010
34	3,418	3,329	3,422	3,268	3,322	3,265
35	3,574	3,441	3,349	3,402	3,290	3,273
36	3,711	3,578	3,319	3,311	3,396	3,307
37	3,799	3,723	3,615	3,294	3,269	3,400
38	3,901	3,811	3,673	3,632	3,292	3,306
39	4,257	3,942	3,739	3,651	3,606	3,318
40	4,330	4,263	3,948	3,744	3,660	3,629
41	4,447	4,333	4,194	3,954	3,719	3,672
42	4,142	4,445	4,332	4,183	3,906	3,719
43	4,124	4,142	4,398	4,285	4,174	3,916
44	4,006	4,118	4,100	4,387	4,291	4,176
45	3,999	3,985	4,137	4,112	4,387	4,275
46	3,924	3,998	3,902	4,098	4,110	4,387
47	3,304	3,898	3,938	3,899	4,082	4,075
48	3,495	3,305	3,876	3,940	3,884	4,076
49	3,618	3,499	3,285	3,854	3,906	3,887

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
50	3,304	3,603	3,454	3,297	3,846	3,893
51	3,354	3,308	3,561	3,474	3,281	3,817
52	3,243	3,349	3,338	3,546	3,484	3,299
53	3,326	3,226	3,333	3,332	3,525	3,466
54	3,168	3,294	3,194	3,329	3,284	3,502
55	3,267	3,165	3,265	3,168	3,328	3,272
56	3,087	3,259	3,140	3,239	3,173	3,303
57	3,184	3,074	3,235	3,121	3,221	3,178
58	3,347	3,177	3,056	3,215	3,115	3,217
59	3,278	3,347	3,135	3,051	3,202	3,103
60	3,341	3,247	3,322	3,108	3,037	3,178
61	3,509	3,334	3,196	3,306	3,079	3,016
62	3,590	3,495	3,359	3,183	3,305	3,073
63	3,912	3,575	3,463	3,328	3,167	3,308
64	4,049	3,881	3,578	3,441	3,300	3,158
65	4,085	4,018	3,816	3,538	3,415	3,272
66	4,298	4,058	4,000	3,782	3,511	3,404
67	3,309	4,272	3,997	3,945	3,745	3,475
68	2,512	3,270	4,154	3,971	3,925	3,705
69	3,036	2,486	3,225	4,115	3,915	3,885
70	3,377	2,995	2,425	3,191	4,080	3,866
71	3,041	3,342	2,942	2,402	3,158	4,027
72	3,135	2,997	3,286	2,911	2,371	3,117
73	3,085	3,099	2,992	3,257	2,864	2,326
74	2,603	3,026	3,043	2,949	3,198	2,819
75	2,390	2,581	2,987	2,993	2,895	3,160
76	2,632	2,342	2,510	2,946	2,934	2,826
77	2,475	2,566	2,287	2,453	2,886	2,883
78	2,451	2,422	2,522	2,229	2,386	2,818
79	2,262	2,390	2,364	2,461	2,163	2,316
80	2,067	2,184	2,328	2,286	2,392	2,093
81	2,114	1,997	2,111	2,245	2,207	2,317
82	1,888	2,016	1,965	2,034	2,175	2,132
83	1,778	1,815	1,921	1,884	1,962	2,094
84	1,587	1,686	1,761	1,831	1,787	1,876
85	1,465	1,506	1,583	1,654	1,741	1,701
86	1,403	1,355	1,435	1,480	1,562	1,628
87	1,304	1,295	1,305	1,335	1,369	1,464
88	1,038	1,183	1,196	1,196	1,210	1,263
89	852	953	1,027	1,097	1,097	1,109
90	800	768	853	919	997	1,012
91	591	709	664	765	822	874
92	537	520	623	592	678	736
93	458	467	443	528	516	604
94	298	383	368	364	444	434
95	193	253	297	292	311	381
96	149	157	173	240	237	250
97	132	121	128	136	179	176
98	106	102	73	101	95	141
99	62	82	77	53	79	62
100～	138	140	161	156	132	134
年齢不詳	3,731	3,731	6,669	6,669	6,669	6,669

注) 総数には年齢不詳を含む。

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	10年間 増減数	10年間 増減率
総数	269,015	270,211	269,654	268,389	267,095	△ 3,196	△1.2%
年齢							
0	2,064	1,947	1,890	1,816	1,786	△ 602	△25.2%
1	2,175	2,020	1,986	1,896	1,821	△ 587	△24.4%
2	2,355	2,062	2,008	1,958	1,891	△ 548	△22.5%
3	2,296	2,214	2,070	1,987	1,956	△ 443	△18.5%
4	2,342	2,219	2,194	2,075	1,971	△ 393	△16.6%
5	2,086	2,321	2,219	2,180	2,060	△ 236	△10.3%
6	2,193	2,170	2,315	2,219	2,157	△ 205	△8.7%
7	2,166	2,270	2,175	2,293	2,215	△ 187	△7.8%
8	2,200	2,224	2,272	2,185	2,280	△ 67	△2.9%
9	2,200	2,284	2,226	2,274	2,181	△ 215	△9.0%
10	2,364	2,255	2,276	2,227	2,246	△ 191	△7.8%
11	2,259	2,398	2,267	2,278	2,219	△ 267	△10.7%
12	2,311	2,298	2,388	2,267	2,278	△ 138	△5.7%
13	2,370	2,333	2,296	2,385	2,272	△ 299	△11.6%
14	2,300	2,426	2,335	2,302	2,385	△ 174	△6.8%
15	2,366	2,304	2,414	2,332	2,298	△ 261	△10.2%
16	2,403	2,495	2,315	2,431	2,337	△ 367	△13.6%
17	2,464	2,475	2,507	2,331	2,444	△ 172	△6.6%
18	2,383	2,432	2,431	2,422	2,263	△ 196	△8.0%
19	2,548	2,561	2,442	2,514	2,426	△ 239	△9.0%
20	2,599	2,456	2,550	2,471	2,476	△ 141	△5.4%
21	2,589	2,316	2,485	2,559	2,524	△ 109	△4.1%
22	2,613	2,388	2,293	2,396	2,521	△ 210	△7.7%
23	2,755	2,337	2,436	2,359	2,458	△ 11	△0.4%
24	2,337	2,460	2,342	2,439	2,411	△ 41	△1.7%
25	2,394	2,384	2,485	2,379	2,510	△ 159	△6.0%
26	2,386	2,496	2,458	2,525	2,367	△ 463	△16.4%
27	2,482	2,510	2,511	2,428	2,552	△ 388	△13.2%
28	2,480	2,580	2,542	2,524	2,408	△ 515	△17.6%
29	2,512	2,668	2,581	2,558	2,562	△ 600	△19.0%
30	2,687	2,651	2,653	2,583	2,520	△ 761	△23.2%
31	2,778	2,874	2,659	2,643	2,594	△ 662	△20.3%
32	2,868	2,991	2,856	2,676	2,638	△ 698	△20.9%
33	3,065	3,046	3,022	2,830	2,656	△ 673	△20.2%
34	2,995	3,195	3,059	2,971	2,823	△ 595	△17.4%
35	3,244	3,096	3,198	3,072	2,949	△ 625	△17.5%
36	3,287	3,277	3,137	3,177	3,039	△ 672	△18.1%
37	3,277	3,368	3,262	3,126	3,157	△ 642	△16.9%
38	3,416	3,354	3,403	3,281	3,131	△ 770	△19.7%
39	3,314	3,433	3,381	3,373	3,269	△ 988	△23.2%
40	3,336	3,334	3,424	3,380	3,371	△ 959	△22.1%
41	3,593	3,454	3,368	3,431	3,381	△ 1,066	△24.0%
42	3,674	3,574	3,451	3,334	3,436	△ 706	△17.0%
43	3,695	3,743	3,557	3,441	3,340	△ 784	△19.0%
44	3,905	3,794	3,739	3,566	3,442	△ 564	△14.1%
45	4,160	3,971	3,832	3,738	3,555	△ 444	△11.1%
46	4,278	4,196	3,971	3,816	3,734	△ 190	△4.8%
47	4,381	4,252	4,209	3,965	3,816	512	15.5%
48	4,079	4,468	4,249	4,210	3,977	482	13.8%
49	4,073	4,093	4,448	4,266	4,222	604	16.7%

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	10年間 増減数	10年間 増減率
50	3,868	4,092	4,094	4,452	4,260	956	28.9%
51	3,861	3,875	4,072	4,064	4,457	1,103	32.9%
52	3,800	3,938	3,859	4,083	4,050	807	24.9%
53	3,280	3,829	3,936	3,868	4,080	754	22.7%
54	3,441	3,275	3,826	3,919	3,848	680	21.5%
55	3,496	3,462	3,274	3,818	3,897	630	19.3%
56	3,230	3,471	3,451	3,268	3,786	699	22.6%
57	3,300	3,252	3,456	3,429	3,254	70	2.2%
58	3,167	3,272	3,260	3,443	3,429	82	2.4%
59	3,197	3,143	3,280	3,244	3,416	138	4.2%
60	3,068	3,202	3,134	3,262	3,237	△ 104	△3.1%
61	3,153	3,027	3,180	3,113	3,245	△ 264	△7.5%
62	2,987	3,121	3,018	3,156	3,097	△ 493	△13.7%
63	3,059	2,946	3,110	3,003	3,146	△ 766	△19.6%
64	3,282	2,989	2,923	3,103	2,985	△ 1,064	△26.3%
65	3,139	3,231	2,955	2,911	3,076	△ 1,009	△24.7%
66	3,229	3,132	3,196	2,942	2,900	△ 1,398	△32.5%
67	3,375	3,148	3,108	3,178	2,925	△ 384	△11.6%
68	3,452	3,337	3,121	3,070	3,168	656	26.1%
69	3,661	3,396	3,297	3,093	3,039	3	0.1%
70	3,847	3,634	3,353	3,270	3,067	△ 310	△9.2%
71	3,837	3,791	3,585	3,295	3,232	191	6.3%
72	3,980	3,746	3,763	3,535	3,253	118	3.8%
73	3,082	3,921	3,674	3,711	3,481	396	12.8%
74	2,280	3,062	3,853	3,625	3,642	1,039	39.9%
75	2,777	2,221	3,011	3,789	3,571	1,181	49.4%
76	3,089	2,699	2,187	2,931	3,710	1,078	41.0%
77	2,769	2,995	2,644	2,129	2,881	406	16.4%
78	2,817	2,721	2,931	2,587	2,078	△ 373	△15.2%
79	2,752	2,694	2,656	2,845	2,475	213	9.4%
80	2,235	2,637	2,620	2,593	2,772	705	34.1%
81	2,018	2,145	2,545	2,518	2,508	394	18.6%
82	2,238	1,933	2,079	2,452	2,416	528	28.0%
83	2,035	2,135	1,847	2,008	2,356	578	32.5%
84	2,000	1,906	2,031	1,760	1,901	314	19.8%
85	1,787	1,899	1,776	1,902	1,670	205	14.0%
86	1,599	1,667	1,795	1,661	1,795	392	27.9%
87	1,518	1,452	1,559	1,679	1,542	238	18.3%
88	1,347	1,387	1,327	1,437	1,554	516	49.7%
89	1,171	1,228	1,272	1,207	1,312	460	54.0%
90	997	1,101	1,097	1,121	1,080	280	35.0%
91	914	860	986	943	987	396	67.0%
92	757	765	767	858	815	278	51.8%
93	637	630	648	646	752	294	64.2%
94	509	494	525	531	520	222	74.5%
95	361	417	414	421	445	252	130.6%
96	307	263	341	335	331	182	122.1%
97	193	205	206	253	259	127	96.2%
98	123	131	157	155	188	82	77.4%
99	105	93	91	116	107	45	72.6%
100～	123	168	171	162	169	31	22.5%
年齢不詳	6,669	7,606	7,606	7,606	7,606	3,875	103.9%

注) 総数には年齢不詳を含む。

年齢別の人口構成をみると、近年少子高齢化が驚異的な速さで進んでおり、5歳以下の人口は各年齢で10年前と比較し10%以上減少しており、特に0歳人口は平成26年4月1日時点の2,388人から令和6年4月1日時点では1,786人と10年間の減少は602人、25.2%の減少と大幅に人口が減っている。

第2 水戸市における教育施策

1 水戸市教育施策大綱

水戸市の教育施策に関する計画等の体系として、水戸市における最上位計画である総合計画（最新の総合計画は水戸市第7次総合計画）等との整合を図りながら市長及び教育委員会を構成員とする総合教育会議を経て水戸市教育施策大綱を策定している。また、大綱に掲げる基本理念の実現に向け、年度ごとに予算等との整合を図りながら教育の振興施策の方向性を示し、教育委員会における行政運営の指針として教育行政方針を定めている。

水戸市教育施策大綱

教育目標 知性とこみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる

基本理念 水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成

水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成を図るため、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育を推進する。

基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図ります。

基本目標2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備します。

基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進します。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整えます。

基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

基本目標4 確かな学びと学習意欲を高める教育

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図ります。

基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成します。

基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成します。

基本目標7 いのちや人権を大切にする教育

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し、いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育成します。

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成します。

基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成します。

基本目標10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成します。

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため、家庭、地域、学校等が連携、協力し、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもをしっかりと育てる体制づくりに努める。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校^{※1}が互いに連携を深めながら、社会で自立して生きるための基礎を育み、子どもの健やかな成長、発達の支援に努める。

基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

1 家庭の教育力の向上

市民センターや学校、保育所等と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を幅広く提供するとともに、支援を必要とする家庭に対し、個に寄り添った相談対応や情報提供を行うなど、家庭教育を支援するための取組の充実に努める。

【目標指標】

訪問型家庭教育支援事業（学校等と連携したアウトリーチ型支援）訪問世帯数 80件

【主な施策】

施策	主な内容
基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための家庭教育への支援	・学校（園）と家庭、地域との連携強化 ・学習習慣確立のための家庭への啓発事業 ・家庭教育講座等の充実 ・訪問型家庭教育支援事業の拡充

※1 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含むものとする。

基本目標 2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備する。

1 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子どもたちが安全、安心な学校生活を送るため、警察、PTA、地域ボランティア等の関係機関・団体と、より一層の連携を図りながら、登下校時の安全対策や不審者対策など、地域ぐるみの学校安全対策の強化に努める。

また、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して、学校や子どもを支援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

[目標指標]

通学路安全対策（ハード事業）の実施 25 か所

[主な施策]

施策	主な内容
安全対策の推進	・登下校時における安全対策の充実(通学路安全対策, スクールガード活動の促進等) ・安全対策情報(不審者等の情報)の公開 ・ 新 ※2学校施設内の防犯カメラの設置・更新
地域の教育力の活用	・地域人材の活用(ゲストティーチャー, スクールボランティア等) ・大学等と連携した学校行事や学習の支援 ・ 新 地域スポーツ・文化クラブ活動体制の推進(部活動改革)

※2 新規事業

基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進する。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整える。

1 幼児教育の充実

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、子どもの心身の発達や特性を考慮し、健全な発達に適した教育環境の整備を図り、「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また、全ての就学前の子どもが分け隔てなく健やかに育つ環境を整備するため、私立等も含めた幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携や職員の資質向上を目指した諸施策を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な小学校教育との接続に努める。

【目標指標】

幼児教育と小学校教育の接続のための協議会の開催（年間） 2回

【主な施策】

施策	主な内容
幼児教育の推進	・小学校への円滑な接続（幼児教育と小学校教育の接続のための協議会における研修や情報の共有、小学校への接続のためのカリキュラム「アプローチ・スタートカリキュラム」の実施） ・英語遊びの実施 ・幼稚園等への訪問指導の充実

2 教育環境の整備、充実

子どもが安全かつ快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改理事業やトイレの洋式化をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努める。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革基本方針に基づき、業務改善に取り組むとともに、教職員の意識改革を推進するなど、長時間勤務の縮減に努める。

【目標指標】

長寿命化改良工事完了 屋内運動場1校

[主な施策]

施 策	主な内容
学校施設の整備, 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改良事業の推進（工事：石川小学校校舎, 寿小学校校舎, 梅が丘小学校屋内運動場, 設計：妻里小学校校舎） ・トイレ洋式化等改修事業の推進（工事：吉沢小学校） ・飯富小学校・中学校の整備に向けた耐力度調査の実施 ・校舎増築事業の推進（設計：酒門小学校） ・学校施設の緊急安全対策の推進 ・学校施設のバリアフリー化の推進（多機能トイレ設置等工事：千波小学校屋内運動場） ・学校給食施設設備の整備, 充実（新 厨房機器等の計画的な更新）
教職員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の充実（学校弁護士相談事業, 新 インターネットバンキングの活用等） ・教職員の意識改革の促進（勤務時間の管理徹底, 働き方に関する研修の開催, 学校閉庁日の実施）

3 地域とともにある学校づくりの推進

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の円滑な運営により、保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら、家庭、地域との連携のもと、地域とともにある特色ある学校づくりに努める。

また、市民センターに地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を持たせ、地域の参画を得ながら、学校運営協議会で協議された課題の解決や提案の実現を図る地域学校協働活動を進め、学校を核とした地域づくりに努める。

[目標指標]

学校運営協議会による学校協働活動の年1回以上の実施 全小中学校（48校）

[主な施策]

施 策	主な内容
地域住民の学校運営への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動の充実（学校の課題解決に向けた協働活動の実施） ・新 地域学校協働活動の段階的な推進
学校への理解を深めるための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ等を活用した身近な情報の発信 ・「学校へようこそ」等の実施による学校公開

4 特色ある学校教育の充実

各中学校区における教育活動を推進するため、各中学校区が掲げる小中一貫グランドデザインを推進し、学区ごとの特色を生かしながら、系統的・継続的な教育の充実に努める。

また、少人数での教育のよさを生かした小規模特認校における理科・環境教育、学校体育・保健安全教育など、学校の特色を生かした教育を推進する。

【目標指標】

小中一貫教育の重点項目「学力向上」の実践 全中学校区（16校区）

【主な施策】

施策	主な内容
小中一貫教育の推進	・小中一貫教育の推進（9年間を見通した教育課程の編成，小学校等における教科担任制の推進） ・「水戸まごころタイム」の充実（E S D（持続可能な開発のための教育），課題解決学習等の推進） ・各中学校区における小中一貫グランドデザインの推進
学校の特色を生かした教育の推進	・特色ある学校づくりの推進（小規模特認校制度等）

5 健やかな心と体の育成

子どもがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深める学習を通して、健やかな心を育成する。

また、子どもの健康の保持・増進と体力の向上を図るため、発達段階や系統性を踏まえながら、生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力の向上に取り組むとともに、定期健康診断等による疾病，異常等の早期発見に努める。

さらに、学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場等において、安全・安心で栄養価の高い給食を提供することはもとより、子どもの望ましい食習慣の形成に向け、研修会を開催するなど、児童生徒をはじめ、広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに、地場産物の活用や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

【目標指標】

体力テストA+Bの割合 県平均以上

【主な施策】

施策	主な内容
道徳教育の充実	・重点内容項目を明確にした道徳授業の実施 ・「道徳 まごころ」の活用 ・道徳性を育む体験活動の推進

体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・体力アップ推進プランに基づく活動の充実 ・学校外プール施設を活用した水泳授業の実施
学校保健・安全の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康保持・増進（小児生活習慣病予防健診、中学生ピロリ菌検査、各種健康診断の実施） ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の推進 ・性教育（性感染症）、健康教育（喫煙、飲酒、薬物乱用の防止、生活習慣病、がんの予防）の推進 ・避難訓練の実施
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の充実（地場産物の活用拡大、大学との連携、食育講演会の開催、学校給食共同調理場の活用等） ・安全で安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底、食物アレルギーへの対応等）

6 指導・相談体制の充実

問題行動等生徒指導上の諸課題については、家庭、地域、学校、関係機関と連携、協力しながら、適切な指導を行うなど、子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。

また、不登校の未然防止に向け、一人一人の考えを尊重し、互いの良さを認め合う意識の醸成や集団づくりを進めることで、安心して通える魅力ある学校を目指すとともに、子どもの社会的自立に向け、一人一人に寄り添いながら、個別の状況に応じた支援に努める。

さらに、特別な教育的支援を必要とする子どもが、その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

【目標指標】

不登校児童生徒数（対前年度） 減少

【主な施策】

施策	主な内容
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の早期発見・早期対応 ・来所相談、電話相談、適応指導教室「うめの香ひろば」における援助指導等の充実 ・学校における相談体制の充実（スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用促進等） ・家庭的な問題を抱える児童生徒に対する教育・福祉両面からの専門的支援の充実（スクールソーシャルワーカーの活用促進） ・新 校内フリースクールの設置

特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員の配置，特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談等の体制の充実 ・特別支援教育専門員による教職員や保護者に対する専門的な助言・相談体制の充実 ・早期支援体制，就学相談体制の充実（こども発達支援センター等との連携強化）
-----------	--

7 教職員の資質能力の向上

質の高い教育を提供するため，中核市として本市の実情に合ったよりきめ細かな研修等を通して，使命感の醸成や実践的指導力の育成，高度な専門的知識の習得など，さらなる教職員の資質能力の向上に努める。

また，教育会との連携による研究・研修を進めるとともに，全国学力・学習状況調査等の結果分析や評価等を通して，学力向上のための指導方法の工夫・改善に努める。

さらに，授業力の向上を図るため，計画訪問や要請訪問等を通じた指導，助言の充実に努める。

【目標指標】

I C T活用目標 Stage 3「教育データ（学習履歴）の活用」を習得した教員の割合 100%

【主な施策】

施 策	主な内容
教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の教職員研修（法定研修等）の充実 ・教員の I C T活用能力の向上（教員の研修・支援体制の充実，スキルチェックの実施） ・新 英語指導力の強化（英語教員及び英語指導助手（A E T）に対するチーム・ティーチング指導法研修等の充実） ・教育会（研修事業部）との連携
研究事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業の推進（研究指定校，学力向上調査研究事業） ・教育会（研究事業部，広報事業部）との連携（読解力向上事業等）
指導，助言の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導（計画訪問，学校支援訪問，要請訪問，随時訪問等）による授業力向上や生徒指導への支援 ・学校事故への迅速な対応

基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもの「生きる力」をより一層育むため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や本市の教育資源を活用した学習等を通して、学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに、豊かな感性や思いやりの心の育成に努める。

また、子ども一人一人の良さや可能性を伸ばし、次の時代をリードし、水戸の明るい未来を創造していける人材、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標4 確かな学びと学習意欲を高める教育【チャレンジプランの推進】

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的な生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図る。

1 学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等のバランスのとれた育成に努める。

また、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努める。

【目標指標】

全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率（対県平均）

（小6）＋1ポイント、（中3）＋1ポイント

【主な施策】

施策	主な内容
確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none">・基本的な生活習慣の確立（「規律と協働を高める八策」の推進）・個に応じた学習指導の充実（A Iドリルの活用、学力向上サポーターによる指導）・新リーディングスキルテストを活用した読解力の向上・学びの診断の実施とA Iドリルによる課題の克服・家庭学習の充実（家庭学習スタートノートの活用等）
自ら学ぼうとする意欲の育成	<ul style="list-style-type: none">・数学・学習相談「SPOT in MITO」の実施・大学との連携事業「つながる学び みと☆Future College」による授業の充実

基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育【グローバルプランの推進】

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

1 社会変化に対応した教育の推進

子どもが「Society5.0時代」や「ポストコロナ」をはじめとするこれからの時代を生き抜いていけるよう、ICT教育、国際理解教育の推進とともに、次世代リーダーの育成など、グローバル社会で活躍できる力の育成に努める。

【目標指標】

中学校卒業時英検3級相当以上の生徒の割合 62%

【主な施策】

施策	主な内容
英会話力の向上	・実践的なコミュニケーション能力の育成(オール・イン・イングリッシュによる英会話授業やイングリッシュデイキャンプの実施等)
ICT環境を活用した「令和の学びのスタンダード」の実現	・1人1台端末等の活用による学びの充実(デジタル教材の活用、教育データ(学習履歴)の活用、外部講師との交流授業の実施等) ・家庭学習における端末等の活用 ・情報モラル・セキュリティに関する指導の充実
次世代リーダーの育成	・次世代エキスパート育成事業の充実(新 高等学校と連携した音楽、農業技術、国際ビジネス分野における育成等) ・防災リーダー育成事業の実施

基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育【キャリアプランの推進】

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成する。

1 郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史、文化、産業などについて理解を深めるとともに、地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動、副読本を活用した郷土教育などを通して、ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また、おもてなしボランティア等の活動を通して、もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

【目標指標】

日本遺産に関する学習の実施 全校（48校）

【主な施策】

施 策	主な内容
郷土への理解を深める教育の充実	・「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進 ・社会科副読本を活用した日本遺産の学習
もてなしの心を育む教育の推進	・おもてなしボランティア活動の推進（チーム魁、魁二の丸隊、子ども梅大使の活動、水戸黄門漫遊マラソン）

2 豊かな感性の育成

水戸芸術館との連携による芸術教育、自然体験活動等を通して、心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また、企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ、将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

【目標指標】

芸術鑑賞会の開催（年間） 3回

【主な施策】

施 策	主な内容
世界に誇る水戸芸術館と連携した芸術教育の充実	・芸術鑑賞会の開催（演劇・音楽部門） ・「中学校合唱の祭典」の開催（音楽部門） ・ 新 水戸芸術館による学校訪問アートプログラムへの参加（美術部門）
体験学習の充実	・民間企業、商工会議所等との連携による職場見学、職場体験の実施 ・宿泊を伴う自然教室の実施

基本目標7 いのちや人権を大切にする教育【ふれあいプランの推進】

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し、いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育成する。

1 いじめ解決に向けた取組の推進

いじめの未然防止及び早期発見に向け、小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに、悩みを抱える子どもが安心して相談しやすい環境を整え、いじめ問題に組織的に取り組み、迅速で的確な対応を行うなど、いじめの早期解消を図る。

また、人権教育を通して、子ども一人一人がその発達段階に応じ、人権課題の正しい理解や確かな人権感覚を養うとともに、あらゆる偏見や差別をなくし、互いの大切さを認め合う心の育成に努める。

【目標指標】

いじめ解消率（次年度フォローアップ値） 100%

【主な施策】

施策	主な内容
いじめの未然防止	・あいさつ運動の実施 ・いじめ解決フォーラム，ワークショップの実施 ・SNSによるいじめに関する講演会の実施
いじめの早期発見・早期対応	・悩みを相談しやすい環境づくり（いじめ相談ダイヤルの設置， 新 1人1台端末のアンケート機能を活用したオンライン相談窓口の開設） ・いじめの実態調査 ・いじめ防止対策推進法に定める組織等の設置
学校における人権教育の充実	・人権課題に関する教育，啓発活動の充実

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え、見守り、育てるとともに、市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また、歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め、郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに、歴史と伝統を基底に、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

1 青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため、市青少年育成推進会議を中心に、家庭、地域、学校、行政が連携を図りながら、青少年・若者の地域活動や社会参加活動を支援する。

また、関係機関・団体と連携し、街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに、電話、来所等による相談活動を通して、青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては、現代的な教育課題に対応した体験活動の実施や地域の特性を生かしたプログラムの開発をはじめ、移動天文車を活用した天体観測等の体験活動を展開するなど、自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

【目標指標】

少年自然の家利用者（年間） 20,000人

【主な施策】

施策	主な内容
青少年・若者の健全育成のための事業の充実	・青少年・若者の自主的な社会参加活動の促進（高校生社会参加促進事業、青少年育成団体との協働事業等） ・子ども会の活性化に向けた方策の推進 ・少年自然の家における自然体験活動の充実 ・ 新 青少年の育成に関する講演会の開催
問題行動の早期発見と非行防止	・青少年相談員による街頭補導 ・電話、来所等による青少年相談

基本目標 9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

1 学習機会の充実

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

【目標指標】

生涯学習サポーター等による現代的課題や地域が抱える課題解決のための講座開催（年間）
10 講座

【主な施策】

施策	主な内容
学習環境の充実	・現代的課題や地域が抱える課題解決のための学習機会の提供 ・みと好文カレッジ、市民センターにおける「みと弘道館大学」の充実
みと好文カレッジ事業の充実	・生涯学習サポーターをはじめとする生涯学習推進のため の人材の育成、活用（「さきがけ塾」の開催等） ・生涯学習活動への参加促進
人権教育の充実	・部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に関する 教育、啓発活動の充実
図書館事業の充実	・レファレンスサービスの充実 ・学校図書館支援事業の推進 ・子ども読書活動推進計画（第2次）の推進 ・市民との協働による図書館活動の推進 ・地域の特性を生かした図書館づくりの推進

基本目標 10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

1 歴史的資源の保全と活用

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り、次代へ継承するとともに、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、まちの魅力として高めていくため、文化財の適切な保護、保存、活用に努める。

また、近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに、学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては、郷土水戸に関わりのある自然、歴史、民俗、美術等の資料を収集・保管するとともに、展覧会の開催等を通して、郷土の歴史や文化、自然にふれることのできる機会を提供するなど、地域、学校との連携のもと、市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

【目標指標】

市指定文化財指定及び市地域文化財認定（年間） 3件

【主な施策】

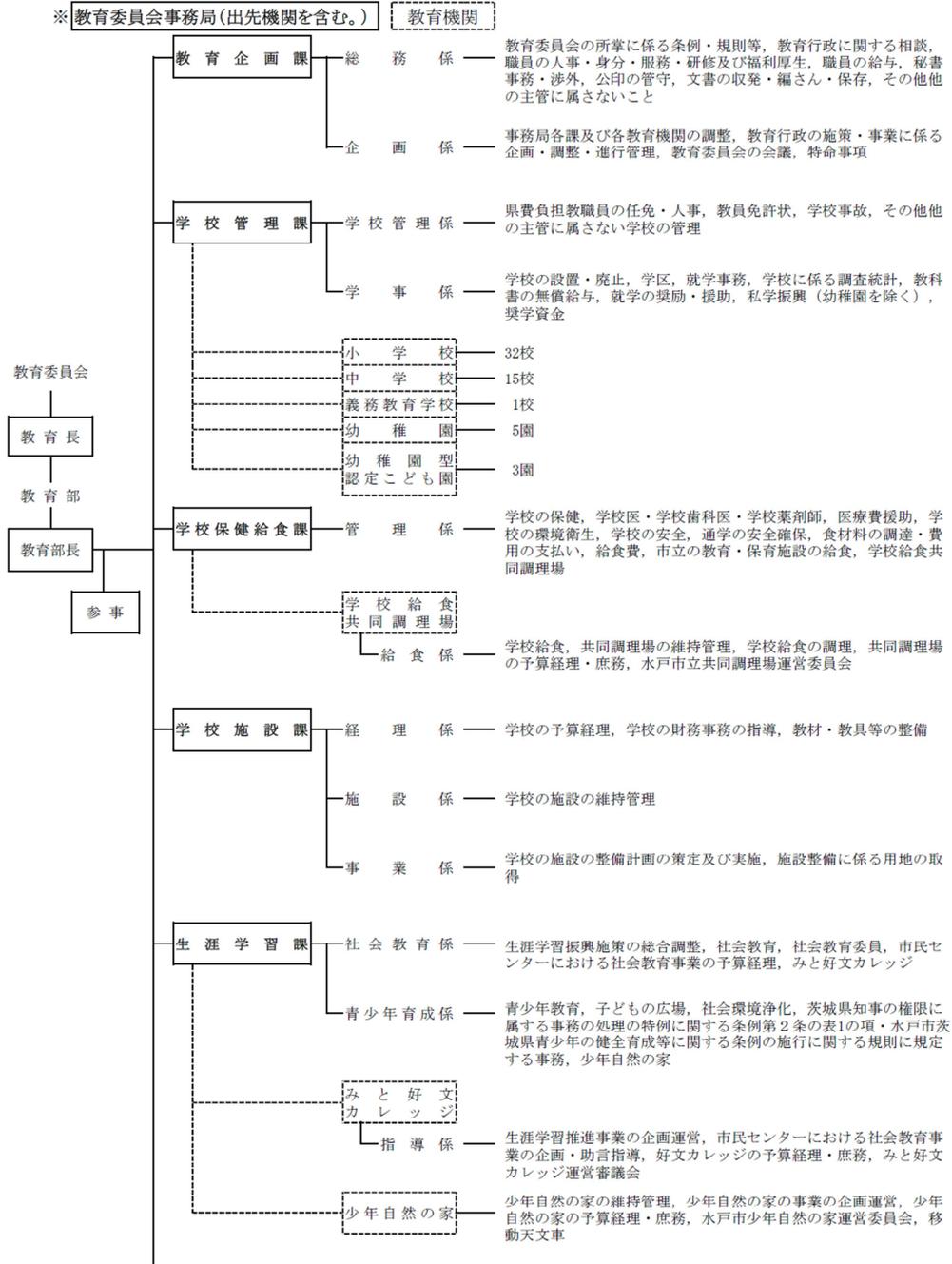
施策	主な内容
文化財の保護、保存、活用	<ul style="list-style-type: none">・新 水戸市文化財保存活用地域計画の策定・市指定文化財の指定及び水戸市地域文化財の認定・水戸城歴史的建造物の活用・ヒカリモの検証・活用事業の推進・史跡等整備活用事業の推進（台渡里官衙遺跡群）・埋蔵文化財発掘調査事業及び公開活用事業の推進・民俗芸能伝承団体への支援
世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">・広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進（（仮称）世界遺産国際シンポジウムの開催等）・日本遺産ブランド力向上事業（牛久市、笠間市と連携した茨城県日本遺産3市連携講演会（仮称）の開催等）
博物館事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・特別展等の開催（夏休み子どもミュージアム、秋季・冬季特別展）・博物館資料「石河明善日記」刊行事業の推進・小・中学校との連携事業の推進（体験講座、出前講座、職場体験等）

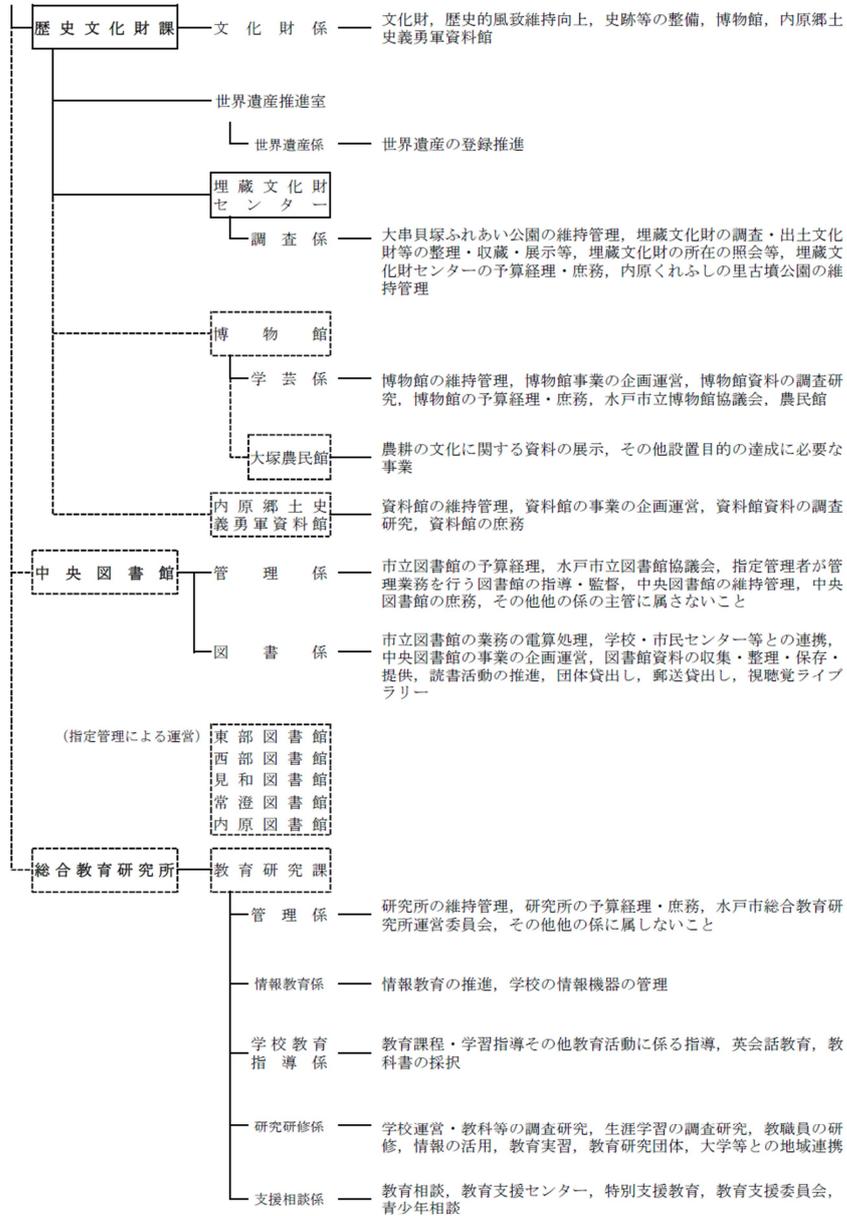
さらに、年度終了後には、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成し、各年度の教育行政方針を含めた教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会の活動状況及び主要な施策の実施状況に対する自己評価を行ったうえで、その内容について水戸市教育事務評価専門委員（令和5年度分については3名）より意見聴取を実施し、その意見も含め議会に提出し、公表している。

また、教育委員会の機構は次のようになっている。

教育委員会機構

令和6年4月1日現在





第3章 包括外部監査の結果（概要）

第1 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和7年1月末現在での判断に基づき記載している。

※本報告書における数値について、端数処理の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

第2 監査結果及び意見に関する概要

少子化の進展・加速という状況だけではなく、社会・経済情勢の変化に対応するため教育内容に関しても GIGA スクール構想の実現や子ども一人ひとりの個性を尊重した多様な教育が求められる一方で、教職員の不足により学校において負担感の強い労働環境となっていることなど学校教育をめぐる内外の環境は大きく変化し、また変化することを求められている。

このような変化を求められる中、監査人において後述の監査結果及び意見における事象から考えられる水戸市教育委員会の課題として次の2点が挙げられる。いずれも内容としてはありきたりで基本的なことではあるが、様々な内外の変化に対応するための特別な方策を模索するのではなく、基本に立ち返ることの重要性の再認識として留意すべき事項である。

1 外部や非専門家、関連当事者などの意見を聞く機会・体制の確保

【指摘事項 No.1】教育施策大綱について適切な手続きを経て策定すべきこと、や【意見 No.1】学校規模の適正化について、において記載しているが教育行政は今後未来を担う子どもの育成という極めて重要な性格をもち、その関係者は児童・生徒、保護者だけでなく地域住民など多岐にわたる。教育委員会制度においても従前より「レイマンコントロール」として教育の専門家以外の人物による教育行政への参画が制度的に確保されてきた。学校教育をめぐる環境が大きく変化する中では、従前から制度的に確保されてきた「レイマンコントロール」の確実な実施や学校規模の適正化検討における多様な関係者からの意見を取り入れる機会を設けることで、教育行政サービスを受ける側が求める教育行政サービス水準の把握や、今後の変化に対する理解の浸透や納得感の醸成に資すると考えられる。

2 前例の踏襲によらない、効率的で効果的な教育行政サービスの実現

軽微な内容としては【意見 No.2】県費負担教職員の給与に係る事務の効率化について、や【意見 No.6】教材購入費の単価の定期的な見直しについて、などにおいて記載しているが前例に過度に依存するあまり不合理となっているものや、経済状況の変動により現状では問題が少なからず生じているものの、根本的な問題の解決を図らずに現状どおりの事務手続きを行ってしまっているものが散見された。その延長として、【指摘事項 No.4】学校徴収金の未納による不足金を教職員の立替で補うべきでないこと、において記載しているが学校徴収金の未納金による資金不足額を

教職員個人で立替を行っている事例では、過去に緊急的だったにしろそのような対応を取ったことが望ましいことではないが慣習として残ってしまい、現在に至ってしまっていると推察される。社会からの要請により子ども一人ひとりの個性を尊重した多様な教育が求められ、目の前にある業務をただこなすことだけを考えると前例に従うことが短期的には効率的かもしれないが、中長期的には変化に対応できず、社会からの期待に応えられない教育行政サービスしか実施できなくなるリスクが高い。変化を恐れず、また現状の業務に対して積極的に効率的・効果的な対応策を考えることが社会からの期待に応える教育行政サービスの実現につながると考えられる。

第3 監査結果及び意見のリスト

区分及び番号	監査結果及び意見	参照頁
教育企画課		
指摘事項 No.1	教育施策大綱について適切な手続きを経て策定すべきこと	50 頁
学校管理課		
意見 No.1	学校規模の適正化について	55 頁
学校往査共通事項		
意見 No.2	県費負担教職員の給与に係る事務の効率化について	85 頁
意見 No.3	財務規程上の様式と実務上の管理資料の整合性について	87 頁
意見 No.4	物品一覧と教材台帳との重複管理の解消について	88 頁
意見 No.5	他の小学校、中学校で共通使用する器具について	89 頁

	て	
意見 No.6	教材購入費の単価の定期的な見直しについて	90 頁
意見 No.7	出退勤システムの統一的な管理及び運用について	95 頁
笠原小学校		
指摘事項 No.2	学校徴収金について適切に監査すべきこと	99 頁
意見 No.8	不要な銀行口座の解約について	99 頁
指摘事項 No.3	未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと	100 頁
指摘事項 No.4	学校徴収金の未納による不足金を教職員の立替で補うべきでないこと	100 頁
指摘事項 No.5	物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと	102 頁
指摘事項 No.6	同種物品が多量にある場合に適切な管理をすべきこと	103 頁
指摘事項 No.7	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	104 頁
笠原中学校		
指摘事項 No.8	学校徴収金・会計事務分担一覧表について適切に作成すべきこと	108 頁
指摘事項 No.9	学校徴収金について適切に監査すべきこと	108 頁
指摘事項 No.10	公費私費の区分を明確にすべきこと	108 頁
指摘事項 No.11	物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと	109 頁
指摘事項 No.12	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	109 頁
常磐小学校		

指摘事項 No.13	学校徴収金・会計事務分担一覧表について適切に作成すべきこと	115 頁
指摘事項 No.14	学校徴収金について適切に監査し、不要な口座については解約すべきこと	115 頁
指摘事項 No.15	未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと	115 頁
指摘事項 No.16	物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと	116 頁
指摘事項 No.17	物品について個別に特定できるように管理すべきこと	116 頁
指摘事項 No.18	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	117 頁
第一中学校		
意見 No.9	不要な銀行口座の解約及び残高の有効活用について	122 頁
指摘事項 No.19	学校徴収金について適切に監査すべきこと	122 頁
指摘事項 No.20	未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと	122 頁
意見 No.10	旧制水高記念基金の有効活用について	123 頁
指摘事項 No.21	前渡金の適切な管理及び業者への速やかな支払いを行うべきこと	123 頁
指摘事項 No.22	物品一覧について適切に作成すべきこと	124 頁
指摘事項 No.23	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	125 頁
指摘事項 No.24	業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと	127 頁
指摘事項 No.25	売買請書を適正に作成すべきこと	127 頁

指摘事項 No.26	適切な入札（見積）書の作成をした者のみ契約 対象とすべきこと	128 頁
指摘事項 No.27	適切な入札（見積）書の作成を依頼すべきこと	129 頁
上大野小学校		
意見 No.11	不要な銀行口座の解約について	133 頁
指摘事項 No.28	学校徴収金について適切に監査すべきこと	133 頁
下大野小学校		
指摘事項 No.29	学校徴収金の会計監査について保護者への報告 前に実施すべきこと	138 頁
指摘事項 No.30	物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこ と	138 頁
指摘事項 No.31	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	139 頁
国田義務教育学校		
意見 No.12	不要な銀行口座の解約について	143 頁
指摘事項 No.32	学校徴収金について適切に監査すべきこと	143 頁
指摘事項 No.33	学校徴収金について適切に管理すべきこと	144 頁
意見 No.13	生物研究部に対する助成金の有効活用について	144 頁
指摘事項 No.34	物品寄附受領書について適切に作成すべきこと	145 頁
指摘事項 No.35	物品一覧について適正に作成すべきこと	146 頁
指摘事項 No.36	物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこ と	146 頁
指摘事項 No.37	業者決定時の手続きについて適切に行うべきこ と	148 頁
飯富中学校		
指摘事項 No.38	公費私費の区分を明確にすべきこと	152 頁

意見 No.14	不要な銀行口座の解約について	152 頁
指摘事項 No.39	学校徴収金について適切に監査すべきこと	152 頁
指摘事項 No.40	物品一覧について適切に作成すべきこと	153 頁
指摘事項 No.41	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	153 頁
指摘事項 No.42	支出負担行為票を適切に作成すべきこと	155 頁
指摘事項 No.43	業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと と	156 頁
鯉淵小学校		
指摘事項 No.44	学校徴収金の会計監査について保護者への報告 前に実施すべきこと	160 頁
指摘事項 No.45	公費私費の区分を明確にすべきこと	160 頁
指摘事項 No.46	物品一覧について適切に作成すべきこと	161 頁
指摘事項 No.47	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	161 頁
指摘事項 No.48	業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと と	162 頁
緑岡小学校		
指摘事項 No.49	公費私費の区分を明確にすべきこと	165 頁
指摘事項 No.50	物品等の購入について後払い取引とすべきこと	165 頁
指摘事項 No.51	学校徴収金について適切に経理・監査すべきこと と	166 頁
意見 No.15	学校徴収金の各会計間の資金融通について	167 頁
指摘事項 No.52	物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと と	168 頁
指摘事項 No.53	物品一覧について適切に作成すべきこと	168 頁
指摘事項 No.54	薬品受払簿を適切に作成すべきこと	169 頁

学校保健給食課		
意見 No.16	入札の実効性の確保について	177 頁
生涯学習課		
指摘事項 No.55	公費私費の区分を明確にすべきこと	204 頁
意見 No.17	講座参加費の取扱いについて	211 頁
意見 No.18	公金外現金及び金券類の管理について	218 頁
中央図書館		
意見 No.19	アナログの視聴覚教材のデジタル化による保存 について	236 頁
意見 No.20	利用者登録情報の整理について	238 頁
総合教育研究所（教育研究課）		
指摘事項 No.56	審議会等の議事録について適切に情報開示すべ きこと	247 頁
指摘事項 No. 57	水戸市学校情報セキュリティ対策基準を順守し 規定を整備すべきこと	250 頁
指摘事項 No.58	外部サービス利用時の情報管理を適切に行うべ きこと	251 頁

第4章 包括外部監査の結果（各論）

第1 教育企画課

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の教育企画課の事務分掌は以下のとおりである。

総務係

- 1 教育委員会の所掌に係る条例、規則等に関すること。
- 2 教育行政に関する相談に関すること。
- 3 事務局及び学校（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）その他の教育機関（幼稚園を除く。次号及び企画係の項第1号において同じ。）の職員（県費負担教職員を除く。次号において同じ。）の人事、身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 4 事務局及び学校その他の教育機関の職員の給与に関すること。
- 5 秘書事務及び渉外に関すること。
- 6 公印の管守に関すること。
- 7 文書の収発、編さん及び保存に関すること。
- 8 その他他の主管に属さないこと。

企画係

- 1 事務局各課及び各教育機関の調整に関すること。
- 2 教育行政の施策及び事業に係る企画、調整及び進行管理に関すること。
- 3 教育委員会の会議に関すること。
- 4 特命事項に関すること。

2 監査結果

【指摘事項 No.1】教育施策大綱について適切な手続きを経て策定すべきこと

教育施策大綱は平成 27 年 4 月 1 日 に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長に教育に関する大綱の策定が義務付けられた。大綱策定に当たっては市長と教育委員会が総合教育会議において、協議、調整することとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（中略）

（総合教育会議）

第一条の四

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

現行の水戸市教育施策大綱は令和元年8月に定められている。これは当時の水戸市の最上位計画である「水戸市第6次総合計画－みと魁プラン」の「魁のまちづくり N E X T プロジェクト」に位置付けられた、「水戸スタイルの教育」に掲げるプランの再構築に伴い、総合教育会議における協議を経て改正したものである。

令和5年4月の水戸市長選挙により、市長が再任されるとともに、令和6年度から令和15年度までの基本構想と、令和6年度から令和10年度までの基本計画（前期）を定めた「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン」を策定した。しかし、教育施策大綱は従来の施策からの大きな変更はなく教育施策大綱に変更はないと執行部側（市長の権限であるが教育委員会事務局教育部教育企画課が補助執行）が判断したため、総合教育会議を経ることなく従来の教育施策大綱を延長している。令和元年度以降の総合教育会議の議題は次のようになっている。

開催年度	開催回数	開催年月日	議題
令和元年度	第1回	令和元年8月1日	(1)水戸市教育施策大綱の改定について
	第2回	令和2年2月6日	(1)家庭の教育力向上への支援について
令和2年度	第1回	令和2年10月1日	(1)新型コロナウイルス感染症に伴う学校の対応について (2)コロナ禍における学校の避難所運営について
	第2回	令和3年2月4日	(1)ICTを活用した今後の学校教育について
令和3年度	第1回	令和3年11月4日	(1)部活動の今後のあり方について
	第2回	令和4年3月3日	(1)青少年・若者のボランティア活動について
令和4年度	第1回	令和5年2月2日	(1)不登校児童生徒への対応について
令和5年度	第1回	令和6年2月15日	(1)水戸市におけるDXの推進について
令和6年度	第1回	令和6年11月7日	(1)学校現場における職場環境について

また、そもそも現行の水戸市教育施策大綱には対象期間がない。教育施策大綱について法律上の規定はないが、教育施策の基本的な方針を示すものであるため中

長期的なものではあるが、永続的なものではない。文部科学省における地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正時の資料においては「4～5年程度のものとして定めることを想定」しているとの記載がある。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要） Q&A
（文部科学省）（抜粋（下線は監査人が記載））

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

A 大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

また、現行の水戸市教育施策大綱策定時の総合教育会議の議事録において、市長の認識としては、当時の市長の任期（令和元年5月～令和5年5月）を念頭に任期中の4年間を対象と認識、説明している発言がある。

令和元年度第1回水戸市総合教育会議（開催日時：令和元年8月1日）会議録

（下線は監査人が記載）

市長：（前略）これが私の任期中である4年間の教育施策大綱となりますので、一度策定いたしますと4年間は変更ができません。後になりもっと盛り込んでおけばよかったなど、そのようなことのないようきめ細かく点検をしていただきながら完成させていきたいと思っています。

上記の状況から判断すると、現行の水戸市教育施策大綱は明示的な対象期間がなく、総合教育会議における協議、調整という適切な手続きを経て更新されたものであるとは言えない。たとえ水戸市教育施策大綱の内容に変更がないものであっても、総合教育会議を経ず、執行部側（市長の権限であるが教育委員会事務局教育部教育企画課が補助執行）の独断で現行の水戸市教育施策大綱を延長することは、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」から逸脱するものである。もちろん総合教育会議における協議、調整の結果、現行の水戸市教育施策大綱の内容がそのまま踏襲されることは問題ない。しかし、総合教育会議における教育委員会による「レイマンコントロール」の機会が損なわれている現状には問題がある。

教育施策大綱の対象期間の明示を含め、適切な手続きを経た教育施策大綱の策定をするべきである。

第2 学校管理課

1 学校管理課

(1) 事務分掌

令和6年4月1日現在の学校管理課の事務分掌は以下のとおりである。

学校管理係

- 1 県費負担教職員の任免その他人事に関する事。
- 2 教員免許状に関する事。
- 3 学校事故に関する事。
- 4 その他他の主管に属さない学校の管理に関する事。

学事係

- 1 学校の設置及び廃止に関する事。
- 2 学区に関する事。
- 3 就学事務に関する事。
- 4 学校に係る調査統計に関する事。
- 5 教科書の無償給与に関する事。
- 6 就学の奨励及び援助に関する事。
- 7 私学の振興に関する事。
- 8 奨学資金に関する事。

(2) 監査結果

【意見 No.1】 学校規模の適正化について

水戸市の小・中学校及び義務教育学校の学校規模について、児童数及び学級数の過去5年間の推移は次表のようになっている。

単位：人

No	学校名	令和元年5月1日時点			令和2年5月1日時点			令和3年5月1日時点			令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点			5年間児童増減数	5年間児童増減率
		児童数	通常学級	特別支援学級																	
1	三の丸小学校	476	15	2	450	13	2	436	13	2	438	13	3	422	13	4	401	13	3	▲75	▲15.8%
2	五軒小学校	235	9	4	243	9	4	237	9	2	219	8	2	225	9	2	194	8	2	▲41	▲17.4%
3	新荘小学校	199	6	2	199	6	2	180	6	2	179	6	3	172	6	3	175	6	3	▲24	▲12.1%
4	城東小学校	228	10	2	221	10	2	197	8	2	191	7	2	179	6	3	164	6	3	▲64	▲28.1%
5	浜田小学校	499	16	3	498	16	4	492	17	5	491	16	5	474	16	5	443	15	5	▲56	▲11.2%
6	常磐小学校	474	15	3	496	15	4	485	15	4	458	14	5	448	14	5	429	14	4	▲45	▲9.5%
7	緑岡小学校	940	28	7	913	28	7	915	29	8	927	29	8	935	30	7	918	29	6	▲22	▲2.3%
8	寿小学校	651	22	4	635	19	4	611	19	5	594	18	6	564	18	5	564	19	6	▲87	▲13.4%
9	上大野小学校	53	5	-	61	6	-	71	6	-	74	6	-	76	6	-	77	6	-	24	45.3%
10	柳河小学校	76	6	1	70	6	1	64	5	1	57	6	1	55	6	1	57	5	1	▲19	▲25.0%
11	渡里小学校	545	18	3	555	18	3	569	18	3	590	18	5	591	19	5	599	19	6	54	9.9%
12	吉田小学校	677	22	3	682	21	3	703	22	5	701	23	5	680	21	4	676	22	7	▲1	▲0.1%
13	酒門小学校	650	20	3	676	21	5	691	22	5	730	23	4	756	24	4	782	24	7	132	20.3%
14	石川小学校	485	15	3	489	14	3	452	13	3	444	13	3	436	13	4	431	13	5	▲54	▲11.1%
15	飯富小学校	198	7	2	204	8	2	176	7	2	173	7	2	165	7	2	168	7	2	▲30	▲15.2%
16	河和田小学校	374	13	3	370	12	3	393	13	3	409	13	3	431	14	3	415	14	3	41	11.0%
17	上中妻小学校	211	8	2	220	9	2	216	9	2	214	9	2	204	9	2	212	8	2	1	0.5%
18	見川小学校	540	17	4	536	17	5	523	17	5	522	16	6	521	17	7	539	18	7	▲1	▲0.2%
19	千波小学校	749	23	3	720	23	4	739	23	4	719	23	4	720	23	4	702	23	4	▲47	▲6.3%
20	梅が丘小学校	792	24	4	749	23	6	702	22	7	677	22	5	672	22	4	629	20	4	▲163	▲20.6%
21	双葉台小学校	600	19	3	569	18	3	557	17	4	521	17	4	490	17	5	493	17	5	▲107	▲17.8%
22	笠原小学校	782	25	3	797	25	3	818	26	3	828	25	4	871	26	5	917	28	7	135	17.3%
23	赤塚小学校	198	7	2	195	7	2	199	7	2	206	7	2	187	7	3	187	7	3	▲11	▲5.6%
24	吉沢小学校	598	19	4	618	20	4	606	20	4	637	21	4	654	21	5	685	22	7	87	14.5%
25	堀原小学校	267	11	2	267	11	2	262	10	4	267	9	3	265	10	4	265	11	4	▲2	▲0.7%
26	下大野小学校	76	6	1	74	6	1	79	6	1	74	6	1	78	6	1	72	6	1	▲4	▲5.3%
27	稲荷第一小学校	268	10	2	281	12	2	285	11	2	295	11	2	289	11	3	293	11	4	25	9.3%
28	稲荷第二小学校	256	10	2	259	9	3	233	8	3	234	9	3	203	7	3	187	7	3	▲69	▲27.0%
29	大場小学校	97	6	-	101	6	-	102	6	-	100	6	-	97	6	-	103	6	1	6	6.2%
30	鯉淵小学校	215	8	4	216	7	5	231	8	5	240	9	6	240	10	6	229	9	5	14	6.5%
31	妻里小学校	183	6	1	179	6	1	178	6	1	170	6	1	181	6	2	171	6	2	▲12	▲6.6%
32	内原小学校	439	14	3	437	13	2	419	12	2	419	12	3	420	13	4	420	15	3	▲19	▲4.3%
	小学校計	13,031	440	85	12,980	434	94	12,821	430	101	12,798	428	107	12,701	433	115	12,597	434	125	▲434	▲3.3%

単位：人

No	学校名	令和元年5月1日時点			令和2年5月1日時点			令和3年5月1日時点			令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点			5年間生徒増減数	5年間生徒増減率
		生徒数	通常学級	特別支援学級																	
1	第一中学校	353	11	2	355	11	2	343	11	2	331	11	2	338	11	3	322	10	3	▲31	▲8.8%
2	第二中学校	392	12	2	359	11	2	369	11	3	357	12	2	341	11	2	326	10	2	▲66	▲16.8%
3	第三中学校	405	12	3	413	13	2	420	13	2	408	13	2	383	12	3	384	12	4	▲21	▲5.2%
4	緑岡中学校	500	15	2	500	15	2	471	15	3	469	15	4	438	14	5	453	14	5	▲47	▲9.4%
5	第四中学校	927	28	3	926	28	2	899	27	3	916	27	6	925	27	9	971	28	11	44	4.7%
6	飯富中学校	78	3	1	86	3	2	106	4	2	92	4	2	88	4	2	62	3	2	▲16	▲20.5%
7	赤塚中学校	370	12	2	374	12	2	361	11	2	369	11	3	360	12	2	382	12	3	12	3.2%
8	第五中学校	389	12	2	379	12	2	386	12	2	375	12	2	378	12	2	378	12	2	▲11	▲2.8%
9	見川中学校	672	20	3	657	19	4	649	19	3	617	18	4	625	18	5	595	17	6	▲77	▲11.5%
10	双葉台中学校	359	12	2	346	12	3	319	11	3	292	10	2	281	9	2	290	9	3	▲69	▲19.2%
11	笠原中学校	621	19	2	640	20	2	664	21	3	696	20	3	698	22	4	703	20	5	82	13.2%
12	石川中学校	271	9	2	267	9	3	267	9	2	241	8	2	224	7	2	219	6	3	▲52	▲19.2%
13	千波中学校	402	12	2	390	12	2	364	12	2	377	12	2	370	12	2	346	11	3	▲56	▲13.9%
14	常澄中学校	338	11	2	309	10	2	285	9	3	288	9	2	303	9	2	313	10	2	▲25	▲7.4%
15	内原中学校	417	14	4	401	13	5	431	13	6	404	12	6	395	12	4	397	12	4	▲20	▲4.8%
	中学校計	6,494	202	34	6,402	200	37	6,334	198	41	6,232	194	44	6,147	192	49	6,141	186	58	▲353	▲5.4%

単位：人

No	学校名	令和元年5月1日時点			令和2年5月1日時点			令和3年5月1日時点			令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点			5年間児童・生徒増減数	5年間児童・生徒増減率
		児童・生徒数	通常学級	特別支援学級																	
1	国田義務教育学校	165	9	-	144	9	-	143	9	-	134	9	-	137	9	-	127	9	-	▲7	▲4.9%

市全体としては少子化の影響により年少人口が減少していることもあり、小・中学校及び義務教育学校における児童・生徒数の合計数は減少している。しかし一部の学校においては児童・生徒数が増加しているところもあり、地域的な児童・生徒数の偏在は見受けられる。

次に、小・中学校の通常学級と特別支援学級別の児童・生徒数の推移の過去4年間の推移は次表のようになっている。なお、義務教育学校については特別支援学級がないため記載していない。

過去4年間で通常学級に通う児童・生徒数は減少し、その人数は小学校や中学校1校分を上回る水準であり、少子化の速度の速さを表している。特別支援学級に通う児童・生徒数は小学校で1.5倍、中学校で2倍近くと大きく増加している。これは特別支援学級に対する認知や理解が進んだことによるものと考えられる。

通常学級児童数推移

単位：人

No	学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
1	三の丸小学校	443	428	421	404	384	▲59	▲13.3%
2	五軒小学校	231	230	213	219	186	▲45	▲19.5%
3	新荘小学校	192	171	168	159	157	▲35	▲18.2%
4	城東小学校	213	189	180	163	147	▲66	▲31.0%
5	浜田小学校	477	464	456	438	409	▲68	▲14.3%
6	常磐小学校	475	464	430	421	405	▲70	▲14.7%
7	緑岡小学校	871	867	883	896	879	8	0.9%
8	寿小学校	611	582	559	527	528	▲83	▲13.6%
9	上大野小学校	61	71	74	76	77	16	26.2%
10	柳河小学校	66	61	55	53	54	▲12	▲18.2%
11	渡里小学校	540	552	561	559	562	22	4.1%
12	吉田小学校	662	674	671	648	635	▲27	▲4.1%
13	酒門小学校	650	664	704	733	741	91	14.0%
14	石川小学校	474	432	424	414	403	▲71	▲15.0%
15	飯富小学校	194	165	161	156	157	▲37	▲19.1%
16	河和田小学校	356	378	392	413	395	39	11.0%
17	上中妻小学校	211	209	209	199	206	▲5	▲2.4%
18	見川小学校	512	497	487	484	499	▲13	▲2.5%
19	千波小学校	695	714	694	695	676	▲19	▲2.7%
20	梅が丘小学校	715	665	646	650	607	▲108	▲15.1%
21	双葉台小学校	554	531	493	462	462	▲92	▲16.6%
22	笠原小学校	778	800	805	837	875	97	12.5%
23	赤塚小学校	186	190	193	172	170	▲16	▲8.6%
24	吉沢小学校	593	582	617	621	646	53	8.9%
25	堀原小学校	256	243	246	242	246	▲10	▲3.9%
26	下大野小学校	73	76	72	76	69	▲4	▲5.5%
27	稲荷第一小学校	276	278	284	273	266	▲10	▲3.6%
28	稲荷第二小学校	244	218	214	185	169	▲75	▲30.7%
29	大場小学校	101	102	100	97	99	▲2	▲2.0%
30	鯉淵小学校	192	209	215	216	207	15	7.8%
31	妻里小学校	178	177	168	172	160	▲18	▲10.1%
32	内原小学校	424	410	401	396	400	▲24	▲5.7%
	小学校計	12,504	12,293	12,196	12,056	11,876	▲628	▲5.0%

特別支援学級児童数推移

単位：人

No	学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
1	三の丸小学校	7	8	17	18	17	10	142.9%
2	五軒小学校	12	7	6	6	8	▲4	▲33.3%
3	新莊小学校	7	9	11	13	18	11	157.1%
4	城東小学校	8	8	11	16	17	9	112.5%
5	浜田小学校	21	28	35	36	34	13	61.9%
6	常磐小学校	21	21	28	27	24	3	14.3%
7	緑岡小学校	42	48	44	39	39	▲3	▲7.1%
8	寿小学校	24	29	35	37	36	12	50.0%
9	上大野小学校	0	0	0	0	0	0	-
10	柳河小学校	4	3	2	2	3	▲1	▲25.0%
11	渡里小学校	15	17	29	32	37	22	146.7%
12	吉田小学校	20	29	30	32	41	21	105.0%
13	酒門小学校	26	27	26	23	41	15	57.7%
14	石川小学校	15	20	20	22	28	13	86.7%
15	飯富小学校	10	11	12	9	11	1	10.0%
16	河和田小学校	14	15	17	18	20	6	42.9%
17	上中妻小学校	9	7	5	5	6	▲3	▲33.3%
18	見川小学校	24	26	35	37	40	16	66.7%
19	千波小学校	25	25	25	25	26	1	4.0%
20	梅が丘小学校	34	37	31	22	22	▲12	▲35.3%
21	双葉台小学校	15	26	28	28	31	16	106.7%
22	笠原小学校	19	18	23	34	42	23	121.1%
23	赤塚小学校	9	9	13	15	17	8	88.9%
24	吉沢小学校	25	24	20	33	39	14	56.0%
25	堀原小学校	11	19	21	23	19	8	72.7%
26	下大野小学校	1	3	2	2	3	2	200.0%
27	稲荷第一小学校	5	7	11	16	27	22	440.0%
28	稲荷第二小学校	15	15	20	18	18	3	20.0%
29	大場小学校	0	0	0	0	4	4	-
30	鯉淵小学校	24	22	25	24	22	▲2	▲8.3%
31	妻里小学校	1	1	2	9	11	10	1000.0%
32	内原小学校	13	9	18	24	20	7	53.8%
	小学校計	476	528	602	645	721	245	51.5%

通常学級生徒数推移

単位：人

No	学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
1	第一中学校	344	329	320	325	306	▲38	▲11.0%
2	第二中学校	350	358	348	333	319	▲31	▲8.9%
3	第三中学校	405	410	397	365	363	▲42	▲10.4%
4	緑岡中学校	487	455	449	413	424	▲63	▲12.9%
5	第四中学校	915	883	880	874	910	▲5	▲0.5%
6	飯富中学校	80	103	86	80	54	▲26	▲32.5%
7	赤塚中学校	365	353	357	349	365	0	0.0%
8	第五中学校	371	377	365	369	370	▲1	▲0.3%
9	見川中学校	638	629	594	594	561	▲77	▲12.1%
10	双葉台中学校	334	305	280	271	278	▲56	▲16.8%
11	笠原中学校	632	651	680	674	670	38	6.0%
12	石川中学校	257	258	233	216	203	▲54	▲21.0%
13	千波中学校	386	358	368	360	334	▲52	▲13.5%
14	常澄中学校	298	274	281	298	308	10	3.4%
15	内原中学校	375	395	372	374	376	1	0.3%
	中学校計	6,237	6,138	6,010	5,895	5,841	▲396	▲6.3%

特別支援学級生徒数推移

単位：人

学校名	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	4年間 増減数	4年間 増減率
第一中学校	11	14	11	13	16	5	45.5%
第二中学校	9	11	9	8	7	▲2	▲22.2%
第三中学校	8	10	11	18	21	13	162.5%
緑岡中学校	13	16	20	25	29	16	123.1%
第四中学校	11	16	36	51	61	50	454.5%
飯富中学校	6	3	6	8	8	2	33.3%
赤塚中学校	9	8	12	11	17	8	88.9%
第五中学校	8	9	10	9	8	0	0.0%
見川中学校	19	20	23	31	34	15	78.9%
双葉台中学校	12	14	12	10	12	0	0.0%
笠原中学校	8	13	16	24	33	25	312.5%
石川中学校	10	9	8	8	16	6	60.0%
千波中学校	4	6	9	10	12	8	200.0%
常澄中学校	11	11	7	5	5	▲6	▲54.5%
内原中学校	26	36	32	21	21	▲5	▲19.2%
中学校計	165	196	222	252	300	135	81.8%

このように、水戸市立小・中学校及び義務教育学校を取り巻く環境は大きく変化している。さらに近年の少子化の影響は大きく、今後さらなる児童・生徒数の減少が見込まれる。

監査人において今後の児童・生徒数についてコーホート変化率法を用いて予測した。出生率等の動向により今後生まれる子どもの数については大きな変動が予測されるため、令和6年4月1日より後に生まれる子どもについては予測対象外とした。水戸市における直近10年ほどの社会動態は安定しているため、大きな社会・経済変動がなければ一定の精度が見込まれる。社会動態に大きな変動はないが新型コロナウイルス感染症後の社会動態の影響を反映させるため直近3年間の平均値を採用した。水戸市内の小学生について、その大半が市立小学校へ通ってお

り、就学割合は直近3年間平均で94.7%となっている。また、中学生についても直近3年間で88.8%となっており、その割合に年度間の大きな変動は見られないことから直近3年間平均の就学割合を用いた。

今後の人口予測を要約すると次のようになる。なお、令和6年の児童・生徒数については令和6年5月1日時点のものであるが、4月から大きな変動はないと考えられるため人口の基準に合わせて4月1日と記載している。義務教育学校の児童・生徒については前期課程（小学校相当）と後期課程（中学校相当）に分けて、児童・生徒数に含めている。

今後6年間の人口予測

	R6.4.1	R12.4.1	6年間 増減数	6年間 増減率
小学生人口	13,298	11,281	▲2,017	▲15.2%
水戸市立小学校児童数	12,683	10,687	▲1,996	▲15.7%
中学生人口	6,935	6,611	▲324	▲4.7%
水戸市立中学校生徒数	6,182	5,869	▲313	▲5.1%

今後12年間の人口予測

	R6.4.1	R18.4.1	12年間 増減数	12年間 増減率
中学生人口	6,935	5,351	▲1,584	▲22.8%
水戸市立中学校生徒数	6,182	4,751	▲1,431	▲23.1%

このように市立小学校については今後6年間でおおよそ15%、2,000人ほどの児童数の減少が見込まれる。これは水戸市内の平均的な児童数の小学校5校分に相当し、少子化の影響の大きさが分かる。

市立中学校の生徒数については今後6年間ではおおよそ5%、300人ほどだが、今後12年間では20%超、1,400人ほどの生徒数の減少が見込まれる。これは水戸市

内の平均的な生徒数の中学校 3 校分に相当し、小学校同様現在の少子化が及ぼす影響の大きさが分かる。年齢別の人口予測については次のとおり。

水戸市人口予測（推計方法としてコーホート変化率法を用いて算出）

単位：人

年齢	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1	R12.4.1	R13.4.1	R14.4.1	R15.4.1	R16.4.1	R17.4.1	R18.4.1
0												
1	1,801											
2	1,807	1,787										
3	1,886	1,802	1,783									
4	1,946	1,877	1,794	1,774								
5	1,962	1,937	1,868	1,785	1,766							
6	2,051	1,953	1,929	1,860	1,778	1,758						
7	2,151	2,045	1,948	1,923	1,855	1,772	1,753					
8	2,215	2,151	2,045	1,947	1,923	1,854	1,772	1,753				
9	2,280	2,215	2,151	2,045	1,947	1,923	1,854	1,772	1,753			
10	2,170	2,268	2,204	2,140	2,034	1,937	1,913	1,845	1,763	1,744		
11	2,248	2,172	2,270	2,206	2,142	2,036	1,939	1,915	1,846	1,765	1,745	
12	2,216	2,245	2,169	2,267	2,202	2,139	2,033	1,936	1,912	1,844	1,762	1,743
13	2,278	2,216	2,245	2,169	2,267	2,203	2,139	2,033	1,936	1,912	1,844	1,762
14	2,275	2,281	2,219	2,248	2,171	2,270	2,205	2,141	2,036	1,939	1,914	1,846
小学生人口予測	13,115	12,804	12,546	12,120	11,678	11,281						
水戸市立小学校児童数予測	12,425	12,130	11,885	11,482	11,063	10,687						
中学生人口予測	6,769	6,742	6,632	6,684	6,641	6,611	6,377	6,111	5,884	5,695	5,520	5,351
水戸市立中学校生徒数予測	6,009	5,985	5,888	5,933	5,896	5,869	5,661	5,425	5,223	5,055	4,901	4,751

このように小・中学校及び義務教育学校を取り巻く環境は大きな変化にあり、また今後もその影響は続くことが想定されている中で、現在の水戸市の学校規模の考え方については2010年8月策定の「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」に基づいている。

「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」において、水戸市における学校規模の考え方については次のように定めている。

◆小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

(1) 本市における学区とコミュニティとの係り

本市の学区については、教育の機会均等とその水準維持向上を図るという趣旨から、学校規模、通学距離、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯やそれぞれの地域の実情を踏まえて設定してきた。また、本市ではこれまで、小学校区を単位に市民センター（旧：公民館）を整備し、地域コミュニティを醸成してきた経緯がある。

公立の学校においては、多様な集団の中で、学習や人間関係づくり、社会生活を身につける場であり、そのためには、一定規模の児童・生徒数が必要とされている。その一方で、学校は、単に子どもたちの教育を行うだけでなく、地域のシンボルとして、また、災害時の避難所をはじめ多様な機能を有している。

このため、学校の統廃合により、市民生活や地域コミュニティ活動に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、小規模校については、地域性や歴史性、住民意識など、地域の実情を十分考慮しながら、児童生徒数の推移を見守っていくものとする。

(2) 本市の望ましい学校規模のあり方

標準学級数については、1学年に複数の学級があり、クラス替えができることを基本とし、これに満たない小規模校については、地域の実情及び地理的状況等を踏まえ、必要に応じ、適正なあり方について個別に検証することとする。また、複式学級についてはその解消を図ることを基本とし、保護者や地域住民との協議を進め、課題の整理を行いながら、統廃合を含めたよりよい教育環境の整備に向けた具体的な取組を行うこととする。

また、大規模校についても、教育活動に支障が生じないよう配慮するものとし、必要に応じ、適正なあり方について個別に検証を行うこととする。

なお、具体的な検証を行う際には、小規模校、大規模校のいずれにおいても、今後の人口動態を的確に把握しながら児童生徒数を推計し、適正に検証するものとする。

◆水戸市における学校規模の考え方

文部科学省においては、小・中学校の適正配置に関する検討を行う中で、「今後、少子化に伴う学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、将来にわたって子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方について検討することが必要」としている。また、省令において、小学校及び中学校の学級数を「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と定めている。

茨城県においては、県内の公立小・中学校の小規模化や複式学級が増加している状況を踏まえ、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた市町村の取組に対して、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示すものとして、「公立小・中学校の適正規模について（指針）」を平成20年4月に策定した。その中で、小・中学校の適正規模の基準については、小学校においては「クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上」、中学校においては「クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上」を望ましい規模としている。

本市においては、これら国や県の基準をもとに、本市の実情に合った学校の適正規模を次のとおりとする。

<小学校>

12学級から24学級（1学年2学級から4学級）を学校規模の標準とする。

<中学校>

6学級から21学級（1学年2学級から7学級）を学校規模の標準とする。

※ 学級数の標準の下限は、1学年に複数の学級があり、クラス替えができる学級数とする。

小学校：12学級（1学年2学級）

中学校：6学級（1学年2学級）

※ 学級数の標準の上限は、本市の有する都市中枢機能や人口規模等を考慮し、国が標準として示している18学級に、1学年当たり1学級を加えた学級数とする。

小学校：国標準18学級（1学年3学級）⇒24学級（1学年4学級）

中学校：国標準18学級（1学年6学級）⇒21学級（1学年7学級）

学校規模の標準については、国（文部科学省）や茨城県においても定めており、それぞれの標準規模を比較すると次のようになる。

単位：学級数

	小学校		中学校	
	最小	最大	最小	最大
水戸市標準	12	24	6	21
茨城県標準	12	-	9	-
国標準	12	18	12	18

このように、水戸市においては地域の実情に合わせ、小学校については最小学級数は国及び県の標準と同数とし、最大学級数のみ 24 学級としており、中学校については最小学級数は国や茨城県よりも小規模の 6 学級とし、最大学級数は 21 学級として学校規模の標準を定めている。

「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」を定めた 2010 年と直近の 2024 年の小・中学校の学校規模を比較すると次のようになる。

なお、2021 年 4 月 1 日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 14 号）が施行され、1 学級当たりの人数について従来は小学校 1 年生のみ 35 人学級であったが小学校 2 年生から 6 年生まで段階的に 35 人とすることとなった。水戸市においては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び茨城県学級編制基準に基づき学級編制を行っており、2021 年以前より小学校 1 年生及び 2 年生が 35 人学級であったが、段階的に 35 人学級の学年を増やし、2024 年度において小学校 1 年生～5 年生を 35 人学級としている。

水戸市立小中学校の適正配置に関する指針策定後の状況

水戸市標準学級数未滿

水戸市標準学級数超

小学校	2010年5月1日		2024年5月1日		学級 増減数	人数 増減数	人数 増減率	備考
	学級数	人数 (人)	学級数	人数 (人)				
山根小学校	3	16	-	-	-	-	-	2011年3月に双葉台 小学校へ統合し閉校
上大野小学校	6	71	6	77	0	6	8.5%	小規模特認校へ
大場小学校	6	79	6	99	0	20	25.3%	小規模特認校へ
柳河小学校	6	101	5	54	▲1	▲47	▲46.5%	小規模特認校へ
国田小学校	6	105	6	86	0	▲19	▲18.1%	小規模特認校へ 義務教育学校へ
下大野小学校	6	108	6	69	0	▲39	▲36.1%	小規模特認校へ
飯富小学校	6	173	7	157	1	▲16	▲9.2%	
稲荷第二小学校	6	214	7	169	1	▲45	▲21.0%	
上中妻小学校	9	229	8	206	▲1	▲23	▲10.0%	
妻里小学校	9	239	6	160	▲3	▲79	▲33.1%	
鯉淵小学校	10	276	9	207	▲1	▲69	▲25.0%	
内原小学校	10	278	15	400	5	122	43.9%	
新莊小学校	10	281	6	157	▲4	▲124	▲44.1%	
五軒小学校	11	332	8	186	▲3	▲146	▲44.0%	
赤塚小学校	12	318	7	170	▲5	▲148	▲46.5%	
河和田小学校	12	331	14	395	2	64	19.3%	
稲荷第一小学校	12	331	11	266	▲1	▲65	▲19.6%	
堀原小学校	12	390	11	246	▲1	▲144	▲36.9%	
城東小学校	13	421	6	147	▲7	▲274	▲65.1%	
吉沢小学校	14	470	22	646	8	176	37.4%	
三の丸小学校	15	497	13	384	▲2	▲113	▲22.7%	
常磐小学校	17	527	14	405	▲3	▲122	▲23.1%	
浜田小学校	17	533	15	409	▲2	▲124	▲23.3%	
見川小学校	18	555	18	499	0	▲56	▲10.1%	
石川小学校	18	567	13	403	▲5	▲164	▲28.9%	
酒門小学校	18	589	24	741	6	152	25.8%	
笠原小学校	20	610	28	875	8	265	43.4%	
渡里小学校	20	626	19	562	▲1	▲64	▲10.2%	
寿小学校	20	637	19	528	▲1	▲109	▲17.1%	
双葉台小学校	23	728	17	462	▲6	▲266	▲36.5%	
吉田小学校	23	761	22	635	▲1	▲126	▲16.6%	
千波小学校	24	809	23	676	▲1	▲133	▲16.4%	
梅が丘小学校	29	973	20	607	▲9	▲366	▲37.6%	
緑岡小学校	30	1032	29	879	▲1	▲153	▲14.8%	
合計	471	14,207	440	11,962	▲31	▲2,245	▲15.8%	

※特別支援学級を除く

水戸市標準学級数未満

水戸市標準学級数超

中学校	2010年5月1日		2024年5月1日		学級 増減数	人数 増減数	人数 増減率	備考
	学級数	人数 (人)	学級数	人数 (人)				
国田中学校	3	64	3	41	0	▲23	▲35.9%	小規模特認校へ 義務教育学校へ
飯富中学校	3	76	3	54	0	▲22	▲28.9%	
石川中学校	8	255	6	203	▲2	▲52	▲20.4%	
常澄中学校	10	345	10	308	0	▲37	▲10.7%	
第一中学校	12	379	10	306	▲2	▲73	▲19.3%	
千波中学校	12	382	11	334	▲1	▲48	▲12.6%	
双葉台中学校	12	403	9	278	▲3	▲125	▲31.0%	
内原中学校	12	414	12	376	0	▲38	▲9.2%	
第二中学校	12	421	10	319	▲2	▲102	▲24.2%	
赤塚中学校	13	468	12	365	▲1	▲103	▲22.0%	
緑岡中学校	15	502	14	424	▲1	▲78	▲15.5%	
第五中学校	15	511	12	370	▲3	▲141	▲27.6%	
笠原中学校	16	524	20	670	4	146	27.9%	
第三中学校	16	540	12	363	▲4	▲177	▲32.8%	
見川中学校	21	715	17	561	▲4	▲154	▲21.5%	
第四中学校	23	829	28	910	5	81	9.8%	
合計	203	6,828	189	5,882	▲14	▲946	▲13.9%	

※特別支援学級を除く

小規模特認校とは、豊かな自然環境の中で、特色ある教育活動や少人数によるきめ細かな指導を行っている学校として市で指定した学校であり、従来の通学区域は残したままで通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学できる学校となっている。水戸市における小規模特認校制度は2014年4月に国田小・中学校で初めて導入され、その後2018年4月から上大野小学校・下大野小学校・大場小学校で導入し、2024年4月から柳河小学校で導入された。2024年4月時点では市内の5校に導入されている。小規模特認校においては各学年1学級とし、児童・生徒数も各学年35人以内としている。

また、義務教育学校とは小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う学校であり、2016年に学校教育法が改正され、新たな校種として位置付けられた学校である。水戸市においては2016年4月から国田小・中学校に導入し国田義務教育学校となり、2024年4月時点では市内では1校のみに導入されている。上記の表の2024年5月1日時点の情報について、国田義務教育学校の前期課程（小学校相当）の児童数は国田小学校の欄に、後期課程（中学校相当）の生徒数は国田中学校の欄に記載している。

2010年から2024年までの14年間で小学校児童数については約2,200人減少し、中学校生徒数は約900人減少している。前述の監査人の推計では今後6年間で小学校児童数が約2,000人、中学校生徒数は今後12年間で約1,400人減少することが見込まれていることから考えると少子化による人口減少が加速していることが分かる。

学校規模別に校数を比較すると次のようになる。

小学校

単位：校

	2010年5月1日	2024年5月1日
水戸市標準規模未満	14	11
水戸市標準規模	18	15
水戸市標準規模超	2	2
小計	34	28
小規模特認校	-	5
合計	34	33

中学校

単位：校

	2010年5月1日	2024年5月1日
水戸市標準規模未満	2	1
水戸市標準規模	13	13
水戸市標準規模超	1	1
小計	16	15
小規模特認校	-	1
合計	16	16

国田義務教育学校について小学校・中学校数の両方の小規模特認校にカウントしているため実際の2024年5月1日時点の小学校、中学校及び義務教育学校数の合計は48校である。

小学校の学校規模について、水戸市標準規模を満たしている学校数は2010年時点では市内34校のうち18校と約半数であり、2024年時点でも小規模特認校を除いた市内28校のうち15校と約半数となっており、児童数の減少により新たに水戸市標準規模未満となる学校が増えたことで14年前と状況は変わっていない。

水戸市として望ましい学校規模の標準を定めている中で、望ましい学校規模ではなかったとしても、「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」に記載のあるとおり「標準規模に満たない小規模校及び標準規模を超える大規模校については、

児童・生徒数の推移の把握に努め、教育活動に支障のないように配慮する」ことで一定の教育の品質は確保されるが、適正な学校規模の確保という本質的な課題の解決とはならない。

中学校の学校規模について、水戸市標準規模を満たしている学校数は2010年時点では市内16校のうち13校であり、2024年時点でも小規模特認校を除いた市内15校のうち13校であり状況は変わっていないが、今後の生徒数の減少が確実な状況では新たに標準規模を満たさない小規模校が増加することが予想される。

少子化問題は日本全体の問題であり、茨城県内の市町村においても少子化への対応のため公立小・中学校の統廃合は数多く行われている。令和3年から直近までの茨城県内の小・中学校の新設・統廃合の状況は次のようになっている。

出典：茨城県教育委員会HP「学校の新設・廃止等の情報」の各年度の情報を監査人が加工

時期	市町村名	設置主体	新設・再編種類	新設・再編後 学校種類	新設・再編後学校	再編学校
R3.4.1	小美玉市	市	新設統合	義務教育学校	玉里学園義務教育学校に統合	玉里小学校、玉里小学校、玉里東小学校、玉里中学校
R3.4.1	稲敷市	市	新設統合	小学校	桜川小学校に統合	阿波小学校、浮島小学校、古渡小学校
R3.3.31	桜川市	市	既存校に統合	小学校	羽黒小学校に統合	猿田小学校
R3.3.31	潮来市	市	既存校に統合	小学校	延方小学校に統合	大生原小学校
R3.4.1	ひたちなか市	市	新設統合	義務教育学校	美乃浜学園義務教育学校に統合	平磯小学校、磯崎小学校、阿字ヶ浦小学校、平磯中学校、阿字ヶ浦中学校
R3.3.31	北茨城市	市	既存校に統合	中学校	磯原中学校に統合	華川中学校
R3.4.1	水戸市	県	新設	中学校	水戸第一高等学校附属中学校	
R3.4.1	土浦市	県	新設	中学校	土浦第一高等学校附属中学校	
R3.4.1	ひたちなか市	県	新設	中学校	勝田中等教育学校	
R4.4.1	鉾田市	市	新設統合	小学校	大洋小学校に統合	上島東小学校、上島西小学校、白鳥東小学校、白鳥西小学校
R4.4.1	龍ヶ崎市	市	新設統合	中学校	龍ヶ崎中学校に統合に統合	愛宕中学校、城南中学校
R4.4.1	小美玉市	市	新設統合	義務教育学校	小川北義務教育学校に統合	野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校、小川北中学校
R4.4.1	かすみがうら市	市	新設統合	義務教育学校	千代田義務教育学校に統合	志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校、千代田中学校
R4.4.1	常陸太田市	市	新設統合	小学校	峰山小学校に統合	佐竹小学校、西小沢小学校、幸久小学校
R4.4.1	常陸太田市	市	新設統合	小学校	金砂郷小学校に統合	金砂郷小学校、郡戸小学校、久米小学校
R4.4.1	日立市	市	新設統合	義務教育学校	中里小中学校（義務教育学校）に統合	中里小学校、中里中学校
R4.4.1	下妻市	県	新設	中学校	下妻第一高等学校附属中学校	
R4.4.1	常総市	県	新設	中学校	水海道第一高等学校附属中学校	
R5.3.31	筑西市	市	既存校に統合	中学校	下館中学校に統合	下館北中学校
R5.4.1	利根町	町	新設統合	小学校	利根小学校に統合	文小学校、文間小学校、布川小学校
R5.4.1	つくばみらい市	市	新設統合	小学校	谷和原小学校に統合	谷原小学校、十和小学校
R5.3.31	常総市	市	既存校に統合	小学校	菅原小学校に統合	大花羽小学校
R5.4.1	つくば市	市	新設分離	小学校	香取台小学校	島名小学校から分離
R5.4.1	つくば市	市	新設分離	小学校	研究学園小学校	学園の森義務教育学校から分離
R5.4.1	つくば市	市	新設分離	中学校	研究学園中学校	学園の森義務教育学校から分離
R6.4.1	五霞町	町	新設統合	小学校	五霞小学校に統合	五霞東小学校、五霞西小学校
R6.3.31	石岡市	市	既存校に統合	小学校	南小学校に統合	高浜小学校、三村小学校、関川小学校
R6.3.31	石岡市	市	既存校に統合	小学校	府中小学校に統合	北小学校
R6.4.1	日立市	市	新設統合	小学校	坂本東小学校に統合	東小沢小学校、坂本小学校
R6.4.1	筑西市	市	新設統合	義務教育学校	明野五葉学園に統合	大村小学校、村田小学校、鳥羽小学校、上野小学校、長讃小学校、明野中学校
R6.4.1	つくば市	市	新設分離	小学校	みどりの南小学校	みどりの学園義務教育学校から分離
R6.4.1	つくば市	市	新設分離	中学校	みどりの南中学校	みどりの学園義務教育学校から分離

多くの市町村において、小・中学校の統廃合を進めているが、その過程においてその市町村の保護者や地域住民へ公立学校に求める学校規模を含めたアンケートを実施し、公開している。その中から日立市及び境町の事例では次のようになっている。

まず、日立市において平成 28 年度に実施した保護者・教職員・市民に対する小中学校の適正規模に関する意識調査において、小学校の 1 校当たりの児童数（日立

市平均 353 人（学年当たり 59 人）や 1 学級の人数（日立市の平均 29 人）について、現状でちょうどよいという回答がもっとも多かった。さらに現状 1 学年当たりの学級数はどの程度が良いかという問いに対し、回答全体では小学校・中学校共に 3 学級という回答が最も多く、半数近くを占めているほか、1 学級と回答した割合は全体の 1%未満となっている。

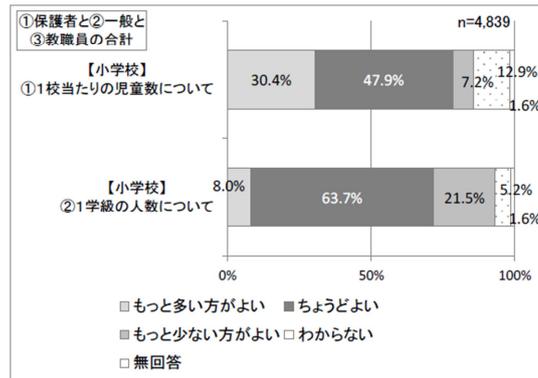
日立市の小中学校の児童生徒数について

問9 日立市の小学校の①1校当たりの児童数(※1)や、②1学級の人数(※2)について、どのように感じていますか。

※1 日立市の平均353人（学年当たり59人） ※2 日立市の平均29人

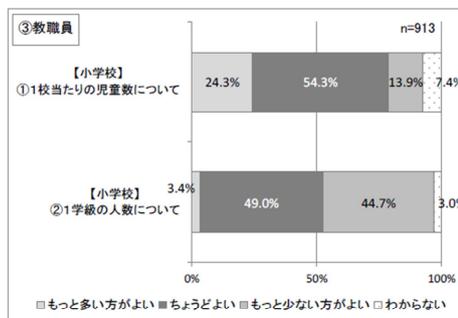
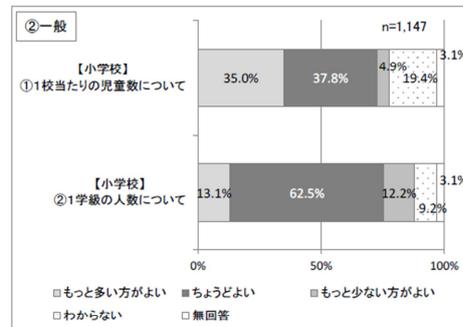
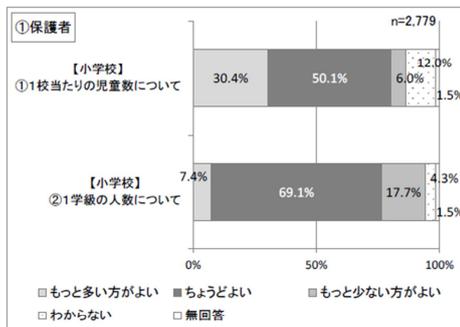
(1) 全体

○小学校については、①1校当たりの児童数、②1学級の人数とも「ちょうどよい」が最も多い。
 ○また、①1校当たりの児童数は、「もっと多い方がよい」という回答が約3割で2番目に多く、②1学級の人数については、「もっと少ない方がよい」が2番目に多くなっていることから、学校全体での児童数は多く、1学級の児童数は少ない方がよいという傾向を示している。



(2) 属性別

○②1学級の人数については、教職員では、「もっと少ない方がよい」が約4割で保護者の2倍以上となっており、学級経営においては、より少ない児童数を希望していることがうかがえる。

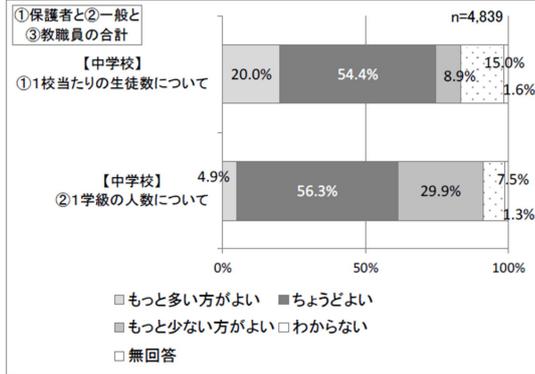


問 10 日立市の中学校の①1校当たりの生徒数(※3)や、②1学級の人数(※4)について、どのように感じていますか。

※3 日立市の平均327人(学年当たり109人) ※4 日立市の平均33人

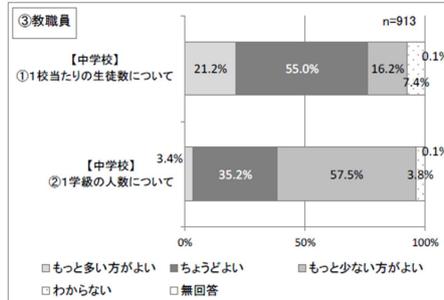
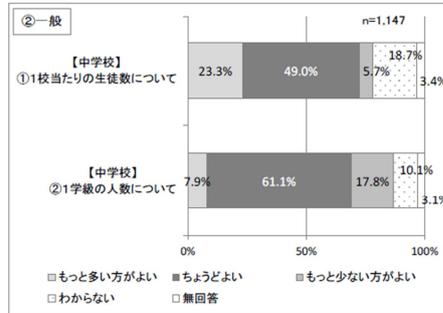
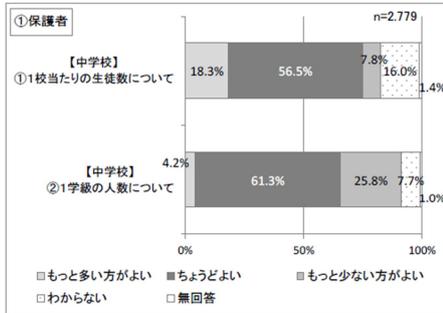
(1) 全体

○中学校についても小学校と同様、
①1校当たりの生徒数、②1学級の人数とも「ちょうどよい」が最も多い。
○一方、②1学級の人数については、「もっと少ない方がよい」という回答が約3割で、小学校よりも高くなっている。



(2) 属性別

○①1校当たりの生徒数については、各属性とも同様の傾向を示しており、「ちょうどよい」がそれぞれ約5割を占めている。
○一方、②1学級の人数については、教職員では、「ちょうどよい」が約4割、「もっと少ない方がよい」が約6割となり、学級経営においては、より少ない生徒数を希望していることがうかがえ、この傾向は小学校よりも高いものとなっている。

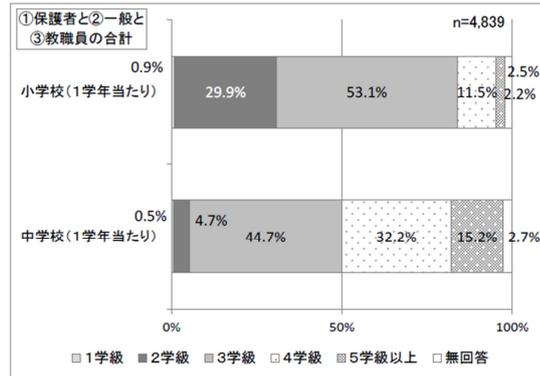


1 学年当たりの学級数について

問 1 1 1 学年当たりの学級数は、どの程度がよいと考えますか。

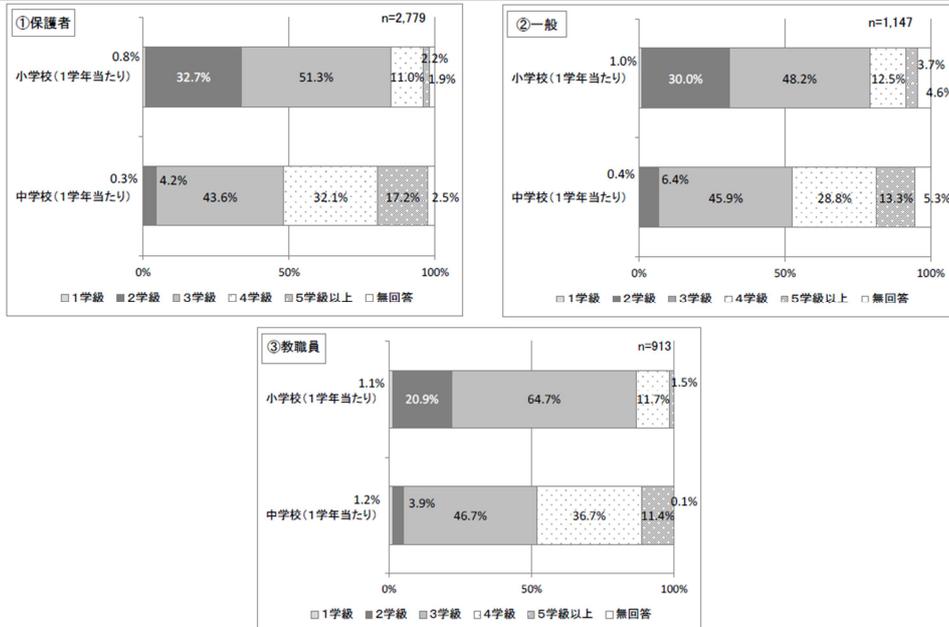
(1) 全体

- 1 学年当たりの学級数については、小学校、中学校それぞれ「3 学級」が最も多くなっている。
- 2 番目に多い回答は、小学校では「2 学級」、中学校では「4 学級」で、違いが見られる。



(2) 属性別

- 属性別で見ると、保護者、一般ではほぼ同様の傾向を示すが、教職員では違いが見られる。
- 教職員では、小学校については、「3 学級」の回答割合が、中学校については、「4 学級」という回答割合が他と比べて高くなっている。
- また、問 1 2 (その理由) の結果において、「教員の人数が多く、校務等を適切に分担でき、児童生徒と関わる時間が増える」が 2 番目に多い回答 (P16③教職員、P17③教職員 参照) となっていることも合わせると、教職員は他に比べ、より大きな学校規模を望んでいる傾向がうかがえる。



境町においても学校の規模・配置等に関するアンケート調査を令和3年度に実施しており、その調査結果では小・中学校の1学級当たりの望ましい児童・生徒数について小学校及び中学校共に21～30人の回答が最も多く、小・中学校の1学年当たりの望ましい学級数は小学校で2～3学級、中学校で4～6学級の回答が最も多い結果となった。また、1学年当たり1学級が望ましい学級規模と回答した割合は小学校で2.1%、中学校で0.2%と極めて少ない割合となっている。

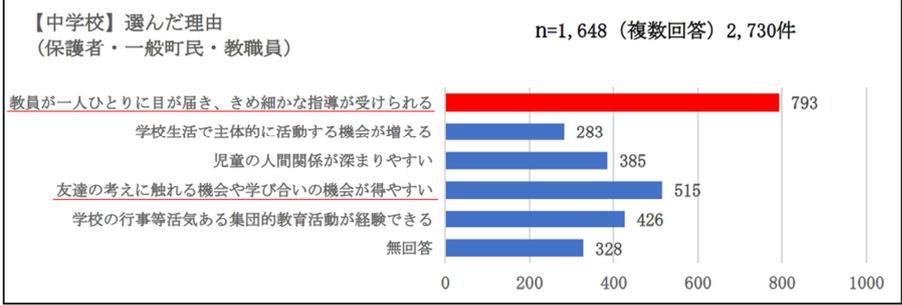
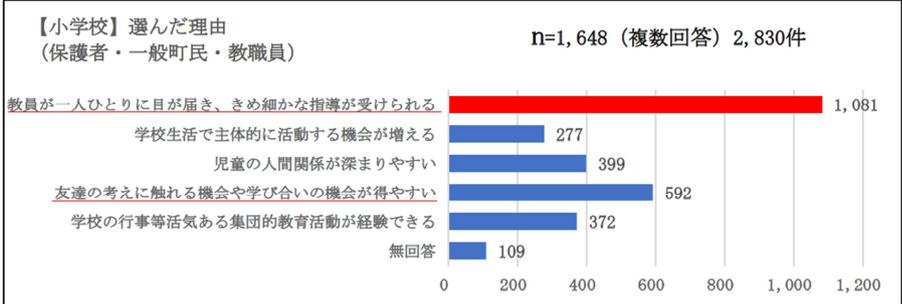
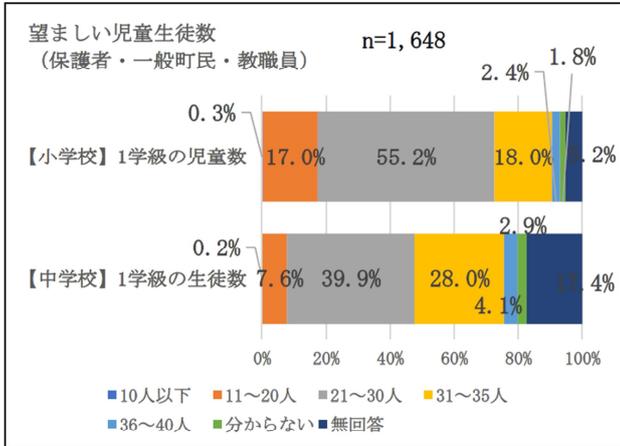
9 あなたが考える小・中学校の1学級あたりの児童生徒数は何人程度が望ましいと思いますか。また、選んだ理由はどんなことからですか。小学校、中学校それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。（1つ）

【全対象区分】（保：問8、一：問9、教：問8、児・生：問3）

全 体

○全体としては、小学校及び中学校ともに「21～30人」が最も多く、次いで「31～35人」、「11～20人」の順となっている。

○全体としては、小学校及び中学校ともに「教員が一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導が受けられる」が最も多く、次いで「友達の考えに触れる機会や学び合いの機会が得やすい」の順となっている。



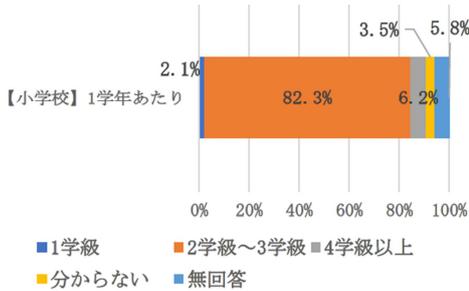
10 あなたが考える小・中学校の1学年あたりの学級数は何学級程度が望ましいと思いますか。また、選んだ理由はどんなことからですか。小学校、中学校それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。(1つ)

【全対象区分】(保：問9、一：問10、教：問9、児・生：問4～6)

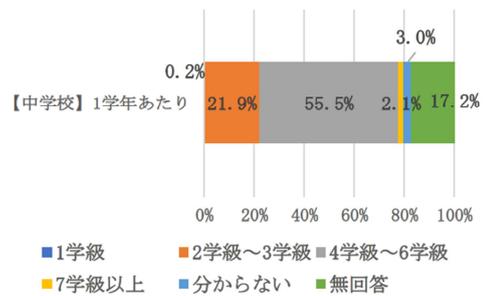
全 体

○全体としては、1学年あたりの望ましい学級数は、小学校で「2～3学級」、中学校で「4～6学級」が最も多くなっている。これらは、国が示す標準学級数と同様である。

【小学校】望ましい学級数
(保護者・一般町民・教職員) n=1,648

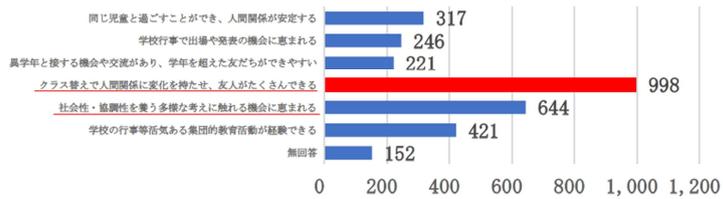


【中学校】望ましい学級数
(保護者・一般町民・教職員) n=1,648

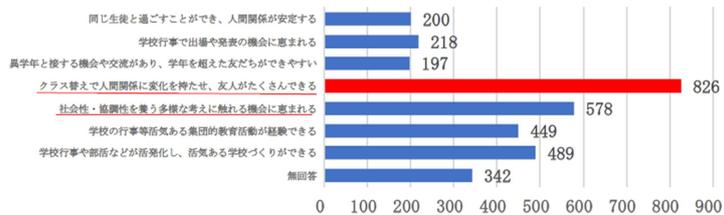


○全体としては、小学校及び中学校ともに「クラス替えで人間関係に変化を持たせ、友人がたくさんできる」が最も多く、次いで「社会性・協調性を養う多様な考えに触れる機会に恵まれる」の順になっている。

【小学校】選んだ理由
(保護者・一般町民・教職員) n=1,648 (複数回答) 2,999件



【中学校】選んだ理由
(保護者・一般町民・教職員) n=1,648 (複数回答) 3,299件



日立市及び境町の事例は他市町のアンケート結果であり、そのまま水戸市に当てはめることはできないが、水戸市民だけが特別な教育観があり特殊な環境下にあるとも考えづらい。正確な水戸市民の意見をくみ取るにはアンケート等を実施する必要があるが、現状では実施していないため他市町と同様の結果となると想定すると、1学年1学級を望む関係者は全体の約1%ほどであり、その他大半の関係者が望む学校規模は水戸市が定めた学校規模の標準と大きな乖離はないことから、現在の水戸市立小・中学校の学校規模についておよそ半数が市民が望む水準ではなく、学校規模の観点において市民が期待する教育環境が提供できていないことになる。

小・中学校は第一義的には子どもたちへ教育を行う場であり、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性を学び、身に着けながら成長していく場である。また、小・中学校が起点となり地域との交流や自然災害等の避難場所にも活用されるなど、小・中学校に直接的だけでなく間接的にも関係する者は幅広い。多様な関係者がいる中で小・中学校の適正配置について、現状からの変更を行うには丁寧な手続きが求められる。他自治体においても小・中学校の統廃合の方針や計画を定めてから実際に学校が統廃合されるまでに3~5年ほど時間をかけているところが多い。小学校においては今後6年間で2,000人ほど児童数が減少することが想定され、また、厳しい財政状況の中、既存学校設備の老朽化により多額の修繕費や改修費が見込まれており、将来的に無駄な投資とならないように、早急に実効的な小・中学校の適正配置に関する指針に改定し、市民アンケート等関係者の意見に十分に耳を傾けながら丁寧な手続きのもと学校規模の適正化を図る必要があると考えられる。

2 学校往査共通事項

監査手続きとして小・中学校10校を往査し次の5点について、資料の確認及びヒアリングにより監査手続きを実施した。

- (1) 現金及び預金の管理の状況
- (2) 固定資産管理の状況
- (3) 契約事務の状況
- (4) 勤怠管理の状況
- (5) 予算管理の状況（令達予算）

また、往査スケジュールについては次のとおり。

	午前	午後
8月21日（水）	笠原小学校	笠原中学校
8月22日（木）	常磐小学校	第一中学校
9月9日（月）	上大野小学校	下大野小学校
9月10日（火）	国田義務教育学校	飯富中学校
9月24日（火）	鯉淵小学校	緑岡小学校

【現金及び預金の管理】

「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン（平成31年4月1日 茨城県教育委員会）」（以下、県ガイドラインという）において、学校徴収金の定義及び基本原則について次のように定めている。

学校徴収金の定義

学校における教育活動費は、施設の維持・管理や教科指導に係る経費（公費）と、受益者負担の考えに基づく経費（私費）に分かれる。

私費は、PTA等の関係団体のための経費（団体費）と給食費（一部の市町村を除く）、学年運営・教材購入のための経費、部活動の運営のための経費等、保護者が学校に納める経費（個人徴収金）とに分かれる。

これらの団体費・個人徴収金を「学校徴収金」という。

学校徴収金に関する基本原則

学校徴収金は、教育活動において必要な経費のうち、受益者負担の考えに基づき保護者が負担している経費である。

その管理と取扱いは、教育活動の充実・発展という所期の目的を達成するために、包括的に学校長に信託されているものであり、各学校はこの負担に応じるために最大限の努力を行う責務がある。

学校は、学校徴収金の適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

この県ガイドラインを斟酌しながら、水戸市学校事務共同実施協議会において学校徴収金取扱要項を定め、県ガイドライン及び学校徴収金取扱要項を遵守する事務を行うこととしている。

また、各学校において学校徴収金以外にも給与事務及び教育活動の支出のために預金等を管理し、水戸市立学校財務規程や学校経理事務の手引き等に従い業務を行っている。

【意見 No.2】 県費負担教職員の給与に係る事務の効率化について

給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図るため、水戸市立小・中学校等の教職員は市の職員であるが、その給与については茨城県の負担となっている。その給与事務の資金フローについて確認したところ以下のようになっていた。

①茨城県 → ②資金前渡職員 ○○学校 校長名義口座
→ ③○○学校 代表 教頭名義口座 → ④県費負担教職員各口座

ここで、なぜ②の口座から④の口座へ直接振り込みをしてはならないかについて担当者へ質問したところ、往査した学校 10 校全ての担当者から明確な回答はなく、

前例に従いこのような資金フローになっているとのことであった。②及び③の口座については県費負担教職員の給与に係る入出金しかなく、同一の入出金を繰り返す口座が2口座ある状態となっている。近年は資金移動に伴う手数料の値上げという経済的な観点、そもそも不要な資金移動による事務の煩雑性、不正な利用がされないう不要な口座は持たないというリスク管理の観点からも県費負担教職員に係る給与事務の資金フローについて効率化の検討を行うことが望ましいと考える。

【教育財産の管理】

学校における物品の管理については、水戸市立学校財務規程により物品一覧、教材台帳、薬品受払簿を備えて出納を記録する必要があるとされている。

○水戸市立学校財務規程（令和6年4月1日改正）

（物品の管理）

第7条 校長等は、次の各号に掲げる物品について、当該各号に定める帳簿を備えて出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

（1）校用備品及び給食用備品 物品一覧（様式第6号）

（2）教材用品（薬品類を除く。） 教材台帳（様式第7号）

（3）教材用薬品類 薬品受払簿（様式第8号）

2 （略）

3 物品取扱員は、その所管に属する備品に備品ラベル（様式第9号）を付けるなければならない。ただし、その性質、形状等により備品ラベルを付けることのできないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

4 校長は、物品の寄附の申込みがあったとき、及び第1項各号に掲げる物品又は図書の廃棄処分を行うときは、寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第10号）を学校施設課長に提出するものとする。

5 （略）

このうち第1項の(1)校用備品及び給食用備品については、令和6年度より備えるべき帳簿がそれまでの「備品原簿」から「物品一覧」へ変更されている。また(2)教材台帳及び(3)薬品受払簿についても令和6年度より様式が変更されている。さらに、物品につけるべき帳票もそれまでの「備品票」から「備品ラベル」へ変更されている。なお、教材用品のうち5万円以上のものについては、物品一覧にも記録される。

これらの変更は、令和4年度及び5年度を準備期間とし、令和6年度より新様式へ変更されたものである。

令和6年度より「物品一覧」の更新は学校施設課にて作業を行うこととされており、学校では「教材台帳」にて物品を管理している。

上記のとおり、学校では薬品類を除く教材用品について教材台帳を備えて管理することとされている。水戸市立学校財務規程にて提示されている教材台帳の様式は以下のとおりである。

様式第7号(第7条関係)

教材台帳

No	物品 コード	物品名	購入年月日 (物品検収日又は 寄附登記日)	金額	現有 数量	購入 科目 コード	購入科目	規格 (メーカー・ 品番)	購入先	保管先 コード	保管先 教室名
1											
2											
3											
4											
5											

【意見 No.3】 財務規程上の様式と実務上の管理資料の整合性について

往査した学校にて使用されていた教材台帳には水戸市立学校財務規程にて提示されている教材台帳の様式に、「シール番号」及び「廃棄済」の欄を追加して使用していた。シール番号は個体識別のため、廃棄済は廃棄済か否かを明らかにするために設けているものと推測される。教材台帳の様式は令和6年度に更新されているが、

現状では各校で使用されている様式が規程に沿ったものではないといえることから、規程上の様式を実務に合わせたものに変更することを検討することが望ましいと考える。

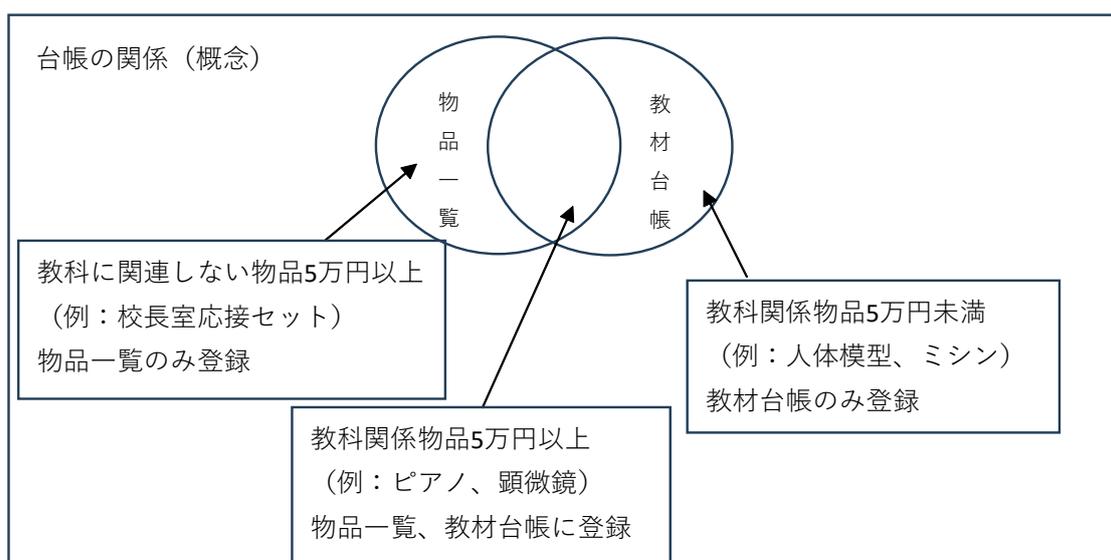
教材台帳

No	物品 コード	シール 番号	物品名	購入年月日 (物品検収日又は 寄附登記日)	金額	現有 数量	購入 科目 コード	購入科目	規格 (メーカー・ 品番)	購入先	保管先 コード	保管先 教室名	廃棄済
1													
2													
3													
4													
5													

【意見 No.4】 物品一覧と教材台帳との重複管理の解消について

上記のとおり、校用備品は物品一覧に記載され、教材用品は教材台帳に記載される。また、教材用品のうち5万円以上のものについては、物品一覧にも記録される。

概念としては、教科に関する物品は教材台帳に記録され、教科に関係しない物品は物品一覧に記録されることとなっているが、往査を行った学校では各教科のほか、「校用一般」「共通」といった区分を設けて教科に直接関係のない物品（プロジェクター、空気清浄機、下駄箱、ロッカー等）を記録し、管理を行っていた。



概念としては、物品一覧にのみ登録されるものはあるが、学校では物品の管理は教材台帳を用いて行っていることから、教科に関連がなくとも現物があれば、登録して管理をするという行動は合理的であるといえる。また、令和6年度より物品一覧の更新は学校施設課で一元的に行われることになっているが、全学校分について適時に更新できるのかという点については、廃棄済み物品が物品一覧に記載があった事実や物品一覧に登録されるべきものが教材台帳にのみ登録されていた事実を鑑みると、台帳様式や更新者の移行時期という点を踏まえても精度に懸念がある。

5万円以上の物品の場合、同一物品につき、学校で教材台帳に、学校施設課で物品一覧に情報が登録されるため、記録簿に登録するという作業が2か所で行われることになり、記録簿に情報を登録するという作業が二重に行われていると捉えることもできる。

教育財産の管理については、令和4年度及び令和5年度を準備期間とし、令和6年度より新たな様式、更新方法に変更されたが、学校での管理状況を踏まえて、学校及び学校施設課での作業効率や帳簿間の整合性の担保も考慮した上で、教育財産の管理方法（帳簿の整備）について検討を行うことが望ましいと考える。

【意見 No.5】他の小学校、中学校で共通使用する器具について

国田義務教育学校において高齢者疑似体験セット（44,000円）を購入していた。これは、体に装着し、身体各機能の障害低下を体験することで、高齢者についての理解を深めるものである。

この器具については、他の学校でも同じものを購入しているが、各校で常時使用するものとは考えにくい。そのため、例えば教育委員会事務局で数セット購入し、各学校からの利用希望に応じ貸し出しを行った方が水戸市全体の支出は減少すると思われるため、類似の事例があれば検討を行うことが望ましいと考える。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設設備の使用許可に関して、土日を含めた夜間利用については、「学校体育施設開放事業」として市民協働部スポーツ課市民スポーツ係が所掌している。開放時間は原則午後6時から午後9時であり、体育館と武道場それぞれの利用可能表が水戸市のホームページにて公表されている。運営は利用者団体で構成される夜間開放運営委員会が主体となって行っており、学校では当該夜間開放運営委員会の会議へ出席するなどして、利用状況を把握している（以下「夜間開放」という。）。

土日など、学校にて授業が行われない日の日中時間帯の学校施設利用については、利用希望者より申請があった都度、学校長の権限で使用許可を与えている（以下「都度利用」という。）。

なお、夜間開放・都度利用のいずれの利用についても使用料は徴収していない。

【予算執行関連】

【意見 No.6】教材購入費の単価の定期的な見直しについて

教材購入費については、学級数に単価を乗じて予算を算出している。小学校においては60,000円/学級、中学校においては80,000円/学級となっている。

この単価は平成15年度に定められたものであり、令和5年度で20年経過していることになるが、近年の物価の上昇が反映されていないものとなっている可能性がある。そのため、特に学級数が少ない小学校と中学校においては、予算の金額では足りないことが多く毎年各学校が教育委員会に提出する「〇年度予算に関する要望書」に消耗品費を主に予算増額の要望を掲げていることが多い。

令和5年度予算に関する要望書で予算の増額等のコメントがあったものは下記のとおりであり90%以上が予算の増額を希望している結果となっている。

	市立小学校	市立中学校	合計
改善要望のコメントあり	25	15	40
改善要望のコメントなし	3	0	3
合計	28	15	43

もちろん要望があったからといい、全ての要望を聞き入れるべしということではない。配分できる予算に上限がある以上、それらの要望は全て受け入れることは出来ないのが現実であるし、要望についても喫緊に対応が必要なものもあれば、次年度以降の手当でも問題ないものも上記要望書には混在している。そのため、これらの要望の必要性等を勘案して、最終的に予算の配分は決定されている。

ただし、上記の要望の中に、物価上昇により消耗品等の購入が困難となっているという事実があれば、1学級 60,000 円（中学校は 80,000 円）という単価を見直す必要があるのではないかと考える。少なくとも平成 15 年度に定められてから 20 年間一度も単価の変更はされていないことから、その間の物価上昇は考慮されていない。もちろん、長期間デフレ経済に陥り、むしろ物価は横ばいか低下していた期間が大半であることや物価が高騰した背景がここ数年の、コロナ禍や急激な円安、ロシアのウクライナへの侵攻によることが主な原因であることを考えれば、長期間にわたり物価上昇があったにもかかわらず、何も処置してこなかったという訳ではない。しかしながら、今後については物価上昇を単価に反映するという手続きを数年に一度程度は行うというプロセスを加えるのが望ましいのではないか。

また、1学年に1学級しかない場合と1学年に複数学級がある場合とでは、後者の方が効率的に消耗品を購入できる場合もあるとの声もあった。これは、発注単位が大きくなることにより、1学級では過不足が生じる場合にも、複数学級の場合には他の学級と合わせ調整できるため、他の物品を購入する余力が生じるということであった。

なお、総務省の消費者物価指数によると、次のようになっている。

【平成 15 年度から令和 5 年度までの消費者物価指数（総務省統計局より）】

平成 15 年度	95.5	平成 26 年度	98
平成 16 年度	95.4	平成 27 年度	98.2
平成 17 年度	95.2	平成 28 年度	98.2
平成 18 年度	95.4	平成 29 年度	98.9
平成 19 年度	95.8	平成 30 年度	99.6
平成 20 年度	96.8	平成 31 年度	100.1
平成 21 年度	95.2	令和 2 年度	99.9
平成 22 年度	94.7	令和 3 年度	100
平成 23 年度	94.6	令和 4 年度	103.2
平成 24 年度	94.4	令和 5 年度	106.3
平成 25 年度	95.2		

※全国消費者物価指数（令和 3 年度を 100 とし、品目は「総合」を採用している。）

上記のデータでは、令和 5 年度は 106.3 となっており、平成 15 年度 95.5 からは 10.8 ポイント上昇している結果となっている。ただし、令和 3 年度までは物価は緩やかに上昇しているもの目立つほどの上昇ではない。そのため、物価高騰の影響は、令和 4 年度、令和 5 年度において突然表出したものとなっている。

そのため、単価の見直しについては、令和 3 年度以前においては、検討課題とするには難しかったと思うが、令和 4 年度あるいは令和 5 年度においては可能であったのではないかと考える。

今後においては、物価の推移を毎年確認しつつ、単価の見直しの必要性について、数年に 1 度は検討を行うことが望ましいと考える。

【勤怠管理】

職員の勤務時間については、各人別に集計し、毎月学校管理課へ報告されているが、勤務時間管理（出退勤管理）については、各人別の勤務時間は出退勤システムより出力されるため、特に集計作業を行うことなく報告することが可能となっている。休暇に関しては紙面の休暇簿にて管理されている。

なお、出退勤システムを用いて勤務時間管理をする対象者は、市町村立学校職員給与負担法第1条にて茨城県が給与を負担することとなっている者としており、水戸市が給与を負担する会計年度任用職員については、対象としていない。会計年度任用職員については、職員ごとに出勤形態が異なることから、出勤簿（紙面）等を用いて勤務時間を集計している。

○市町村立学校職員給与負担法

第1条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を

含む。)、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿
日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教
育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年
金及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合する
ものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。)並びに定時制通信教育手当
(中等教育学校の校長に係るものとする。)並びに講師(公立義務教育諸学校の
学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。
以下「義務教育諸学校標準法」という。)第十七条第二項に規定する非常勤の講
師に限る。)の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手
当は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道
府県小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に
基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数に基づき配置され
る職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三
十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。)第十五条の規定に
基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される
職員(特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる
者を含む。)

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基
づき配置される職員

【意見 No.7】 出退勤システムの統一的な管理及び運用について

各学校の項で記載しているとおり、学校往査を行った9月時点において、往査対象10校全校にて、勤務時間を集計するためにタブレット端末を用いた出退勤システムを活用していた。出退勤時に各人が出退勤システムに登録することで自動的に勤務時間が集計されるものであり、職員室に配置されているタブレット端末のみだけではなく、各人のスマートフォン端末からも操作（登録）が可能であるとの説明を受けた。出張など校外からでも各人のスマートフォン端末から出退勤に係る登録が可能であることから、作業効率は向上しているものと推測される。

この点に関して、往査した各校において、出退勤システムを使用することで、勤務時間の集計に係る時間の正確な比較は行われていないものの、従前のタイムレコーダーを使用した勤務時間の集計よりも負担感が減少したとの発言があった。

この勤務時間集計に係る出退勤システムの活用は、市の教育委員会主導で行われたものではなく、各校の判断で行われているものであり、各校での導入は校長会などを通じた情報提供により実施されたとのことである。したがって、所管の学校管理課においては、出退勤システムを用いた勤務時間集計を行っている学校を把握しておらず、導入費用等についても特段情報を入手していない状況にある。

教職員の働き方改革は従前から課題とされており、水戸市の時間外在校時間は減少傾向にあるものの、茨城県の数値は上回っている状況であることから、業務の効率化に関する情報は教育委員会でも積極的に入手していく必要があるのではないかと思料される。

また、現状は勤務時間の集計にのみ出退勤システムを使用しており、休暇管理については、休暇簿（紙面）により行われている。休暇管理についても出退勤システムを活用することができれば、さらに効率化を図ることが可能であると考えられる。

(参考) 時間外在校時間の推移

小学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	茨城県(R5)
月 45 時間超	47.1%	39.0%	34.9%	35.3%	30.2%	21.0%
月 80 時間超	6.2%	4.7%	3.0%	1.5%	0.5%	0.2%
月平均	—	39:40	36:28	37:42	35:07	31:26

中学校	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	茨城県(R5)
月 45 時間超	64.8%	46.9%	50.4%	50.9%	48.4%	41.8%
月 80 時間超	17.4%	10.3%	8.7%	5.9%	5.6%	1.4%
月平均	—	44:44	44:49	45:03	44:03	40:33

義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校としている。

出典：令和6年度第1回水戸市総合教育会議資料

3 笠原小学校

(1) 学校の概要

昭和 56 年 4 月 1 日創立

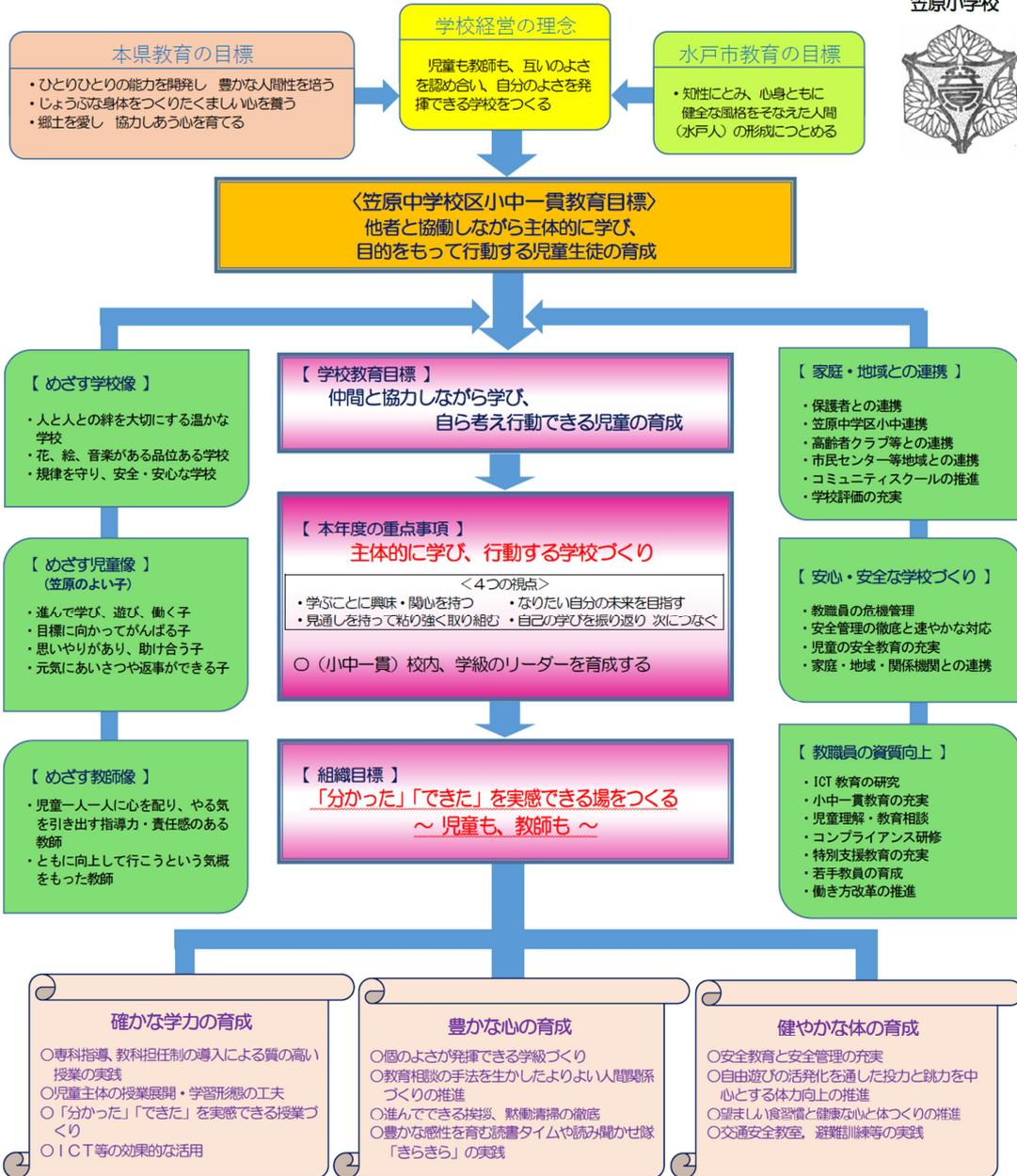
直近 3 年間の児童数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級
笠原小学校	828	25	4	871	26	5	917	28	7

笠原小学校の運営に係るグラウンドデザイン

令和6年度 学校経営グランドデザイン

笠原小学校



(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.2】 学校徴収金について適切に監査すべきこと

学校徴収金について、学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者によるは監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めている。会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の第5学年費について、会計監査日後に入出金が行われていた。会計監査日は令和6年3月19日であったが、令和6年3月20日に4,000円の出金が通帳に記帳されていた。内容を確認すると転出児童に対する教材費等の返金であり支出自体に問題はないと判断されるが、会計報告において保護者へ報告した出金総額及び次年度繰越額と実際の出金総額及び次年度繰越額が異なっている。会計監査の目的は会計期間全ての取引について適切に行われたことを検証することにあるため、会計監査の対象外となる取引が存在することには問題がある。学校徴収金の監査については全ての取引が対象となるよう監査すべきである。

【意見 No.8】 不要な銀行口座の解約について

学校で管理する通帳を確認したところ、スポーツ振興センター会計に係る銀行口座について、残高が0円であり3年間入出金がなかった。これはスポーツ振興センターに対する災害掛金の振り込みを従前は保護者から徴収したものを学校から支払っていたが、学校を経由せず直接保護者とスポーツ振興センターで掛金の支払いを行うように変わったため使用されなくなったことによる。

また、同様に公衆電話会計に係る銀行口座について学校内に設置されていた公衆電話が令和4年11月16日に撤去され、最終的な入金があったのは令和5年5月10日であり、以後の取引は発生しないにもかかわらず銀行口座が解約されずに残っていた。公衆電話会計においては残金として1,105円残っておりその内訳・内容は不

明とのことであるが、残金については金額が僅少であることから学校の運営費として活用する、慈善団体へ寄附をするなど簡便で適切な処理を行い、銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。

【指摘事項 No.3】未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと

学校徴収金について往査日時点（令和6年8月21日）において未納となっている9件について未納者対応記録簿が作成されていなかった。学校徴収金取扱要項にある学校徴収金取扱いに関する資料において、未納対策として、文書による督促等を行うことや督促の経過や結果を未納者対応記録簿に記入することが定められている。未納者への対応状況や結果を取りまとめることは、担当者が変わった場合においても過去の経過を把握するために必要な資料となる。未納者への督促等の結果について、適切に未納者対応記録簿を作成すべきである。

【指摘事項 No.4】学校徴収金の未納による不足金を教職員の立替で補うべきでないこと

往査日時点（令和6年8月21日）において学年費等における学校徴収金の未納金残高が181,110円（9件）あり、未納金が生じたことによる不足金はどのように補填したか質問したところ、未納金が発生した時の校長が個人で立替を行っており、未納金回収時に立替を行った校長に返金しているとの回答を得た。未納金の内訳は
令和4年度発生：50,100円（3件）補填
令和5年度発生：131,010円（6件）
となっている。

学校徴収金について未納が発生しないように、支払いが遅延した者への督促や面談等実施することは必要なことであるが、それでも未納が発生してしまう

ことは資金のやり取りが発生する業務であれば避けて通れない。しかし、発生した未納金について校長という本来の負担者ではない個人が立替を行い不足金を補填することで資金不足は解消されるかもしれないが、未納者が金銭的負担なく学校における活動が実施されたことによるモラルハザードを招く恐れや、未納金が回収できなかった場合に本来の負担者ではない個人が負担することとなるなど問題が大きい。

近年は子育て支援として様々な公的な経済支援策が施されているが、その中に児童手当がある。児童手当については学校給食費等を差し引いて支給することが認められている。

こども家庭庁 HP 児童手当 Q&A より抜粋

Q11.保育料や学校給食費などが児童手当から差し引かれる場合があるのですか？

A11.各市区町村の判断により、手当から保育料を差し引くことが可能です。

また、手当を受給している人からの申し出により、学校給食費などを差し引いて児童手当を支給することができます。

○ 保育料については、市区町村の判断により、手当を受け取っている人と保育料を支払うべき扶養義務者が同一である場合は、市区町村がその人に手当の支払いをする際に、手当から保育料を徴収することができます。

○ また、学校給食費等（注）については、受給者からの申し出があった場合に、市区町村が手当から学校給食費等を徴収することができることにしています。

○ 徴収の対象となる費用や申し出の方法については、各市区町村が決定し、実施される場合は、各市区町村から案内があります。

（注）学校給食費等とは

- 学校給食費

- 幼稚園または特別支援学校の幼稚部の保育料
 - 義務教育諸学校の学用品の購入費用
- (以下略)

現在水戸市においては、保育所利用者負担金及び市立保育所・認定こども園の副食費については児童手当からの徴収ができることとしているが、学用品の購入費用については徴収できないこととしていない。学校徴収金の未納金について未納の発生を未然に防ぐためにも児童手当からの徴収を可能とする方策を導入するとともに、発生した未納額について教職員が立替をしている現状を改善するため、公費による補填などの方策を検討するべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.5】物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（糸のこ機械）が存在した。笠原小学校では、令和2年度から4年度にかけて改築工事が実施されており、改築工事時に合わせて処分したものと推測される。物品の廃棄を行う際には水戸市立学校財務規程に従い、適切な手続きを実施すべきである。

【指摘事項 No.6】 同種物品が多量にある場合に適切な管理をすべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、該当物品が複数存在し、個体識別が困難なもの（ストーブ）があった。当該物品は倉庫に保管されており、自然災害等の際に学校が避難場所として使用された場合に暖房器具として使用するために保有しているものとの説明を受けた。物品一覧にはストーブは10台登録されているが、倉庫には10台超が保管されていると見受けられたため、物品一覧に記載がないものがあると推測される。同種物品が多量にある場合であっても、現物ごとに固有番号を付し、適切に管理を行うべきである。

物品一覧に「ストーブ」として登録されている物品（物品一覧より抜粋）

固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考
1000016606	ストーブ	ダイニチ FA-517ファン式	外物置 1(資源)	50,985円	H3.11.15	校用 (一般)
1000016607	ストーブ	コロナ GH-B170FK	外物置 1(資源)	83,620円	H12.3.23	校用 (一般)
1000016608	ストーブ	コロナ SV-150BS	外物置 1(資源)	59,283円	H12.11.24	校用 (一般)
1000016609	ストーブ	コロナ GH-B170FK	外物置 1(資源)	56,574円	H12.11.24	校用 (一般)
1000016610	ストーブ	コロナ GH-B170Fファンヒーター	外物置 1(資源)	50,531円	H13.11.13	校用 (一般)
1000016611	ストーブ	コロナ SV-150BS	外物置 1(資源)	56,721円	H14.10.29	校用 (一般)
1000016612	ストーブ	コロナ GH-B170F	外物置	51,692円	H15.10.28	校用

		ファンヒーター	1(資源)			(一般)
1000016613	ストーブ	コロナ SV-150BS	外物置 1(資源)	54,810円	H15.11.11	校用 (一般)
1000016614	ストーブ	コロナ SV-150BS	外物置 1(資源)	52,356円	H16.11.26	校用 (一般)
1000016615	ストーブ	コロナ SV-151BS	外物置 1(資源)	61,074円	H18.10.13	校用 (一般)

【指摘事項 No.7】薬品受払簿を適切に作成すべきこと

薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、長期間使用していない薬品について、使用が見込まれず増減することが想定されないことから新様式への更新を省略している薬品があった。使用される見込みがないとはいえ、現に薬品を保管していることから、新様式の薬品受払簿へ記載の上、必要に応じて廃棄処分を行うべきである。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 笠原小学校における体育館夜間開放利用状況（令和6年度）

曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×

木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	178,400	178,400	0	
需用費	2,992,727	2,975,767	16,960	
役務費	211,000	204,000	0	
使用料及び賃借料	450,000	198,000	252,000	
備品購入費	1,010,300	401,255	609,075	
小学校管理費計	4,842,427	3,957,392	885,035	

特に記載すべき指摘事項、意見はなかった。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については《学校往査共通事項》の項参照。

笠原小学校におけるタブレット端末の導入時期については、2～3年前との説明を受けた。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

4 笠原中学校

(1) 学校の概要

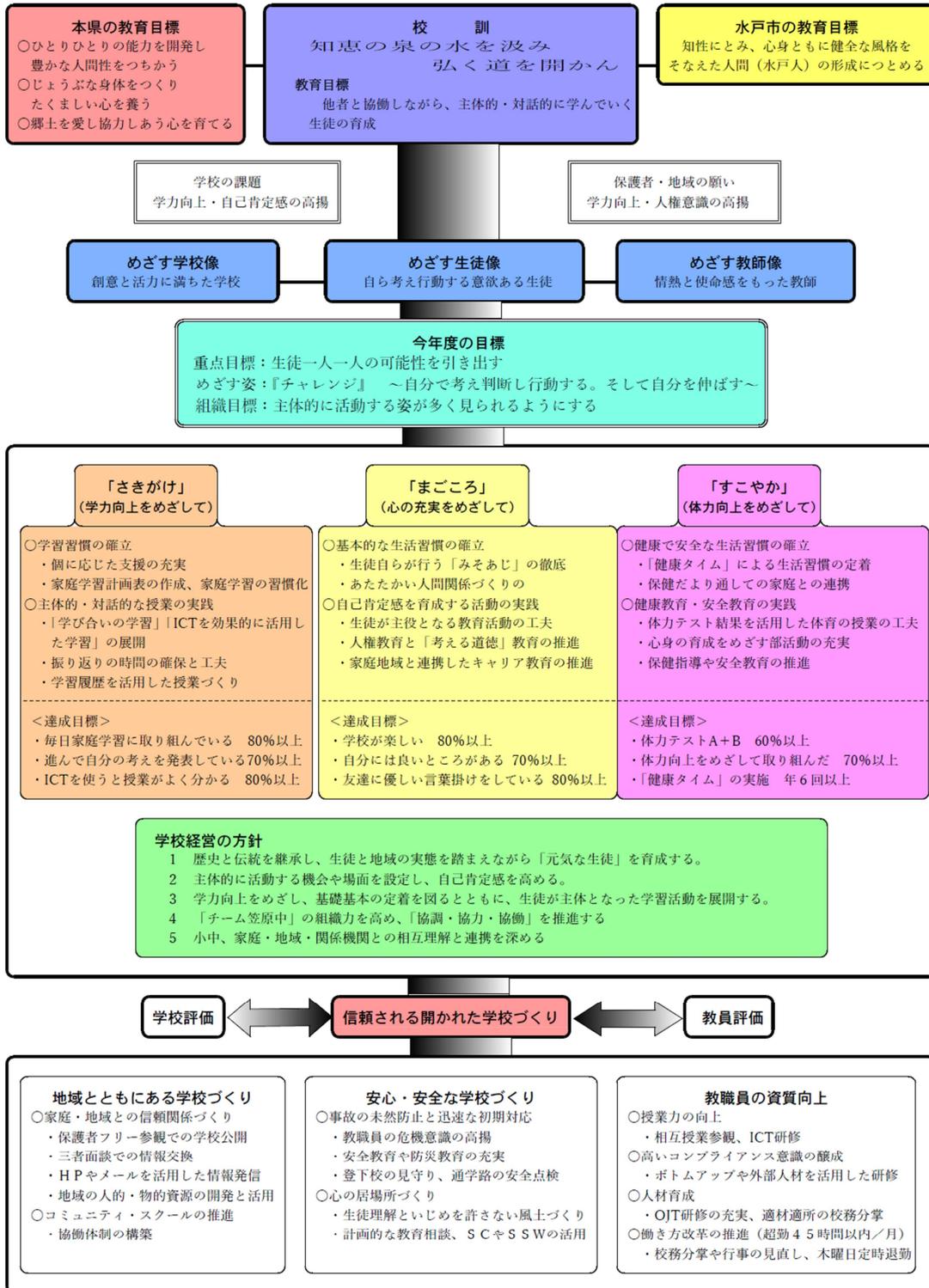
昭和58年4月1日開校

直近3年間の生徒数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	生徒数	通常 学級	特別支援 学級
笠原中学校	696	20	3	698	22	4	703	20	5

笠原中学校の運営に係るグラウンドデザイン

令和6年度 水戸市立笠原中学校 グランドデザイン



(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.8】学校徴収金・会計事務分担一覧表について適切に作成すべきこと

学校徴収金について、学校徴収金取扱要項において会計ごとに口座を管理する会計担当者を指定し、「学校徴収金・会計事務分担一覧表」を作成し明確にすることとなっているが、学校で作成した学校徴収金・会計事務分担一覧表と現物の預金口座通帳を検証したところ、陸上部会計について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載されていなかった。学校徴収金・会計事務分担一覧表を作成する目的は学校で管理する全ての口座を網羅的に把握することで管理対象及び管理者を明確にし、適切な管理を行うことにあるため、全ての口座について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載するべきである。

【指摘事項 No.9】学校徴収金について適切に監査すべきこと

学校徴収金の各会計の監査状況を確認したところ、陸上部会計、卓球部会計、柔道部会計、生徒会費会計について適切な者による監査が行われていなかった。学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者による監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めており、各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。

【指摘事項 No.10】公費私費の区分を明確にすべきこと

PTA 会費会計において職員室用デスク等を購入していた。（2023年4月3日納品、5月1日支出）。笠原中学校におけるPTA 会費会計における行事助成費、環境整備助成費についてはPTA 役員の厚意により会計の管理者である学校にどのようなものに支出するか一定程度裁量が任されているため、学校側で必要と認め購入し

たものだが、職員室用の物品であれば施設の維持・管理にかかる経費として本来は公費であり、市の予算で購入すべきものである。PTA 会費会計において、PTA 側が主体的に施設の維持・管理に関する備品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをする必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.11】 物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（小型加工機器）が存在した。当該物品については令和6年2月に廃棄済みであるものの、廃棄申請手続きが行われていないとのことであった。物品の廃棄にあたっては、廃棄申請手続きを経た上で実施すべきである。

【指摘事項 No.12】 薬品受払簿を適切に作成すべきこと

令和6年度に改定された薬品受払簿の様式には「定期的に残量の点検を行い、責任者の確認を受けること」との記載がされており、様式も点検結果を記録できるようなものとなっている。笠原中学校では、夏休み中に点検を行ったとの説明を受け

たが、薬品受払簿上では点検した事実が確認できないため、薬品受払簿に点検結果も記録すべきである。

(参考) 薬品受払簿様式

様式第8号 (第7条関係)

年度 薬品受払簿 水戸市立 学校(園)

薬品名			保管場所	
種類	<input type="checkbox"/> 毒物 <input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 劇物 <input type="checkbox"/> 危険物	保管上の注意	

年月日	摘要 (使用・購入・ 廃棄・点検)	使用量 (g)	各薬品の残量内訳 (容器込み) g						確認印 (サイン可)		備考
			①	②	③	④	⑤	⑥	使用者	責任者	

※定期的に残量の点検を行い、責任者の確認をうけること。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したが、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 笠原中学校における夜間開放利用状況（令和6年度）

体育館								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

武道場								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	50,000	0	50,000	
需用費	4,636,068	4,627,242	8,826	
役務費	230,000	226,050	3,950	
使用料及び賃借料	1,314,000	1,311,210	2,790	
備品購入費	980,760	577,280	403,480	
中学校管理費計	7,210,828	6,741,782	469,046	

特に記載すべき指摘事項、意見はなかった。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については《学校往査共通事項》の項参照。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

5 常磐小学校

(1) 学校の概要

明治 6 年 11 月本校創立

直近 3 年間の生徒数等

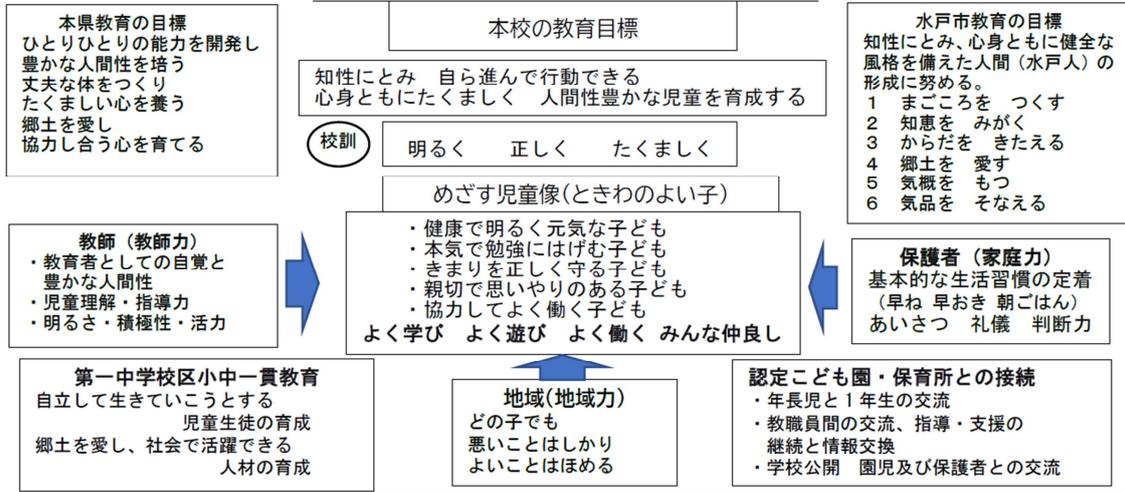
学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級
常磐小学校	458	14	5	448	14	5	429	14	4

常磐小学校の運営に係るグラウンドデザイン

令和6年度 学校経営グランドデザイン

水戸市立常磐小学校

社会に役立つ人 常磐を愛する人の育成



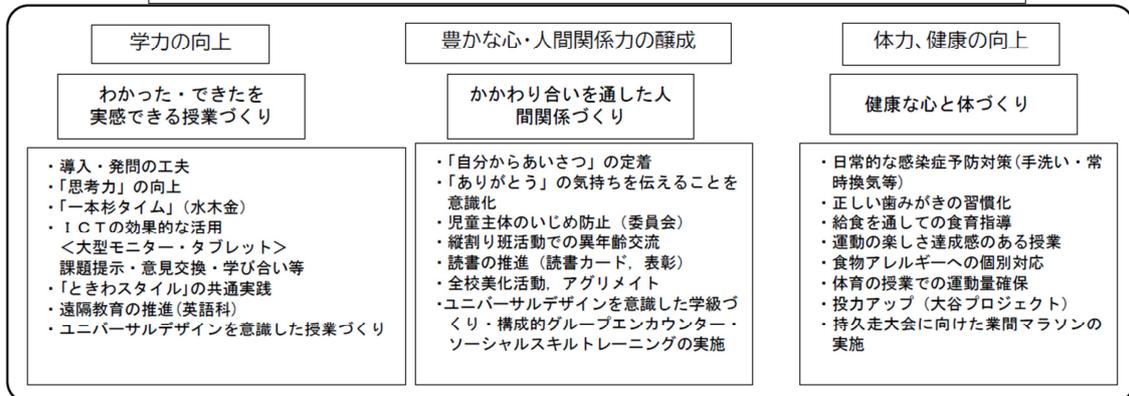
重点目標

「ときわスマイル！笑顔あふれる学校－家庭・地域・学校が一体となって－」

- 1 コミュニティスクールとして地域・保護者と連携し、願いや期待に応えられる学校を目指す。
- 2 ICTを効果的に活用し、児童が意欲をもって主体的に学ぶ授業づくりと個別最適な学びを実現し、確かな学力の向上を推進する。
- 3 自己肯定感や自己有用感を高め、みんなが楽しいと思える学校を目指す。
- 4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進するとともにユニバーサルデザインを意識した授業づくり・学級づくりを推進する。
- 5 開かれた学校づくりを推進する。
- 6 常磐認定こども園、第一中学校と連携し、保幼小中の円滑な接続と系統的な教育活動の推進・充実を図る。
- 7 働き方改革を推進する。

組織目標：一人一人のよさを認め、伸ばす

スローガン：一人一人がオンリーワン！～やさしさを笑顔の花を咲かせよう～



英会話(わくわくEnglish)・外国語

授業の約束『BEST』
 「Big Voice」「Eye Contact」「Smile」「Try」
 English Day(毎週火曜日：R3年度から)
 英語を身近に感じ、学んだ英語を積極的に活用することで、英会話への自信を高め、英語を学ぶ意義を実感することを目的とする。
 ・朝のあいさつ、健康観察、給食の献立を英語で行う。
 ・ひとこと英会話(AET)、英語の歌(放送委員)環境整備
 ・English Cornerの設置(他国の文化)
 ・各教室の英語表示

【教職員の育成】

- キャリアステージに応じた研修
- 実務によるミドルリーダー育成
 - ・OJT
 - 持ち味を活かせる校務分掌「任せる・サポートする」
 - 校内研修の充実
 - ・ICT活用ミニ研修
 - ・要請訪問・相互授業参観

【服務規律の確保に向けた取組】

- よりよい職場環境・教職員相互の良好な人間関係づくり
- コンプライアンスに関する記事の共有
 - ・気になるニュースを管理職が発行
- ボトムアップ型のコンプライアンス研修の実施
- 「飲酒帰宅確認票」の活用

【働き方改革】

- 教職員の声を活かす業務の効率化(時短・分担による負担軽減)
- 日課表の見直し(月曜日・木曜日：全学年5時間授業)
- 時間外の留守電対応(18:00～7:30)
- 勤怠管理システムによる勤務時間管理
- 吹奏楽部の複数顧問制 ○学年だより等のPDFによるメール配信

(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.13】 学校徴収金・会計事務分担一覧表について適切に作成すべきこと

学校で作成した学校徴収金・会計事務分担一覧表と現物の預金口座通帳を検証したところ PTA 周年記念事業積立金及び 6 年生の卒業対策費口座（6 年生 PTA 口座名義）について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載されていなかった。学校で管理する全ての口座を網羅的に把握することで管理対象及び管理者を明確にし、適切な管理を行うため、全ての口座について学校徴収金・会計事務分担一覧表に記載すべきである。

【指摘事項 No.14】 学校徴収金について適切に監査し、不要な口座については解約すべきこと

6 年生の卒業対策費口座（6 年生 PTA 口座名義）について令和 5 年度に取引がなかったことから担当者に質問したところ、令和 5 年度は給食費の口座を代用して卒業対策の経理を行っていたとの回答であった。令和 5 年度の経理において余剰金額は保護者代表へ返金し、保護者代表から各児童家庭へ返金しており、卒業対策の経理に関する監査は行っていなかった。決算時において各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。また、6 年生の卒業対策費口座について独立して口座を持つ必要がなければ不正な利用がされないよう不要となった銀行口座は解約すべきである。

【指摘事項 No.15】 未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと

令和 5 年度末時点において未納金が 3,957 円（1 件）発生していたが、未納者対応記録簿について作成されていなかった。未納者への対応状況や結果を取りまとめ

ることは、担当者が変わった場合においても過去の経過を把握するために必要な資料となる。未納者への督促等の結果について、適切に未納者対応記録簿を作成すべきである。なお、常磐小学校における未納金の発生による不足金の補填には繰越金の中から充当していた。笠原小学校の項でも記載したが、未納金の発生の未然防止策として児童手当からの徴収の活用などの改善策を検討すべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.16】 物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（テント）、廃棄済み物品（アップライトピアノ）が存在した。物品の廃棄を行う際には水戸市立学校財務規程に従い、適切な手続きを実施すべきである。

【指摘事項 No.17】 物品について個別に特定できるように管理すべきこと

物品一覧に記載されている情報が不足しており、現物を特定できない物品（幕）があった。「幕」の設置場所が体育館となっていることから、体育館上部の窓に設置されている暗幕と見込まれるが、物品ラベルが貼付されていないものであるためサンプルとして抽出した「幕」であると識別することはできなかった。物品について

個別に特定できるように物品一覧に詳細な情報を記載することや、物品ラベルの貼付、物品ラベルの貼付が難しい場合は代替的な補助簿を作成するなどして適切に管理する必要がある。

「幕」として登録している物品（物品一覧より抜粋）

固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考
100011521	幕		体育館	286,109 円	S56.3.31	一般備品
100011522	幕	体育館用	体育館	146,880 円	H28.2.8	一般備品
100011519	ステージ幕		体育館	450,000 円	S56.3.31	一般備品
100011520	ステージ幕	平成 4 年度 卒業記念品	体育館	257,500 円	H5.3.31	一般備品

なお、抽出したサンプルのうち食缶消毒保管庫については、給食室備品であり衛生管理上監査人は入室することができないため現物の確認はできなかった。

【指摘事項 No.18】薬品受払簿を適切に作成すべきこと

薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、新たに作成された痕跡はあるものの、新たに作成されたものは令和 5 年度までの様式で作成されており、様式の変更に対応できていない。新たな様式についての認識不足から生じた事象と考えられるが、正しい様式にて作成することが必要である。

また、令和 5 年度薬品受払簿における残量と令和 6 年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和 5 年度中の使用による減及び購入による増の記載漏れと推測されるが、使用等数量に変動があった際には薬品受払簿への記載が必要である。

※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品

薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異
塩酸（希塩酸）	845.5g	369.0g	△476.5g
ミョウバン	記載なし	596.4g	+596.4g
ふっとう石	記載なし	549.4g	+549.4g

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 常磐小学校における体育館夜間開放利用状況（令和6年度）

曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	0	0	0	
需用費	2,236,387	2,236,387	0	
役務費	169,741	169,741	0	
使用料及び賃借料	942,390	942,390	0	
備品購入費	554,730	554,730	0	
小学校管理費計	3,903,248	3,903,248	0	

特に記載すべき指摘事項、意見はなかった。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については《学校往査共通事項》の項参照。

常磐小学校では令和6年度よりタブレット端末にインストールして利用する出勤システムを用いて行っている。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

6 第一中学校

(1) 学校の概要

昭和23年3月26日創立

直近3年間の生徒数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	生徒数	通常 学級	特別支援 学級
第一中学校	331	11	2	338	11	3	322	10	3

第一中学校の運営に係るグラウンドデザイン

令和6年度 学校経営のグランドデザイン

1 学校経営の方針

「すこやかに たのしく きよく」の創立精神（校訓）のもと

知性に富み心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）を育成する

2 学校経営の全体構想

本県教育の目標

- ひとりひとりの能力を開発し、豊かな人間性をつちかう。
- じょうぶな身体をつくり、たくましい心を養う。
- 郷土を愛し、協力しあう心を育てる。

水戸市教育施策大綱

知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる。

【基本理念】

水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成

本校の教育目標

- 確かな学力を育む豊かな学びの創造 (向学立志)
- 豊かな心とたくましい体の育成 (相互扶助と心身鍛錬)
- 郷土を愛し、社会で活躍できる人材の育成 (郷土愛と社会貢献)

めざす生徒像

自ら考え自信をもって
行動できる生徒

- ・自ら考え判断し行動できる生徒
- ・全力で取り組み自らを伸ばす生徒
- ・進んで協働できる生徒

めざす学校像

一人一人の思いや考えを
形にできる学校

- ・自他ともに力を高め合う学校
- ・活力と気品のある学校
- ・伝統を力に挑戦する学校

めざす教師像

生徒の夢の実現を熱く応援する教師

- ・愛情ある人間味あふれる教師
- ・意欲をもち、学び続ける教師
- ・迅速、的確に対応できる教師

本年度の重点目標

キーワード：「わたしが動く(自ら)あなたと動く(ともに)思いを形に(感動を)」

- 1 ひとり一人の能力の伸長を図り、学力向上に取り組む。(個別最適な学びと協働的な学びの一体的な授業づくり)
- 2 学級経営力を向上し、生徒一人一人を生かす教育活動を推進する。(よりよい居場所づくり、自己有用感、自治的活動)
- 3 信頼される学校づくりを推進する。(生徒が安心して過ごせる安全安心な学校づくり、危機管理体制の強化、保護者・地域との連携・協働)

組織目標：○ 生徒の思いや考えを引き出し 形にする場面を工夫する(ひとり一人の自立に向けて)

向学立志

- 授業改善と校内研修の充実
 - ・指導の個別・最適化(個に応じた指導方法、教材等の工夫)
 - ・学習の個性化(個に応じた学習活動や課題に取り組む)
 - ・多様な他者との協働的な学び(学び合い、グループ学習の工夫)
 - ・一人一台端末活用の日常化
- 学び続ける教師
 - ・授業力向上に向けた研修
 - ・グループワークを活用した力量向上

相互扶助と心身鍛錬

- 学級経営力の向上
 - ・グループワークによる学級づくり
 - ・互いを認め合う場の設定
- 豊かな心の育成
 - ・考えを深め、判断し、表現できる道徳の授業実践
 - ・協働性と豊かな人間性を育てる体験活動の充実
 - ・相談できる環境づくり(不登校対応、特別支援教育)
- 健やかな身体の育成
 - ・自己管理能力の育成

郷土愛と社会貢献

- 自治力の向上
 - ・生徒会活動を中心とした創意工夫ある自治的活動
 - ・誰もが主役となり、思いを形にできる学級活動等の工夫
- 生徒支援の徹底
 - ・生徒のよりよい居場所づくり
 - ・上品な立ち居振る舞いと活力ある教育活動の展開
 - ・特別支援教育の充実
- 社会に貢献できる人材育成
 - ・学校や地域を愛する心の育成
 - ・社会に貢献できる人材の育成

信頼される学校づくり

- 安全安心な学校づくり
 - ・生徒と保護者に寄り添う相談体制の充実
 - ・いじめの早期発見と解消
 - ・危機管理の体制の強化(自分事としての意識の高揚、コンプライアンス遵守、危機の理解と対応力向上)
- 働きがいのある学校づくり
 - ・地域とともにある学校づくり
 - ・保護者、地域の学校運営への参画の工夫
- 小中、地域連携による共通の課題解決に向けた実践

(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【意見 No.9】 不要な銀行口座の解約及び残高の有効活用について

学校で管理する通帳を確認したところ、残高が0円で1年以上取引のない休眠口座が後援会費（部活動）会計15口座、旅費会計で1口座あった。銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約すべきである。

また購買部会計において1口座あり、最終記帳は2018年5月8日であり残高は44,684円であった。購買部会計では過去にボタンや体操服名札の販売を実施していたが現在は外部委託し、今後も利用見込みはないとのことであった。残高について金額が僅少であることから学校の運営費として活用する、慈善団体へ寄附をするなど簡便で適切な処理を行い、銀行口座について不正な利用がされないよう、速やかに解約することが望ましいと考える。

【指摘事項 No.19】 学校徴収金について適切に監査すべきこと

会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の2年生及び3年生の旅行積立金会計に関する会計監査が実施されていなかった。学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者（事務職員）・監査責任者によるは監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めており、各会計の経理が適切になされているか検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。

【指摘事項 No.20】 未納者対応記録簿について適切に作成すべきこと

学校徴収金について未納者が複数発生していたが未納者対応記録簿が1名分のみしか作成されていなかった。未納者への対応状況や結果を取りまとめることは、担当者が変わった場合においても過去の経過を把握するために必要な資料となる。未

納者への督促等の結果について、適切に未納者対応記録簿を作成すべきである。なお、第一中学校における未納金の発生による不足金の補填には同学年の繰越金の中から充当していた。笠原小学校の項でも記載したが、未納金の発生の未然防止策として児童手当からの徴収の活用などの改善策を検討すべきである。

【意見 No.10】旧制水高記念基金の有効活用について

学校で作成した学校徴収金・会計事務分担一覧表と現物の預金口座通帳を検証したところ、旧制水高記念基金口座について、最終記帳日が2021年2月22日（利息）、残高199,120円となっており、それ以後取引が行われていなかった。旧制水高記念基金は2008年1月21日に卒業生より1,000,000円寄附を受けたことに始まり、2008年と2009年に備品・楽器等を購入後、2009年5月1日の取引以後利息以外の取引がない状態となっている。卒業生から学校のより良い運営のための寄附金について、長期にわたり利用せず活用しないことは寄附者の意に反するとも考えられる。寄附者の意思を尊重し、旧制水高記念基金について有効活用する必要がある。

【指摘事項 No.21】前渡金の適切な管理及び業者への速やかな支払いを行うべきこと

生徒会費において、合唱コンクール運営費代として次のような取引が発見された。

2023年9月10日：49,597円を業者へ支払い（担当者の立替払い）

2023年9月12日：8,394円を業者へ支払い（担当者の立替払い）

2023年11月17日：担当者へ立替分及び今後の支払用として100,000円現金渡し

2023年11月24日：38,500円を業者へ支払い（担当者から支払い）

2024年2月20日：3,509円を業者へ支払い（担当者から支払い）

2024年2月の取引については起票日が2023年10月11日のため、この時に納品及び請求があったと推測されるが、担当者の失念により支払い遅延していたもので

ある。本来は請求書受領後2週間で支払うべき時期として定めているが、大幅に支払い時期が遅れている。前渡金について現金収受後速やかに支払いが行われたことを確認するなど適切な管理を行うとともに、業者への速やかな支払いを行うべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.22】 物品一覧について適切に作成すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが物品一覧に記載がある物品（※）があった。廃棄申請が承認され現物を処分した後は速やかに物品一覧に反映させるべきである。

※廃棄済みであるが物品一覧に記載があったもの

固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考
1000019441	打楽器	シンバル	音楽室	51,000円	S51.7.27	音楽
1000019590	戸棚	サイドボード	校長室	54,000円	S50.7.29	備品 一般
1000019398	定温器	電器定温用具	理科室	78,000円	S44.4.1	理科

いずれの物品も令和4年に廃棄処分願が提出され承認されている。

【指摘事項 No.23】薬品受払簿を適切に作成すべきこと

薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度の薬品受払簿の記載欄の都合上、数量の記載を備考欄も使用して記載していたことから、転記時に誤りが生じたものと推測される。薬品受払簿について適正に作成すべきである。

※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品

薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異
ヨウ化カリウム	6,871.5g	6,017.5g	△854g

差異の854gについては、令和5年度薬品受払簿の備考欄に重量が記載されている。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したが、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 第一中学校における夜間開放利用状況（令和6年度）

体育館								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×

土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

武道場								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	0	0	0	
需用費	2,713,846	2,708,067	5,779	
役務費	242,000	241,560	440	
使用料及び賃借料	1,264,000	1,262,660	1,340	
備品購入費	0	0	0	
中学校管理費計	4,219,846	4,212,287	7,559	

【指摘事項 No.24】業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと

複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、その記載がなされていないものが7件あった。業者決定時の手続きについて適切に行うべきである。

起票日	節細節名	金額	摘要
7月24日	物品等修繕料	61,600	フルート修理
2月13日	手数料	182,160	教室カーテンクリーニング
2月1日	手数料	59,400	ピアノ調律・調整
12月13日	施設等の修繕料	80,300	掲示板ガラス修繕工事
11月9日	施設等の修繕料	73,700	建具補修 ドアクローザー取替
8月3日	施設等の修繕料	298,760	コンクリート壁クラック修繕
6月5日	施設等の修繕料	124,300	屋内運動場鍵修繕

【指摘事項 No.25】売買請書を適正に作成すべきこと

7月3日に小中一貫リーフレット1000部の印刷に係る契約について売買請書を交わしている。この請書には、税込で金額を記入し、別に消費税等の金額を記載する欄があるが、消費税等を記載する欄には斜線を引いており、金額の記載はされていない。

「学校経理事務の手引き」第8経理事務におけるその他の注意事項4売買請書、請書（修繕）では、次の記載がある。

(3)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄には、消費税額又は相当額を記入すること。(内税,非課税の場合は、斜線を引く)

手引によれば、斜線を引くのは非課税の場合となるが、印刷代であることから

通常の課税取引であり、非課税取引とは考えにくいこと、契約者が自ら「税込」と枠外に記載していることから、そこには消費税額又は相当額を記入しなければならなかったと考える。売買請書について、「学校経理事務の手引き」に従い適切に作成すべきである。

【指摘事項 No.26】適切な入札（見積）書の作成をした者のみ契約対象とすべきこと

また、同じ業者からの入札（見積）書についても、入札（見積）金額は税抜の金額を記載する旨注意事項として記載されているが、税込の金額を記入している。

入札（見積）書のひな形の注意事項（3）として、次の記載がある。

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時はこれを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

様式通りの記載がなされていない場合には、業者に指摘し、正しい記載となるように修正すべきであり、様式通りに記載された書類を正式な書類とすべきである。

上記の例のように、記載すべき項目について自ら斜線を引いたり、税抜の金額を記載すべきところ、税込の金額を記入したりというのは、様式を無視しているだけでなく、様式を改変しているとも捉えられる。

入札については、事前に告知した場所に入札書を持参することになっており、

入札書を郵送で送った場合、その入札書はルール通り無効となっている。

いずれも入札に対するルール違反であると考え、その取扱いの差がバランスを欠いているとも考えられる。そのため、入札（見積）書について適切なものを作成をした者のみ契約対象とすべきである。

【指摘事項 No.27】適切な入札（見積）書の作成を依頼すべきこと

市のひな型である入札（見積）書には、注意事項として税抜の金額を記載する旨の記載がある。そのため、本来入札（見積）金額は税抜の金額で記載する必要がある。

業者の方で税抜の記載をすとの注意書きを削除した上、入札（見積）金額には税込の金額を記載しているものがあつた。

こちらについては、税抜で記載すべしという様式に従つた注意事項を自ら削除し、税込の金額を記載しているものである。

こちらについても、税抜での記載となるような注意事項を削除し、税込での記載としており、様式を改変している。

なお、上記の入札では上記に挙げた様式を改変した業者が落札しており、市との契約を締結している。入札（見積）書については、複数の入札（見積）者がいる場合に同様の書式で比較検討することにより、事務手続き上のミスを防ぐ目的もあることから、適切な入札（見積）書の作成を依頼すべきである。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については《学校往査共通事項》の項参照。

第一中学校におけるタブレット端末の導入時期は令和4年度中であるとの説明を受けた。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象は

なかった。

7 上大野小学校

(1) 学校の概要

明治6年創立

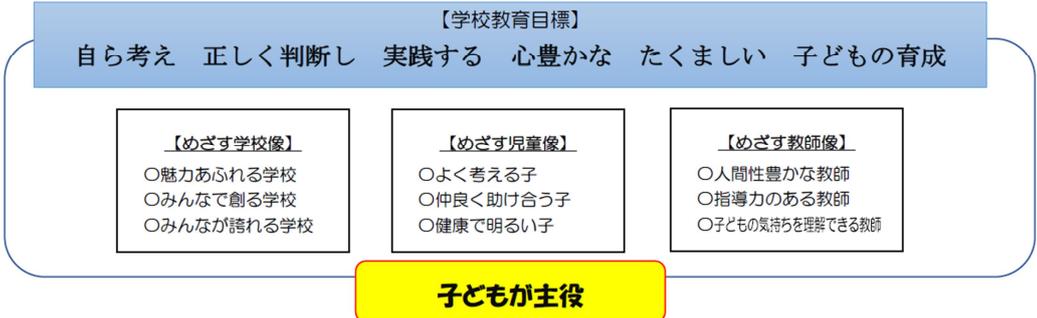
直近3年間の生徒数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級
上大野小学校	74	6	-	76	6	-	77	6	-

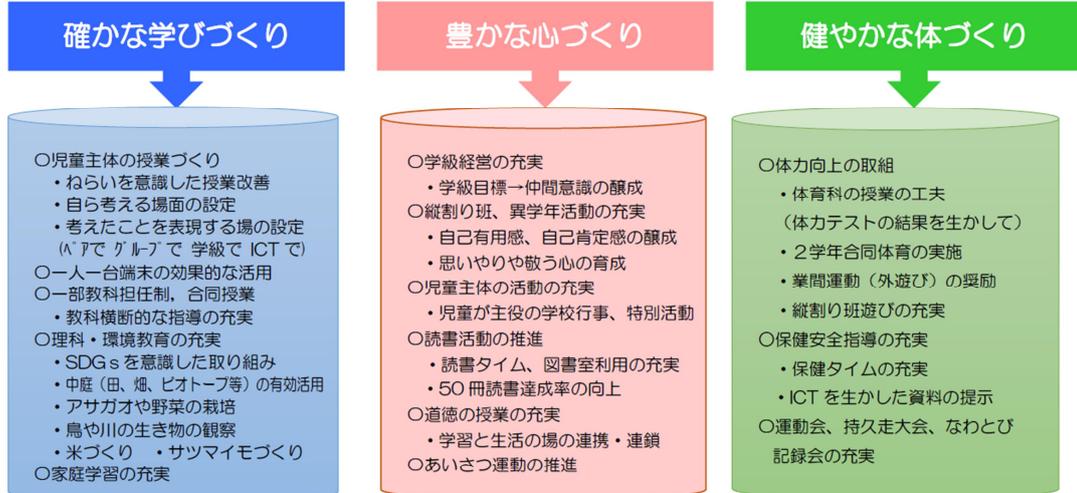
上大野小学校の運営に係るグラウンドデザイン

令和6年度 水戸市立上大野小学校グランドデザイン

<p style="text-align: center;">【茨城県教育の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう ・しようぶな身体をつくり たくましい心を養う ・郷土を愛し 協力しあう心を育てる 	<p style="text-align: center;">【三中学区小中一貫教育目標】</p> <p style="text-align: center;">よく学び 助け合いながら たくましく成長する 児童・生徒の育成</p>	<p style="text-align: center;">【水戸市教育施策大綱】</p> <p style="text-align: center;">〔水戸市教育目標〕 知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた 人間（水戸人）の形成に努める</p>
--	---	---



人となかよし 本となかよし 自然となかよし



【令和6年度 組織目標】 自ら考え、伝え合う

温かさを土台とした信頼される学校づくり

<p style="text-align: center;">【子どもにとって】</p> <p style="text-align: center;">一人一人の子どもに関わり 寄り添い、伸ばし育てる学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元氣なあいさつの響く学校 ・安全・安心な学校 ・分かる授業の推進 ・自己決定を尊重し、他に共感し 失敗を生かせる教育活動の推進 	<p style="text-align: center;">【保護者にとって】</p> <p style="text-align: center;">自分の子どもを 大切にしてくれる学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会、二者面談等を通した細やかな情報発信 ・ホームページのこまめな更新 ・やりがいのあるPTA活動の推進と活動の精進 	<p style="text-align: center;">【地域にとって】</p> <p style="text-align: center;">協力し合い、地域とともに 子どもを育てていく学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民センター等を活用した開かれた学校づくり ・あいさつ運動、読み聞かせボランティア等による、地域とのつながりづくり 	<p style="text-align: center;">【教職員にとって】</p> <p style="text-align: center;">助け合い、 支え合うことのできる学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服務規律の確保、学校事故の未然防止 ・メリハリのある勤務体制の確立 ・時刻を意識した勤務の確立
---	--	--	--

(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【意見 No.11】 不要な銀行口座の解約について

学校で管理する通帳を確認したところ、残高が 0 円で 1 年以上取引のない休眠口座が PTA バザー会計で 2 口座あった。銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。

【指摘事項 No.28】 学校徴収金について適切に監査すべきこと

学校徴収金の各会計の監査状況を確認したところ、令和 5 年度の諸会費会計について、会計監査日後に入出金が行われていた。会計監査日は令和 6 年 3 月 27 日付で以下の内容で適正に処理されていると判断していた。

収入総額：1,308,798 円

支出総額：1,308,798 円

差引　　：0 円

しかし預金通帳を確認したところ、令和 6 年 3 月 31 日の残高は 2,200 円となっていた。その内訳について確認したところ、令和 6 年 3 月分の EB 手数料が 1,650 円であり、令和 6 年 3 月分の銀行振込手数料 550 円であり、令和 6 年 4 月 15 日に
出金されていることを通帳で確認できた。

学校側の現状の処理は会計上、発生主義の考え方としては正しい処理であるが、その場合実際の入出金の状況とは別に収益費用の観点から複式簿記により記帳し、期末において期中の取引ではあるものの出金していない取引については負債科目として未払金を計上する仕訳を行い、決算書上明示する必要がある。

現状では監査結果である支出総額及び次年度繰越額と実際の支出額及び次年度繰越額が異なっている。学校徴収金の取り扱いについて一定の知識を要する発生主義ではなく、簡便的な現金主義による管理の方が望ましいと考えられるの

で、現金主義による決算処理、実態に即した監査の実施をするべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

物品一覧からサンプル抽出した物品10点について現物を確認できたとともに、現物確認中に抽出した現物5点について物品一覧または教材台帳に記載がなされていることを確認した。

薬品受払簿の様式変更への対応状況を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 上大野小学校における体育館夜間開放利用状況（令和6年度）

曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水			×	×	×	×	×	×

木	×	×	×	×	×	×	×	×
金			×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	40,000	40,000	0	
需用費	1,382,948	1,382,080	868	
役務費	128,000	127,413	587	
使用料及び賃借料	170,000	33,240	136,760	
備品購入費	0	0	0	
小学校管理費計	1,720,948	1,582,733	138,215	

特に記載すべき指摘事項、意見はなかった。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については《学校往査共通事項》の項参照。

上大野小学校におけるタブレット端末の導入時期は令和6年度である。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

8 下大野小学校

(1) 学校の概要

明治6年創立

直近3年間の生徒数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級
下大野小学校	74	6	1	78	6	1	72	6	1

下大野小学校の運営に係るグラウンドデザイン



常澄中学校区9年間の教育目標

夢や希望をもち 未来に向かって たくましく生きる子

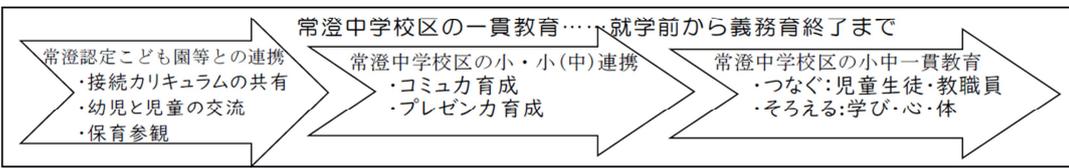


めざす児童像 心やさしい子 たくましい子 よく学ぶ子	学校教育目標 明るく人間性に富み、自主性・創造性豊かな 心身共に健全な児童の育成	めざす学校像 元気あふれる楽しい学校 認め合い高め合える学校 地域とともに歩む学校
--	---	---

「下大野小のよい子」を育てるために
 一人一人の子どもに「目をかける 心をかける 語りかける」教師でありたい
 一人一人の子どもが「笑顔で登校 笑顔で学び 笑顔で帰る」学校でありたい

学校経営のキーワード
あかるくて あたたかくて あんしんできる 下小を明日も「やってみよう！」
 活力・対応力 居場所・絆づくり 「命と人権 最優先」 持続可能な学校の在り方 挑戦・達成感へ

知 よく学ぶ子 ○学び合いを通して 自分の考えをもち 表現できる子 表現する力 考えをまとめる力 ・基礎・基本の定着（含：思考力・判断力・コミュニケーション力） ・スタディ・ログの活用による振り返り（ICTとノートの効果的併用） ・自主学習の奨励 ・読書活動の推進 <重点目標> ◎家庭学習肯定的自己評価 90%以上 ◎読書冊数 低100・高50 100%	徳 心やさしい子 ○思いやりの心をもって 行動できる子 思いやりの心 積極性と責任感 ・挨拶の励行「アイコンタクト・クリアボイス・みずからすすんで」の徹底 ・児童が主体で相手意識をもった委員会活動の活性化 ・縦割り班活動の充実 ・黙働の推進、ごみゼロ運動 <重点目標> ◎元気に挨拶できる児童90%以上 ◎進んで行動できる児童90%以上	体 たくましい子 ○進んで体をきたえる子 自分を鍛える 自分を守る ・業間運動・外遊びの推進 ・異学年交流での体育の工夫 ・基本的生活習慣の確立と改善に向けた調査実施及び啓発 ・登校班での安全な登下校 <重点目標> ◎体力テストA+B 60%以上 ◎朝食摂取率 100% ◎ノーメディアデー達成50%以上
---	---	--



小規模特認校 下大野小学校の特色 ~ICT活用と伝統文化保護を融合した教育~

- ・プログラミング教育の推進
- ・IT短大、企業等と連携した教育活動
- ・考え、表現する活動におけるICT機器の有効活用
- ・下大野の地域性や伝統を生かした教育

<令和6年度 本校の研究テーマ>
 問題解決に主体的に取り組む児童の育成
 ~プログラミング的思考の活用を通して~

○学校組織マネジメントの方針

【子供にとって】 学びがい・関わり合い ・学びに向かう意欲と必然性を重視した授業づくり ・人との関わりと成長を実感できる場づくり	【保護者・地域にとって】 通わせがい・伝え合い ・「命と安全」を最優先とした安心・安全な環境づくり ・子供を任せられる・任せてもらえる信頼関係づくり	【教職員にとって】 働きがい・支え合い ・自分の強みを生かし自信をもって働ける組織づくり ・互いを認め、誇りをもてる職場環境づくり《働き方改革・コンプライアンス遵守・メンタルヘルス》
---	---	--

組織目標
 児童が「できた」「わかった」「考えた」「次はこうしたい」を実感できる『成長ある学び』を追究する

グループ目標
 低学年…児童の挑戦を後押しし、達成感を味わわせる授業づくり
 高学年…児童が考えや思いを表現できるように後押しし、達成感を味わわせる授業づくり
 担外等…児童の成長と達成感を実感できる教育活動の計画・実践

(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.29】 学校徴収金の会計監査について保護者への報告前に実施すべきこと

会計監査の状況を確認したところ、令和5年度において1～6年生の学年費について、監査日前に保護者へ報告を行っていた。

1～5年生：保護者報告日＝2024年3月22日、監査日＝2024年3月25日

6年生：保護者報告日＝2024年3月15日、監査日＝2024年3月25日

学校徴収金取扱要項では、学校徴収金の管理の原則として、「年度末には、外部関係者により会計監査を実施し、その結果を保護者に会計報告書により通知する」と定めている。保護者への報告後に会計監査を実施することは会計監査の形骸化の恐れもあることから、会計監査について保護者への報告前に実施すべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.30】 物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと

現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳に記載がなされているかを確認したところ、現物を使用中であるにもかかわらず廃棄申請を行い教材台帳上廃棄済みとして取り扱っている物品（定温器）があった。当該定温器については、

令和4年7月28日付にて廃棄申請が提出されたのち、承認を受けており、教材台帳上廃棄済みと記載されている。一方、物品一覧には記載が残っているため、現物が存在することとの整合性はとれているが、教材台帳との整合性はない状態となっている。現物は廃棄されておらず使用していることから、教材台帳を修正する必要がある。

【指摘事項 No.31】 薬品受払簿を適切に作成すべきこと

薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度中の使用による減及び購入による増の記載漏れと考えられるが、使用等数量に変動があった際には薬品受払簿への記載が必要である。

※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品

薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異
ホウ酸	218g	246g	+28g
石灰水	117g	181g	+64g
ヨウ素液	343g	349g	+6g
アンモニア水	1,205g	1,093g	△112g

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

水戸市ホームページにて下大野小学校では、学校夜間開放は実施していないと記載されている。

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	93,600	84,000	9,600	
需用費	1,075,439	1,066,297	9,142	
役務費	100,290	99,495	795	
使用料及び賃借料	530,000	371,250	158,750	
備品購入費	276,000	203,500	72,500	
小学校管理費計	2,075,329	1,824,542	250,787	

特に記載すべき指摘事項、意見はなかった。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については「学校往査共通事項」の項参照。

下大野小学校におけるタブレット端末の導入時期は令和5年6月である。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

9 国田義務教育学校

(1) 学校の概要

平成7年3月6日小・中学校併設校完成、新校舎に移転

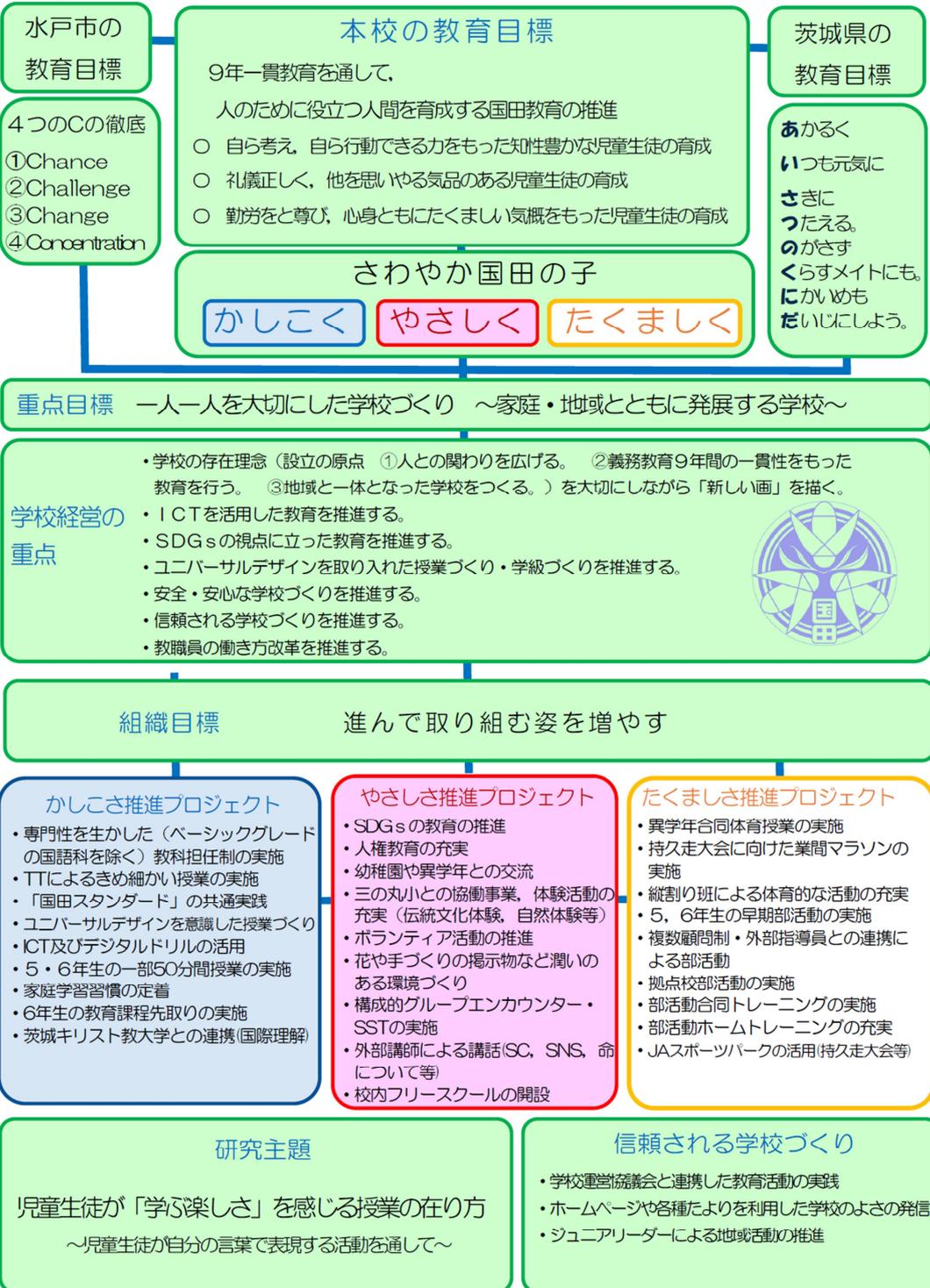
平成28年4月1日義務教育学校（さわやか国田学園）としてスタート

直近3年間の児童・生徒数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童・生徒数	通常学級	特別支援学級	児童・生徒数	通常学級	特別支援学級	児童・生徒数	通常学級	特別支援学級
国田義務教育学校	134	9	-	137	9	-	127	9	-

国田義務教育学校の運営に係るランドデザイン

令和6年度 さわやか国田学園グランドデザイン



(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【意見 No.12】 不要な銀行口座の解約について

学校で管理する通帳を確認したところ、スポーツ振興センター会計に係る銀行口座の2口座について、残高が0円であり3年間入出金がなかった。これはスポーツ振興センターに対する災害掛金の振り込みを従前は保護者から徴収したものを学校から支払っていたが、学校を経由せず直接保護者とスポーツ振興センターで掛金の支払いを行うように変わったため使用されなくなったことによる。

銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約すべきである。

また、旅費会計の銀行口座1口座について県費負担職員の旅費は学校を経由せず直接教職員へ支給されることとなったため、不要となっているが解約されていなかった。通帳を確認したところ令和5年度に入金があったため内容を確認したところ、平成6年度卒業生一同より150周年記念事業費用として18,455円の寄附を現金で受けたがどの会計の銀行口座に入金するか明確ではなかったため、仮置きとして旅費会計の銀行口座に入金したとのことであった。これは、旅費会計の口座の本来の目的の使用ではなく、基本的に使用しない口座であるため年度末における会計監査も行われていない。このように銀行口座について不適切な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。

【指摘事項 No.32】 学校徴収金について適切に監査すべきこと

会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の7年生旅行会計について、会計監査が行われていなかった。令和5年度末において銀行口座残高は660,000円あり、令和5年度中においても入出金があることから、年度末に会計監査を実施すべきである。

【指摘事項 No.33】 学校徴収金について適切に管理すべきこと

学校で管理する通帳を確認したところ、8年生旅行会計について、令和6年度末の残高が2,397円であった。本来であれば8年生旅行会計においては8年生中に旅行を実施し残高が0円になるはずであるがその内容を確認したところ、旅行実施後の令和5年8月28日に自然体験教室会計(8年生旅行会計)報告において旅行後の残金223,397円について生徒返金(13,000円×17人)とし、端数は学年運営費会計へ納入するとしていたが担当者が納入を失念していたとのことであった。保護者への報告のとおりであれば、報告後の取引・残高はなく年度末の会計監査は不要とも考えられるが実際には銀行口座残高があるものの、会計監査は行われていない。令和5年度中においては保護者への報告内容とは異なる経理処理となっているため、保護者への報告内容どおり適切に管理すべきである。

【意見 No.13】 生物研究部に対する助成金の有効活用について

令和5年度の学校徴収金に係る各会計の経理資料を確認したところ、生物研究部に対する公益財団法人げんでんふれあい茨城財団からの第26回科学技術振興事業の助成金が活用されていなかった。令和5年度において、助成金として令和5年7月10日に100,000円の入金があったものの、支出は令和5年11月6日の通信費520円のみであり、その大半が使用されていなかった。また、過年度からの繰越金を含めて、令和6年3月31日時点において銀行口座残高は452,381円と多額となっていた。令和5年度における生物研究部の活動費用は後援会会計から支出しており、令和5年度で80,000円であった。また、銀行口座残高について、今後の具体的な使途・時期が特定できる使用計画は確認できなかった。

外部団体からの助成金により、より高度な部活動を実施することは望ましいことであるが、助成金を活用せずに今後の具体的な使用見込みもなくため込む結果となっている現状は望ましくない。助成金について、今後の具体的な使用計画を定め

効活用する必要がある。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.34】 物品寄附受領書について適切に作成すべきこと

物品の寄附採納手続きについて「学校経理事務の手引き」において次のように定めている。

2 物品の寄附採納手続きについて

- (1) 寄附申込者から物品寄附申込書（様式第 116 号：水戸市財務規則第 237 条関係）を徴する。
- (2) 寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第 10 号：水戸市立学校財務規程第 7 条関係）を事前に学校施設課経理係に提出し承認を得る（この際、物品寄附申込書の写し及び物品寄附受領書（教育委員会で教育長印を押印し返却する）を添付すること。）。
- (3) 学校施設課長承認、物品受領後、寄附申込者に物品寄附受領書（様式第 117 号：水戸市財務規則第 237 条関係）を交付する。
- (4) 物品受領後、教材については教材台帳（様式第 7 号：水戸市立学校財務規程第 7 条関係）に登録する（5万円以上の備品については、市の財務システムで管理するため登記不要）。

令和5年度中の寄附採納手続きについて資料を確認したところ、物品寄附受領書において日付及び文書番号の記載がないものが2件あった。これは学校担当者の認識誤りにより物品寄附受領書の日付及び文書番号の記載を各学校で行うべきところ、実施していなかったことによる。

物品寄附受領書は市として寄附を受けたことを証する公文書であるため、適切に作成する必要がある。

【指摘事項 No.35】 物品一覧について適正に作成すべきこと

教材台帳を閲覧したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（絵画）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。なお、当該物品は、寄附による取得であるが、寄附に関する手続には問題はないことを寄附採納願にて確認した。

【指摘事項 No.36】 物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（人体模型）、廃棄済み物品（定温器）が存在した。廃棄申請が承認され現物を処分した後は速やかに物品一覧に反映させるべきである。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 国田義務教育学校における夜間開放利用状況（令和6年度）

体育館								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

武道場								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場
月	○	○	○	○	○	○	○	○
火	○	○	○	○	○	○	○	○
水	○	×	○	×	○	×	○	○
木	○	○	○	○	○	○	○	○
金	○	○	○	○	○	○	○	○
土	○	○	○	○	○	○	○	○
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（○空き有、×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算の執行状況

(前期)

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	25,000	25,000	0	
需用費	1,817,805	1,817,437	458	
役務費	98,000	97,196	804	
使用料及び賃借料	170,000	170,000	0	
備品購入費	211,000	176,220	34,780	
小学校管理費計	2,321,805	2,285,763	36,402	

(後期)

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	0	0	0	
需用費	1,192,450	1,175,438	17,012	
役務費	131,000	129,910	1,090	
使用料及び賃借料	1,296,330	1,296,330	0	
備品購入費	235,620	235,620	0	
中学校管理費計	2,855,400	2,837,298	18,102	

【指摘事項 No.37】業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと

複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、1月18日起票の施設等の修繕料(雨樋修繕)99,000円について、その記載がなされていなかった。業者決定時の手続きにつ

いて適切に行うべきである。

学校経理事務の手引き

第3 予算執行

5 物品調達

(1) 物品調達項目

見積書徴取 「…見積書のうち採用した見積書に「決定」と朱書きし、安価なものから順に並べ、全ての見積書を支出負担行為票（学校（園）用）に添付すること。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については《学校往査共通事項》の項参照。

国田義務教育学校におけるタブレット端末の導入時期は令和6年6月である。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

10 飯富中学校

(1) 学校の概要

昭和22年5月4日創立

直近3年間の生徒数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	生徒数	通常 学級	特別支援 学級	生徒数	通常 学級	特別支援 学級
飯富中学校	92	4	2	88	4	2	62	3	2

飯富中学校の運営に係るグラントデザイン

水戸市総合計画 水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまちをつくる
 水戸市教育目標 知性とこころ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる

飯富小中連携教育

- 1 学区内小中学校の共通教育目標・目指す児童生徒像の設定・共有
- 2 9年間の系統的・連続的な連携教育の実践
- 3 学区の子は学区で育てる意識を共有し、教職員・保護者・地域による協働実践

飯富中学校区で目指す子どもの姿	飯富中学校区が目指す教職員の姿
<ul style="list-style-type: none"> ・夢を抱き 課題に向き合い 努力する児童生徒 ・たくましい体と心豊かな児童生徒 ・郷土を愛する優しさあふれる児童生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的・協働的に児童生徒の育成に取り組む姿 ・改革意識をもって、新たな教育課題に対応しようとする姿 ・自律的に学び不断に自らの資質・能力を高めようとする姿

【飯富中学校区の教育目標】

夢に向かって たくましい体としなやかな心で 学びをつなぐ児童生徒の育成
 ～9年間の系統的・連続的な小中連携教育の実践を通して～

【飯富中学校 学校教育目標】 自ら学び、夢に向かって未来を切り拓く生徒を育成する

- 心身を鍛える (たくましさで満ち) ○ 思いやりの心をもつ (気品高く) ○ 進んで学習に励む (ちからもたん)

確かな学力の育成	豊かな心の育成	健やかな身体の育成	キャリア教育の推進
1 学習意欲を高める取組 ・TT 習熟度別少人数学習の導入 (数学、英語) ・アナログとデジタルドリルのハイブリッド活用 ・評価の工夫 (単元計画、通知表) 2 思考力・判断力・表現力向上 ・授業改善に生かす振り返りの時間の確保 ・遠隔授業の活用 (英語) ・RSの効果的な活用 	1 人との関わり、自分のよさの発揮 ・複数担任制の導入 ・元氣な挨拶と返事の習慣化 ・アサーショントレーニングや構成的グループエンカウンター、グループワーク等の活用 2 リーダーシップの育成 ・縦横リ班活動の取組 ・生徒会・委員会活動の工夫  	1 運動の楽しさを実感しながら体力向上を目指す授業づくり ・運動量を確保する保健体育授業 ・運動部活動基本方針に則った部活動の推進 2 健康な生活を送る態度の育成 ・「生活合い言葉」 :あいさつ まごころ清掃 日々新たな」の推進 ・食に関する指導の充実  	1 地域のよさに気づき自らの生き方を考える態度の育成 ・「水戸まごころタイム」の課題設定と探究的な活動 ・SDGsの視点に立った社会貢献 2 学校運営協議会の充実 ・小中グランドデザイナー本化 ・小中での相互参観・情報交換会の設定  
特別支援教育の推進	働き方改革の推進	服務規律の徹底	ICT教育の充実
1 一人一人のニーズに応じた指導の充実 ・個別指導計画作成と共通理解 ・個別支援計画作成と情報共有 ・自立と社会参画に向けた特別支援教育の推進 2 保幼小中特支学校の連携 ・相互授業参観 ・巡回相談の充実 	1 教育課程のスリム化 ・部活動の複数顧問制 ・学校行事の精選 ・事務処理時間の確保 ・部活動の地域移行への推進 2 働きがいをもつ同僚性構築 ・セルフケア (ストレスチェック) ・ラインケア (相談体制確立)  	1 コンプライアンス研修の充実・ボトムアップによる研修 ・校内若手教員研修 2 学校事故「0」の達成 ・た (体罰) ・い (飲酒運転) ・せ (セクハラ) ・つ (公金) ・て (情報) ・す (スピード違反) 	1 個別最適な学びの充実 ・誰でも、どこでも学習できる環境づくり 2 ICT機器 (AIドリル、検索ソフト、読書) を活用した学習習慣づくり ・タブレット端末の効果的な活用 ・デジタル教科書の活用 (数学・英語・道徳) ・家庭学習の工夫 

【組織目標】

自ら考え、判断し、行動する、学びを広げる場を工夫する
 ～生徒の参画意識を高める教育活動の推進～

(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.38】 公費私費の区分を明確にすべきこと

令和5年度のPTA会費会計において授業で利用するディスプレイスタンド62,800円を購入していた。(令和5年7月18日)。リモート授業で使用するものであり、ディスプレイ本体については令達予算で購入できたものの、ディスプレイスタンドがないと使用が困難のためPTA役員に説明のうえ、PTA会費会計で購入したとのことであった。リモート授業での使用用途が終わったら体育館での使用を見込んでいる。授業用の物品であれば本来は公費負担であり、市の予算で購入すべきものである。PTA会費会計において、PTA側が主体的に施設の維持・管理に関する備品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをとる必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。

【意見 No.14】 不要な銀行口座の解約について

学校で管理する通帳を確認したところ、残高が0円で1年以上取引のない休眠口座が職員給食費会計で1口座、スポーツ振興センター会計で1口座あった。銀行口座について不正な利用がされないよう、不要となった場合は速やかに解約することが望ましいと考える。

【指摘事項 No.39】 学校徴収金について適切に監査すべきこと

会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の生徒会費会計に関する会計監査が実施されていなかった。学校徴収金取扱要項において決算処理として、年度末に監査担当者(事務職員)・監査責任者によるは監査及び保護者代表など外部関係者による会計監査を実施することを定めており、各会計の経理が適切になされているか

検証する必要があるため、決算時には適切な者による監査が必要である。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.40】 物品一覧について適切に作成すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し、物品一覧及び教材台帳に記載がなされているか確認したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（木工工作台、拡大プリンタ）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。

【指摘事項 No.41】 薬品受払簿を適切に作成すべきこと

薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、令和5年度薬品受払簿における残量と令和6年度薬品受払簿における受入数量（前年度残量）に差異がある薬品（※）があった。令和5年度中の使用による減の記載漏れと考えられるが、使用等数量に変動があった際には薬品受払簿への記載が必要である。

※様式変更に伴う転記時に数量に変動があった薬品

薬品名	令和5年度数量	令和6年度数量	差異
パラジクロロベンゼン	845g	720g	△125g
B T B	902g	777g	△125g

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 飯富中学校における夜間開放利用状況（令和6年度）

体育館								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	△	△	△	△	△	△	×	×

武道場								
曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場	柔道場	剣道場
月	○	○	○	○	○	○	×	×
火	○	○	○	○	○	○	×	×
水	○	×	○	×	○	×	×	×
木	○	○	○	○	○	○	×	×
金	○	○	○	○	○	○	×	×
土	○	×	○	×	○	×	×	×
日	○	○	○	○	○	○	×	×

水戸市ホームページより（○空き有、×空き無、△条件有）

【予算執行関連】

令和5年度の予算執行の状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	8,000	8,000	0	
需用費	1,136,532	1,062,612	73,920	
役務費	133,000	120,560	12,440	
使用料及び賃借料	1,264,000	1,263,940	60	
備品購入費	368,000	211,750	156,250	
小学校管理費計	2,909,532	2,666,862	242,670	

【指摘事項 No.42】 支出負担行為票を適切に作成すべきこと

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新聞の年間購読の契約を締結し、その年間購読料の支払いを令和6年3月31日に行っている。

支出負担行為票と経理簿の日付に下記の表のように不整合が生じていた。

	起案日	システムへの入力日
支出負担行為票	令和5年4月1日	令和6年3月5日以降
経理簿		令和5年4月3日

支出負担行為票の起案日は契約の始期となる令和5年4月1日となっているが、同書類のシステムへの入力日は経理簿の連番が81となっており、80の取引の日付が令和6年3月5日となっていることから、81の取引の入力日は令和6年3月5日以降となっている。これは、契約期間の途中で毎月の購読料に変更があるため、金額が最終的に確定するまで待ったうえで支出負担行為票のシステムへの入力を行ったからである。また経理簿の日付は令和5年4月3日となっているが、支出負担行為票の起案日は令和5年4月1日となっている。

これは、経理簿の入力日は、令和5年4月1日が土曜日だったことから、翌営業日となる令和5年4月3日の日付で入力を行ったものである。

ただ、本来であれば契約の始期が令和5年4月1日であることから、支出負担行為票については、起案日とシステムへの入力日ともに令和5年4月1日で行うべきであった。年度の途中で単価が変更になることが予想される場合にも、現状見積もれる単価を使用し、変更となる金額が明確になった時点で変更の手続きを行うべきである。

【指摘事項 No.43】 業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと

複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、9月22日起票の庁用器具費スライド丸のこ1台127,600円について、その記載がなされていなかった。業者決定時の手続きについて適切に実施すべきである。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については「学校往査共通事項」の項参照。

飯富中学校における端末の導入時期は令和4年度中であると説明を受けた。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

1 1 鯉淵小学校

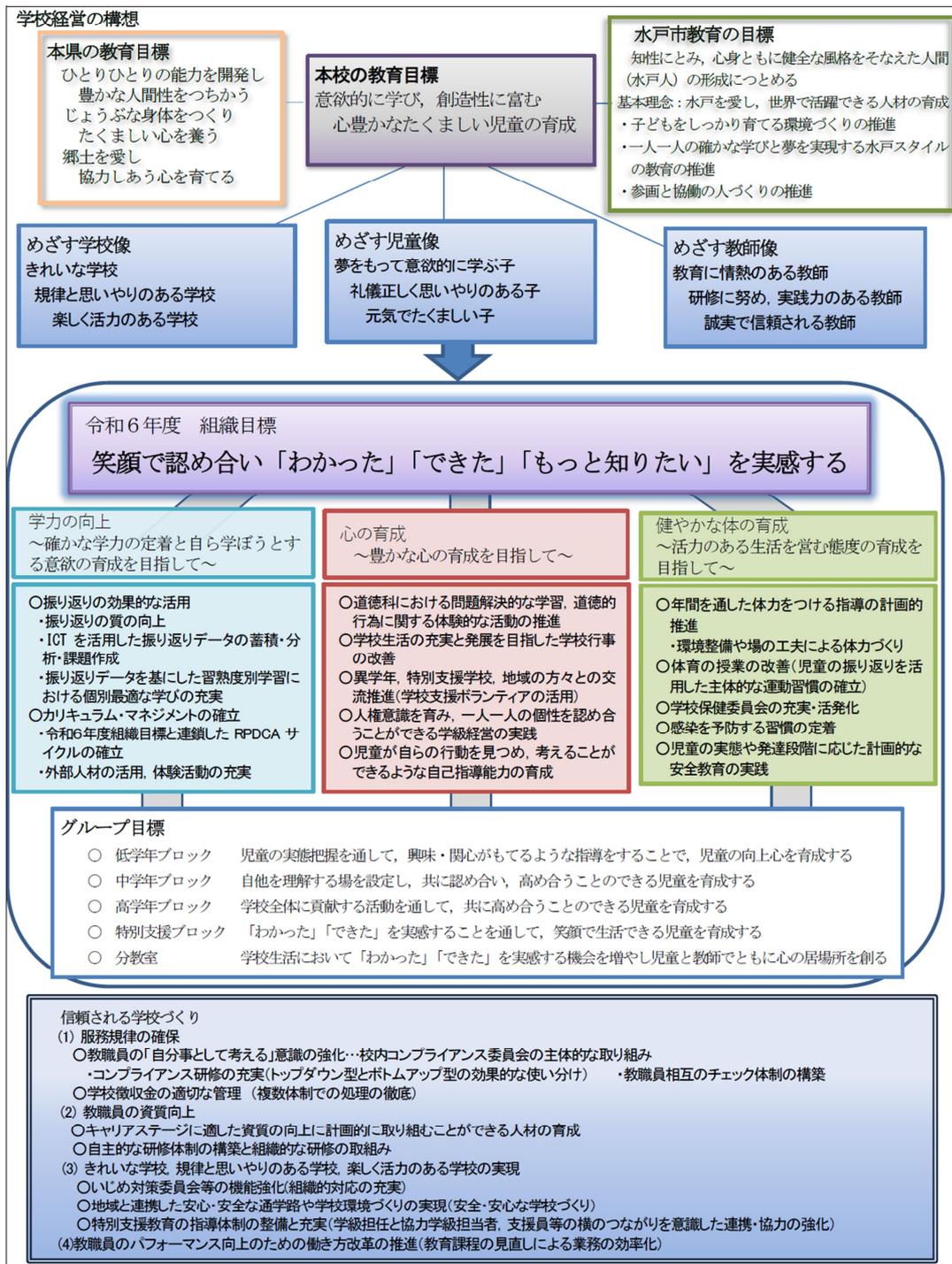
(1) 学校の概要

明治6年7月1日開校

直近3年間の児童数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級	児童数	通常 学級	特別支援 学級
鯉淵小学校	240	9	6	240	10	6	229	9	5

鯉淵小学校の運営に係るグラウンドデザイン



(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.44】 学校徴収金の会計監査について保護者への報告前に実施すべきこと

会計監査の状況を確認したところ、令和5年度において1～6年生の学年費について保護者への会計監査の結果報告を行っていなかった。

学校徴収金取扱要項では、学校徴収金の管理の原則として、「年度末には、外部関係者により会計監査を実施し、その結果を保護者に会計報告書により通知する」と定めている。負担者である保護者へ適正な監査を受け、適正に会計処理が行われたことを証するため、会計監査結果について保護者へ報告すべきである。

【指摘事項 No.45】 公費私費の区分を明確にすべきこと

令和5年度の後援会費会計において児童用図書購入45,056円（令和6年2月8日）及び黒板ふきクリーナー10,428円（令和6年3月22日）を購入し、それぞれの物品について寄附採納手続きが取られていなかった。授業用の物品であれば施設の維持・管理にかかる経費として本来は公費であり、市の予算で購入すべきものである。後援会費会計において、PTA側が主体的に備品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをする必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

【指摘事項 No.46】 物品一覧について適切に作成すべきこと

現物のうち任意のものについて、物品一覧及び教材台帳に記載がなされているか確認したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（グランドピアノ）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。

【指摘事項 No.47】 薬品受払簿を適切に作成すべきこと

鯉淵小学校への往査時点（令和6年9月上旬）で薬品受払簿の様式変更が未了となっている。様式を更新する必要性は認識しているものの更新作業ができていないとのことであった。おおむね学期ごとに行われる数量点検は令和6年8月1日付で実施されているため、数量管理の側面では問題はないが、様式変更への対応が必要である。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 鯉淵小学校における体育館夜間開放利用状況（令和6年度）

曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×		×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

令和5年度の予算執行の状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	0	0	0	
需用費	2,587,148	2,465,854	121,294	
役務費	140,680	115,830	24,850	
使用料及び賃借料	777,000	610,500	166,500	
備品購入費	437,000	147,400	289,600	
小学校管理費計	3,941,828	3,339,584	602,244	

【指摘事項 No.48】業者決定時の手続きについて適切に行うべきこと

複数の業者から見積を入手する必要がある場合に、決定した業者の見積書に「決定」と朱書きすることになっているが、1月30日起票の手数料(クリーニング)82,830

円及び2月14日起票の施設等の修繕料（屋内運動場扉修繕）118,800円について、その記載がなされていなかった。業者決定時の手続きについて適切に実施すべきである。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については「学校往査共通事項」の項参照。

鯉淵小学校におけるタブレット端末の導入時期は令和6年5月である。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

1 2 緑岡小学校

(1) 学校の概要

明治6年創立

直近3年間の児童数等

学校名	令和4年5月1日時点			令和5年5月1日時点			令和6年5月1日時点		
	児童数	通常学級	特別支援学級	児童数	通常学級	特別支援学級	児童数	通常学級	特別支援学級
緑岡小学校	927	29	8	935	30	7	918	29	6

緑岡小学校の運営に係るランドデザイン

令和6年度 水戸市立緑岡小学校 グランドデザイン

学校教育目標 **自らつなく、みんなでつながる みどりおかっ子**

みどりおかで育つ子供の姿

— 正直 —

自分で考え、正しく選択・判断・意思決定し、自ら動き出す子

— 勤勉 —

自己を振り返り、やるべきことに一生懸命取り組む子

— 協和 —

仲間と目標を共有し、心を合わせて活動する子

学校組織目標 **きめて できたことを つづける** —自ら(仲間と)考え、動き出すための習慣のカー

グループ目標	【低学年G】
【特支G】教師や友達と、きめて できたことを つづけることができる子を育てる	自分なりのめあてをもって活動する子を育てる
【教務部G】自分で考えることを通して、自ら動き出せる子を育てる	【中学年G】仲間とともに協力することを通して、自分で考えて活動する子を育てる
	【高学年G】自己選択することを通して、自ら動き出せる子を育てる

教師力を高めま

【自己研鑽意識の涵養】
・教員評価及び研修履歴等を活用したキャリアアップに応じて求められる資質・能力の向上

【校内研修の充実】
・研究主題「自ら考え、対話しながら考えたことを基に表現できる児童の育成」に基づく実践的研究の推進
・学校コンプライアンス委員会を核とした遵守意識の維持・高揚

【幼小中連携の推進】
・人的交流及び情報共有に基づく9年以上の期間にわたる一貫教育の実現

【知をつなぐ】知がつながる、子供がつながる学習づくり

- ☆子供自らが考え動く、教師が「話さない」学習
(個別最適な学びの実現、予想と振り返りの重視、思考ツールやICT機器の活用)
- ☆「自分発一友だち経由一自分行」が実現できている学習
(協働的な学びの充実、ストーリーのある学習の構想、自己調整力の育成)

【心をつなぐ】心がつながる、子供がつながる活動・場の工夫

- ☆◇互いを尊重し認め合うことの習慣化(本物のあいさつ、あたたかな言動)
- ☆◇「時を守り、場を清め、礼を正す」ことの繰り返し(心が育つ土台)
- 個と集団を育てる学習・体験的活動の充実(道徳・特別活動の充実)

【命をつなぐ】生命尊重を第一とした健康・安全教育の充実

- ☆◇連携・協働を基盤にした望ましい生活習慣の確立(家庭との連携、情報モラル教育)
- ☆組織的対応によるいじめの根絶及び不登校の解消(多様な機関等の積極的な活用)
- 体力の向上、健康・安全教育の充実(運動量の確保、保健学習、交通安全教育)

○肯定的な自己評価80%(教員)、☆肯定的な意識90%(児童)、◇肯定的な意識80%(家庭)

地域とともにある学校を目指します

【保護者・地域との連携強化】
・PTAや学校運営協議会等との協働による安全確保に向けた取組の実施
・保護者アンケート等に基づく保護者や地域との丁寧なかかわりの実現

【地域の教育力の活用】
・学校ボランティアによる授業支援等の推進及び教育活動の活性化

【情報媒体の積極的な活用】
・学校Webページ、ICT機器の活用等による双方向的な情報交流の実現

本県教育目標

ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう
じょうぶな身体をつくり たくましい心を養う
郷土を愛し協力しあう心を育てる

緑岡中学校区小中一貫教育目標

自分を見つめ
他とかかわり合いながら
自己実現を目指す緑岡の子の育成

水戸市教育施策大綱

【水戸市教育目標】
知性よみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間(水戸人)の形成につとめる

【基本理念】

- 1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進
- 2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進
- 3 夢と協働の人づくりの推進

(2) 監査結果

【現金及び預金の管理】

【指摘事項 No.49】 公費私費の区分を明確にすべきこと

令和5年度のPTA会計において授業で利用する指導者用デジタル教科書 国語1年生～6年生 各26,400円×6=158,400円を購入していた。これは授業中に大型モニターに映し、授業の充実を図るため購入したとのことであった。授業用の物品であれば本来は公費負担であり、市の予算で購入すべきものである。PTA会費会計において、PTA側が主体的に授業用の物品等を購入することは問題ないが、それを学校で使用する場合には寄附採納の手続きをとる必要がある。学校徴収金は受益者負担の考えに基づき運用される必要があることから、公費私費について明確に区分すべきである。

【指摘事項 No.50】 物品等の購入について後払い取引とすべきこと

令和5年度のPTA会費会計において1年生学年費会計において次のような取引があった。

令和6年3月21日：請求書発行（22,800円）

令和6年3月22日：振込支払い

令和6年3月26日：納品伝票発行（サインペン赤10Boxほか）

詳細については担当者異動のため不明であったが、取引の内容としては物品の購入について前払いを行っている。学校徴収金取扱要項においても物品等の購入方法として、「後払いが可能な業者を選び、執行計画に基づき行う」とあり、前払い後に納品がされないリスクや架空取引に対する支払いとなる恐れがあることから、物品等の購入について前払い取引は行うべきではない。

【指摘事項 No.51】 学校徴収金について適切に経理・監査すべきこと

会計監査の状況を確認したところ、令和5年度の2年生学年費会計及び後援会会計において、監査済の会計報告資料と実際の通帳残高に差異があった。

・2年生学年費会計報告

収入総額：3,015,070円

支出総額：2,743,070円

差私費残高：272,000円

令和6年3月31日預金残高：272,460円

差異：460円

差異の金額は期中に海外から転入した児童にかかるスポーツ振興センターの掛金の戻しがあったものの、収入の計上が漏れたものである。

・後援会会費決算報告

収入総額：2,576,662円

支出総額：2,423,197円

差引残高：153,465円

令和6年3月31日預金残高：111,390円

差異：42,075円

差異の金額は水戸市より振込手数料分の補助金額であり、令和6年4月8日に入金があることを通帳で確認した。振込手数料については水戸市からの補助金分を入金が年度内に完了しなかったにもかかわらず相殺して計上しているため、令和5年度事業としては支出総額が実際の支出より過少計上となっていた。

期中の取引は全て記帳し、現金主義による決算処理、実態に即した監査の実施をするべきである。

【意見 No.15】 学校徴収金の各会計間の資金融通について

令和5年度において後援会会計と5年生学年費会計及び6年生学年費会計の間で次のような資金融通取引があった。

・後援会会計及び5年生学年費会計間取引

令和6年2月28日：後援会会計→5年生学年費会計 27,728円（貸付）

令和6年3月21日：5年生学年費会計→後援会会計 27,728円（返金）

・後援会会計及び6年生学年費会計間取引

令和6年3月14日：後援会会計→6年生学年費会計 6,600円（貸付）

令和6年3月21日：6年生学年費会計→後援会会計 6,600円（返金）

受益者負担の考えに基づき区分されている会計について、安易に会計間の資金融通を認めると不測の事故や不正利用の手段となる恐れもあることから、会計間の資金融通は原則行うべきではない。また、資金融通を行う場合においては学校徴収金負担者の事前の了解を書面等事後的に検証可能な手段で得るなどの厳格な手続きを実施する必要がある。

【教育財産の管理】

物品管理に関する規程については、《学校往査共通事項》の項参照。

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認するとともに、現物のうち任意のものについて物品一覧または教材台帳（5万円未満の場合）に記載がなされているかを確認した。

薬品受払簿については、令和6年度より新様式になっていることから様式変更へ対応できているかを確認した。

【指摘事項 No.52】 物品の廃棄手続きについて適切に実施すべきこと

物品一覧よりサンプルを抽出し現物を確認したところ、廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（※）が存在した。

※廃棄済みであるが廃棄申請がなされていない物品（物品一覧より抜粋）

固有番号	品名	規格	設置場所	金額	取得日	備考
100001179 9	パネルシ アター	人形劇舞台 国補(特殊)	その他	59,000円	S56.8.1 8	特活
100001173 1	管楽器	コントラバス	音楽室	120,000 円	S57.7.2 6	音楽
100001178 3	マット	セフティマッ ト	体育館	112,000 円	S57.8.2 8	保体
100001163 9	地 凶 黒 板・白地 凶	日本地方別地 凶黒板	社会資料 室	71,000円	S60.9.2	社会

これらの廃棄済み物品については、令和6年9月13日付にて廃棄処分願が提出されていることを確認した。

なお、抽出したサンプルのうち無圧温水ヒータについては、給食室備品であり衛生管理上監査人は入室することができないため現物の確認はできなかった。

【指摘事項 No.53】 物品一覧について適切に作成すべきこと

現物のうち任意のものについて、物品一覧及び教材台帳に記載がなされているか確認したところ、5万円以上の物品であるにも関わらず教材台帳のみに記載されている物品（顕微鏡）があった。教材台帳記載物品のうち5万円以上のものについては物品一覧にも記載されるべきものであるため、追加記載が必要である。

【指摘事項 No.54】薬品受払簿を適切に作成すべきこと

薬品受払簿について、様式変更に伴う転記について確認したところ、従前の薬品受払簿に記載されている残量が引き継がれておらず残量ゼロとして記載がなされていない薬品（水酸化カルシウム（飽和水溶液））があった。従前の薬品受払簿に更新時の数量が記載されているため、記載漏れと考えられるが、残量がある薬品については漏れなく新たな様式の薬品受払簿に記載する必要がある。

【学校施設設備の使用許可】

学校施設開放に係る概要は《学校往査共通事項》の項参照。

学校が直接関わる、都度利用について関係書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

参考 緑岡小学校における体育館夜間開放利用状況（令和6年度）

曜日	18時～19時		19時～20時		20時～21時		21時～22時	
	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート	Aコート	Bコート
月	×	×	×	×	×	×	×	×
火	×	×	×	×	×	×	×	×
水	×	×	×	×	×	×	×	×
木	×	×	×	×	×	×	×	×
金	×	×	×	×	×	×	×	×
土	×	×	×	×	×	×	×	×
日	×	×	×	×	×	×	×	×

水戸市ホームページより（×空き無）

【予算執行関連】

R5年度の予算執行の状況

予算科目	令達予算額	決算額	差額	備考
報償費	0	0	0	
需用費	3,265,932	2,863,897	402,035	
役務費	224,000	223,454	546	
使用料及び賃借料	457,000	167,200	289,800	
備品購入費	802,000	478,720	323,280	
小学校管理費計	4,748,932	3,733,271	1,015,661	

特に記載すべき指摘事項、意見はなかった。

【勤怠管理】

教職員の勤怠管理の概要については「学校往査共通事項」の項参照。

緑岡小学校におけるタブレット端末の導入時期は令和6年5月である。

勤務時間管理に係る関係書類、休暇簿を確認したところ、特段問題となる事象はなかった。

第3 学校保健給食課

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の学校保健給食課の事務分掌は以下のとおりである。

管理係

- 1 学校の保健に関すること。
- 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- 3 医療費助成に関すること。
- 4 学校の環境衛生に関すること。
- 5 学校の安全に関すること。
- 6 通学の安全確保に関すること。
- 7 食材料の調達及びその費用の支払いに関すること。
- 8 給食費に関すること。
- 9 幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）の給食並びに保育所及び幼保連携型認定こども園の給食（献立作成及び衛生管理指導に限る。）に関すること。
- 10 学校給食共同調理場に関すること。

学校給食共同調理場

給食係

- 1 学校給食に関すること。
- 2 共同調理場の維持管理に関すること。
- 3 学校給食の調理に関すること。
- 4 共同調理場の予算経理及び庶務に関すること。
- 5 水戸市立共同調理場運営委員会に関すること。

2 監査結果

(1) 水戸市の学校給食の概要及び現状

学校給食は、成長期にある幼児、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上、好ましい人間関係や望ましい食習慣の育成などをねらいとして実施されている。

さらに、学校給食は食育促進のための「生きた教材」として、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

水戸市では、全学校及び幼稚園 1 園において、単独調理場方式（一部親子方式）及び共同調理場方式により、完全給食を実施している。

①食育の推進

食育の推進のための施策として下記の活動を実施している。

・啓発事業による食育の推進

1.食育講演会

市内の学校，幼稚園，保育所等の幼児・児童・生徒，保護者及び学校等関係者を対象に、食育講演会を実施する。

2.全国学校給食週間における児童・生徒の作品展示

全国学校給食週間（毎年 1 月 24 日～1 月 30 日）にあわせて、市内学校の児童・生徒を対象に、標語、作文、絵画を募集し、応募作品を展示する。

3.大学との学官連携による学校給食食育推進事業

市立学校へ学生食育サポーターを派遣し、家庭科調理実習補助や食育指導補助等を実施するとともに、大学生が小学校第 5 学年及び中学校第 2 学年を対象としたリーフレットを作成する。

4.食生活に関する調査

市立小学校第4～6学年及び中学校全学年の児童・生徒と小学校第5学年及び中学校第2学年の保護者を対象に、毎年6月及び11月において朝食喫食や学校給食、地場産物等についてのアンケート調査を実施する。

5.食育啓発資料等による情報発信

「給食だより」を毎月発行するほか、教室掲示用資料や給食時間の放送資料等を作成し、食に関する情報を発信する。また、市ホームページや「広報みと」を活用することにより、学校給食や食に関する情報を学校内外へ広く発信する。

・学校給食を活用した食育の推進

1.ブロック別統一献立

市内の全学校を3つのブロックに分け、食物アレルギーへの適切な対応、調理指導や衛生管理の強化、共同購入による食材料単価の抑制、食材料の発注業務の簡素化等による事務の軽減を目的としてブロック別に統一献立を実施している。

A 一中、二中、三中ブロック

B 緑中、赤中ブロック

C 共同調理場ブロック

2.栄養教諭等による食に関する指導

栄養教諭及び学校栄養職員が、栄養士未配置校及び共同調理場の受配校となる中学校を指導担当校として、食に関する指導を実施する。

②地場産物の活用拡大と食文化の継承

水戸市あるいは県内の食材を優先的に使用するとともに、水戸市で受け継が

れてきたメニューの提供を目指している。

1.特色ある献立の提供

先進7か国首脳会議「G7 サミット」及び「G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合」の開催を記念した「G7 関連献立」、水戸市内で生産された地場産物や特産品を多く取り入れた「MITO ごはん」、親善都市である彦根市の郷土料理を取り入れた「交流献立」、プロスポーツ選手の応援献立、各家庭で食されているおすすめ料理を紹介する「我が家のおすすめ料理」等を提供する。

2.学校給食における地場農産物の活用促進事業

地場産物の活用を図るため、水戸市産の食材を使用した学校給食開発品の「みとちゃんごぼうメンチカツ」、「みとちゃん米パン」、「みとちゃんブルーベリージャム」、「みとちゃんぎょうぎ」、「みとちゃん梅ゼリー」、「みとちゃんポークコロケ」及び「みとちゃん団子」を学校給食で提供する。

また、特産品の「納豆」や「柔甘ねぎ」を提供する。

3.米飯給食の推進

米飯給食の実施回数を週 3.1 回とし、水戸市産コシヒカリ 100%の米飯給食を提供している。

4.学校給食における地場産物の活用割合

(単位:%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域	14.4	17.0	16.1	17.3	10.5
県内	37.2	46.3	56.1	56.9	66.8
地域+県内	51.6	63.3	72.2	74.2	77.3

※「地域」は水戸市産、「県内」は水戸市産以外の県内産

※出典:「茨城を食べようウィーク」学校給食における地場産物の活用状況調査

③学校給食費支援事業

保護者の新たな経済的負担を抑制しながら、魅力ある学校給食を継続して提供するため、不足する食材料費を水戸市が負担している。

④学校給食共同調理場

安全で安心な学校給食を提供するとともに、施設の見学や学校給食の試食など、学校給食を活用した食育の拠点として、児童・生徒のみならず広く市民に開かれた食育活動を推進している。

1.施設の概要

所在地 水戸市河和田町 796 番地

敷地面積 11,837.13 m²

延床面積 3,878.44 m²

建物構造 鉄骨造 2 階建て

調理環境 ドライシステム

調理能力 1 日 9,000 食

献立数 3 献立

給食提供開始 平成 29 年 4 月 11 日

配送先 市立中学校 15 校、小学校 1 校

委託業務 調理等業務委託：イートランド株式会社

輸送業務委託：全通内国通運株式会社

2.施設の特徴

・衛生管理について

1) ドライシステムの導入

厨房内の床を乾燥した状態で使用することで、床からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、また、調理室内の湿度を低く保つことで、細菌の増殖を抑え食

中毒の発生要因を少なくすることができる。

2) ノロ対策室の設置

嘔吐物が付着し汚染の可能性がある食器を、他の食器から隔離して洗浄消毒することができる。

3) ワンウェイ方式の導入

食材搬入から調理・配送までの食材の動線が戻らないワンウェイ方式の動線としている。

・食物アレルギーへの対応

食物アレルギーの原因物質を取り除くなどして調理する「アレルギー食対応調理室」を設置し、専用の容器で学校に配送する。

・環境への配慮

給食の残菜など、生ごみの容量を減らすことのできる厨芥処理システム（厨芥脱水機等）を設置している。

・学校給食を活用した食育の充実

1) 見学通路

調理作業中の様子を2階から見学できる見学通路を設置している。

2) 研修室

給食の試食や食育について学ぶことのできる研修室を設置している。

・放射線測定室

東日本大震災以降、毎日、調理場の一部の食材と、調理場及び単独校の給食一食分の放射性物質の簡易測定を実施している。測定結果は、毎月の給食だよりや市ホームページに掲載している。

(2) 監査手続

現状、学校保健給食課において、課題として認識しているのは①小学校給食費の

無償化及び教職員の給食費見直し②安全・安心で充実した学校給食の提供について③学校給食における食育の推進について④学校給食調理施設等の整備及び維持管理についての4点となっている。

上記を踏まえて、所管部署から資料を閲覧させてもらい、質問を行った。

その結果、下記の事項が発見されたものの、全体感としては問題はなかった。

(3) 監査結果

【意見 No.16】 入札の実効性の確保について

小・中学校の調理等業務委託について、入札により業者を選定している。

契約の相手方の選定として入札という方法を選ぶ理由としては主に下記に掲げるような意義があるためである。

- ・ 公平・公正な受注者の選定ができる。
- ・ 受注価格を競わせることで、合理的な価格での受注を可能にする。
- ・ 競争原理に基づいて行われることで、最も適正な事業者を選定できる。
- ・ 公正な手続きにより、コストパフォーマンスの高い提案を選定できる。
- ・ 市民に対して何に公金を使っているのかを公表できる。

上記の目的のために、入札制度を採用しているが、上記の調理等業務委託についての入札結果の中には、1社以外は入札を辞退しているものもあり、そもそも入札としている意義に疑問を感じるものがあった。

調理等業務委託入札状況

	業者数	うち辞退	うち無効	左記以外の有効な入札
A校	16	12	3	1
B校	14	10	1	3
C校	16	13	1	2
D校	16	12	3	1
E校	12	3	0	9

※各学校の「入札（見積）調書」より

辞退や無効が多い理由について所管課に質問したところ、業者都合によるため、辞退届記載の理由以上には把握できていない、との回答を得た。

少なくとも、上記の入札では当初に記載した入札の意義があるかは甚だ疑問である。仕様書に記載されている条件を満たせず、辞退することは当然想定されるものの、落札業者以外は辞退か無効という状態は入札制度が予定している健全な状態とは考えにくい。

上記の理由が、仕様書の条件が厳しいものなのか業者側の人員不足等に起因するものなのかは個々に異なると考えられる。しかし、適正な競争を確保し、もって入札としている意義をより高めることが望ましいと考える。

そのため、辞退・無効の理由を業者都合とするのではなく、市側の方で改善できる余地がないか検討することが望ましいと考える。

第4 学校施設課

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の学校施設課の事務分掌は以下のとおりである。

<p>経理係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の予算経理に関すること。 2 学校の財務事務に係る指導に関すること。 3 教材、教具等の整備に関すること。 <p>施設係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の維持管理に関すること。 <p>事業係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の施設の整備計画の策定及び実施に関すること。 2 施設整備に係る用地の取得に関すること。

(1) 決算の状況

①歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			使用料及び手数料	5,743	5,967	20,558
			使用料	5,743	5,967	20,558
			教育使用料	5,743	5,967	20,558
			教育総務使用料	5,743	5,967	20,558
			国庫支出金	853,852	491,514	212,273
			国庫負担金	108,294	160,562	—

	教育費国庫負担金	108,294	160,562	—
	小学校国庫負担金	98,694	150,214	—
	中学校国庫負担金	9,600	10,348	—
	国庫補助金	745,558	330,952	212,273
	教育費国庫補助金	745,558	330,952	212,273
	小学校国庫補助金	743,579	326,540	208,053
	中学校国庫補助金	1,979	4,412	4,220
	県支出金	19,011	18,974	18,946
	県補助金	19,011	18,974	18,946
	教育費補助金	19,011	18,974	18,946
	小学校費補助金	19,011	18,974	18,946
	財産収入	115	115	115
	財産運用収入	115	115	115
	財産貸付収入	115	115	115
	建物貸付収入	115	115	115
	寄附金	—	300	—
	寄附金	—	300	—
	教育費寄附金	—	300	—
	小学校費寄附金	—	200	—
	中学校費寄附金	—	100	—
	諸収入	891	1,056	1,686
	雑入	891	1,056	1,686
	雑入	891	1,056	1,686
	雑入	891	1,056	1,686
	市債	2,468,400	2,063,510	1,275,900

市債	2,468,400	2,063,510	1,275,900
教育債	2,468,400	2,063,510	1,275,900
小学校債	2,231,900	2,007,110	1,229,300
中学校債	236,500	56,400	46,600

②歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	事業名等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育費				5,439,457	4,318,634	3,233,451
	小学校費			4,436,717	3,719,448	2,649,186
		小学校管理費		697,886	898,009	780,373
		小学校運営経費		671,848	857,779	740,188
		小学校施設維持補修費		26,038	40,230	40,185
		小学校教育振興費		5,332	2,282	2,979
		小学校教材整備経費		5,332	2,282	2,979
		小学校建設費		3,733,489	2,819,157	1,865,835
		小学校施設設備整備事業費		896,147	268,925	451,829
		笠原小学校増築事業費（1期）		301,264	—	—
		酒門小学校長寿命化改良事業費（1期）		286,968	—	—
		三の丸小学校屋内運動場長寿命化改良事業費		168,927	—	—
		笠原小学校校舎増築事業費（2期）		302,575	562,564	—
		上大野小学校長寿命化改良事業費		27,432	68,926	—
		吉沢小学校校舎増築事業費		187,372	388,124	—
		酒門小学校長寿命化改良事業費（2期）		240,390	420,801	—

	吉田小学校長寿命化改良事業費（２期）	391,619	49,995	61,265
	渡里小学校長寿命化改良事業費	833,156	951,000	154,587
	見川小学校校舎改築事業費	97,648	95,671	132,955
	石川小学校長寿命化改良事業費	－	13,062	851,609
	寿小学校長寿命化改良事業費	－	－	69,797
	梅が丘小学校屋内運動場長寿命化改良事業費	－	－	123,987
	妻里小学校長寿命化改良事業費	－	－	6,066
	酒門小学校校舎増築事業費	－	－	13,740
	中学校費	1,002,740	599,185	584,264
	中学校管理費	412,814	467,389	418,448
	中学校運営経費	396,580	437,257	382,941
	中学校施設維持補修費	16,234	30,132	35,507
	中学校教育振興費	3,977	8,824	8,477
	中学校教材整備経費	3,977	8,824	8,477
	中学校建設費	585,949	122,972	157,339
	中学校施設設備整備事業費	585,949	122,972	157,339
	民生費	9,876		
	児童福祉費	9,876		
	保育所費	9,876		
	市立保育所施設維持管理経費	9,876	※	※

※市立保育所運営経費（幼児保育課所管）に移行

小学校建設費がおおむね６割ほどを占めている。

2 監査結果

○水戸市学校施設長寿命化計画

(概要)

水戸市学校施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）は、平成29年5月に公共施設等を長期的な視点により、総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針として策定された「水戸市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るとともに、学校施設に求められるより良い教育環境を確保することを目的として策定されたものである。

長寿命化計画は、上位計画である「水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－」及び公共施設等の管理方針等を定めた「水戸市公共施設等総合管理計画」との整合がとられたものとなっている。

長寿命化計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2056（令和38）年度までの37年間で、対象施設は水戸市が所有する学校施設（小学校32校、中学校15校、義務教育学校1校）となっている。

(学校施設の老朽化状況の実態)

構造躯体の健全性評価は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）」に示されている「長寿命化の判定フロー」に基づいて行われた。

(水戸市学校施設長寿命化計画 P17)

【計画策定段階の評価基準】

■旧耐震基準の鉄筋コンクリート造

- ・耐震診断書に基づき、コンクリート圧縮強度が13.5 N/mm²以下のもの、圧縮強度が不明のものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とします。
- ・改築予定の建物は「改築」とします。

■旧耐震基準の鉄骨造、木造等

・構造躯体の腐食や劣化が著しい（おおむね建築後40年以上）ものについては「要調査」建物とし、試算上は「改築」とします。

・改築予定の建物は「改築」とします。

上記以外の建物は、試算上の区分を「長寿命」とします。

構造躯体以外の劣化状況等の評価は、以下の基準により行われた。

屋根・屋上、外壁は建築基準法第12条に基づく点検結果のうち、部位に関する項目に着目して評価され、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修からの経過年数を基に評価された。

評価	屋根・屋上、外壁	内部仕上げ、電気設備、機械設備
A	概ね良好	20年未満
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	20年～40年
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	40年以上
D	早急に対応する必要がある。 （安全上、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し、施設運営に支障を与えている）等	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

（水戸市学校施設長寿命化計画 P19）

（建物の健全性及び劣化状況等の評価結果）

水戸市学校施設長寿命化計画P20～25記載の表3-6を監査人加工

A:概ね良好 C:広範囲に劣化
B:部分的に劣化 D:早急に対応する必要がある

小学校

築年数40年以上

施設名	建物基本情報							構造躯体の健全性										備考		
	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性			長寿命化判定			劣化状況評価							
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度	試算上の区分	屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備		健全度 (100点満点)	
三の丸小学校	管理・普通・特別教室棟	校舎	RC	3	4,752	22	新						長寿命	A	C	B	B	B	67	
三の丸小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	940	42	旧	済	済	H21	30	長寿命	C	C	C	C	C	C	40	長寿命化設計中
五軒小学校	教室棟	校舎	RC	4	2,417	34	新						長寿命	B	D	B	B	B	56	
五軒小学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,090	34	新						長寿命	B	D	B	B	B	56	
五軒小学校	管理教室棟	校舎	RC	2	2,291	34	新						長寿命	B	D	B	B	B	56	
五軒小学校	給食棟	校舎	RC	1	170	34	新						長寿命	B	D	B	B	B	56	
五軒小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	945	34	新						長寿命	C	D	B	B	B	53	
五軒小学校	クラブハウス	体育館	RC	2	200	34	新						長寿命	C	D	B	B	B	53	
新荘小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	5,565	14	新						長寿命	A	C	A	A	A	83	
新荘小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	921	14	新						長寿命	A	C	A	A	A	83	
新荘小学校	クラブハウス	体育館	RC	1	200	14	新						長寿命	A	C	A	A	A	83	
城東小学校	管理教室棟	校舎	RC	4	4,138	39	旧	済	済	H21	24	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	
城東小学校	管理教室棟	校舎	RC	4	1,845	38	旧	済	済	H21	22.7	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	
城東小学校	給食室棟	校舎	RC	1	180	39	旧						長寿命	D	D	B	B	B	51	
城東小学校	屋内運動場	体育館	S	1	945	38	旧	済	済	H21	29.8	長寿命	A	A	B	B	B	B	84	
浜田小学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	1,351	40	旧	済	済	H19	30.5	長寿命	B	C	A	A	A	A	81	H22大改(老朽)
浜田小学校	教室棟	校舎	RC	4	724	39	旧	済	済	H19	30.5	長寿命	B	C	A	A	A	A	81	H21大改(老朽)
浜田小学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	1,414	39	旧	済	済	H19	19.2	長寿命	B	C	A	A	A	A	81	H22大改(老朽)
浜田小学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	751	38	旧	済	済	H19	19.2	長寿命	B	C	A	A	A	A	81	H22大改(老朽)
浜田小学校	教室棟	校舎	RC	4	1,090	39	旧	済	済	H19	28.9	長寿命	B	C	A	A	A	A	81	H21大改(老朽)
浜田小学校	教室棟	校舎	RC	4	1,065	38	旧	済	済	H19	28.9	長寿命	B	C	A	A	A	A	81	H21大改(老朽)
浜田小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	800	44	旧	済	済	H21	23.5	長寿命	A	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了
常盤小学校	教室棟	校舎	RC	2	4,937	10	新						長寿命	B	C	A	A	A	81	
常盤小学校	管理・教室棟	校舎	RC	2	1,138	10	新						長寿命	B	C	A	A	A	81	
常盤小学校	特別教室棟	校舎	RC	2	535	10	新						長寿命	B	C	A	A	A	81	
常盤小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,164	38	旧	済	済	H21	27	長寿命	C	B	B	B	B	B	72	
緑岡小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	1,009	48	旧	済	済	H20	20	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	H03大改(老朽)
緑岡小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	1,301	45	旧	済	済	H20	20	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	H03大改(老朽)
緑岡小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	597	42	旧	済	済	H20	20	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	H03大改(老朽)
緑岡小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	3,156	36	新						長寿命	D	D	B	B	B	51	
緑岡小学校	給食棟	校舎	RC	1	190	41	旧						長寿命	D	D	C	C	C	29	
緑岡小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,215	17	新						長寿命	C	D	A	A	A	69	
緑岡小学校	クラブハウス	体育館	RC	1	199	17	新						長寿命	C	D	A	A	A	69	
寿小学校	教室棟	校舎	RC	3	668	47	旧	済	済	H20	20.8	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	H04大改(老朽)
寿小学校	教室棟	校舎	RC	3	65	27	新						長寿命	D	D	B	B	B	51	
寿小学校	教室棟	校舎	RC	3	716	45	旧	済	済	H20	21.2	長寿命	D	D	C	C	C	C	29	
寿小学校	教室棟	校舎	RC	3	761	42	旧	済	済	H20	21.2	長寿命	D	D	C	C	C	C	29	
寿小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,568	39	旧	済	済	H20	27.6	長寿命	D	D	B	B	B	B	51	
寿小学校	給食棟	校舎	RC	1	170	39	旧						長寿命	D	D	B	B	B	51	
寿小学校	屋内運動場	体育館	S	1	614	46	旧	済	済	H21			要調査	C	D	C	C	C	31	
寿小学校	屋内運動場	体育館	S	1	308	33	新						長寿命	C	D	B	B	B	53	
上大野小学校	管理・教室棟	校舎	RC	2	1,328	52	旧	済	済	H21	22.5	長寿命	D	D	C	C	C	C	29	長寿命化工事中
上大野小学校	教室棟	校舎	RC	1	242	52	旧	済	一	H21	22.5	長寿命	D	D	C	C	C	C	29	長寿命化工事中
上大野小学校	昇降口	校舎	RC	1	41	52	旧	済	一	H21	22.5	長寿命	D	D	C	C	C	C	29	長寿命化工事中
上大野小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	800	31	新						長寿命	B	C	B	B	B	65	
柳河小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	1,455	43	旧	済	済	H07	21	長寿命	C	B	B	B	B	B	72	H08大改(老朽)
柳河小学校	管理教室給食棟	校舎	RC	3	982	42	旧	済	済	H07	21	長寿命	C	B	B	B	B	B	72	H08大改(老朽)
柳河小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	800	32	新						長寿命	B	B	B	B	B	75	
渡里小学校	特別及び普通教室棟	校舎	RC	3	880	49	旧	済	済	H21	21.1	長寿命	D	B	B	B	B	B	70	長寿命化設計中 S63大改(老朽)
渡里小学校	特別及び普通教室棟	校舎	RC	3	440	48	旧	済	済	H21	21.1	長寿命	D	B	B	B	B	B	70	長寿命化設計中 S63大改(老朽)
渡里小学校	特別及び普通教室棟	校舎	RC	3	85	48	旧	済	済	H21	21.1	長寿命	D	B	B	B	B	B	70	長寿命化設計中 S63大改(老朽)
渡里小学校	特別及び普通教室棟	校舎	RC	3	169	46	旧	済	済	H21	21.1	長寿命	D	B	B	B	B	B	70	長寿命化設計中 S63大改(老朽)
渡里小学校	特別及び普通教室棟	校舎	RC	3	809	46	旧	済	済	H21	21.1	長寿命	D	B	B	B	B	B	70	長寿命化設計中 S63大改(老朽)
渡里小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	1,352	42	旧	済	済	H12	21	長寿命	D	C	A	A	A	A	75	長寿命化設計中 H13大改(老朽)
渡里小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	573	41	旧	済	済	H12	21	長寿命	D	C	A	A	A	A	75	長寿命化設計中 H13大改(老朽)
渡里小学校	教室及び給食棟	校舎	RC	3	1,446	44	旧	済	済	H11	22.3	長寿命	D	C	A	A	A	A	75	長寿命化設計中 H12大改(老朽)
渡里小学校	教室及び給食棟	校舎	RC	3	250	41	旧	済	済	H11	22.3	長寿命	D	C	A	A	A	A	75	長寿命化設計中 H12大改(老朽)
渡里小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,049	30	新						長寿命	B	D	B	B	B	56	
吉田小学校	特別・普通教室棟	校舎	RC	3	915	49	旧	済	済	H20	26.2	長寿命	B	D	B	B	B	B	56	長寿命化設計中 H03大改(老朽)
吉田小学校	特別・普通教室棟	校舎	RC	3	1,051	48	旧	済	済	H20	26.2	長寿命	B	D	B	B	B	B	56	長寿命化設計中 H03大改(老朽)
吉田小学校	管理・教室棟・給食棟	校舎	RC	3	1,304	46	旧	済	済	H20	26.2	長寿命	B	D	B	B	B	B	56	長寿命化設計中 H03大改(老朽)
吉田小学校	特別・普通教室棟	校舎	RC	3	1,224	45	旧	済	済	H20	20.8	長寿命	B	D	C	C	C	C	34	長寿命化設計中
吉田小学校	教室棟	校舎	RC	3	959	42	旧	済	済	H20	20.8	長寿命	B	D	C	C	C	C	34	長寿命化設計中
吉田小学校	教室棟	校舎	RC	3	22	26	新						長寿命	B	D	B	B	B	56	長寿命化設計中
吉田小学校	屋内運動場	体育館	RC	2	900	43	旧	済	済	H21	29	長寿命	C	C	C	C	C	C	40	
酒門小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,444	50	旧	済	済	H21	22.5	長寿命	D	C	C	C	C	C	37	長寿命化設計中
酒門小学校	教室棟	校舎	RC	3	919	41	旧	済	済	H21	25.5	長寿命	D	C	C	C	C	C	37	長寿命化設計中
酒門小学校	管理・教室棟	校舎	RC	1	9	20	新						長寿命	D	C	B	B	B	59	長寿命化設計中
酒門小学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,752	20	新						長寿命	D	C	B	B	B	59	長寿命化設計中
酒門小学校	給食室	校舎	S	1	46	25	新						長寿命	D	C	B	B	B	59	長寿命化設計中
酒門小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	838	32	新						長寿命	C	A	B	B	B	79	

建物の健全性及び劣化状況等の評価結果（基準2019）

建物基本情報										構造躯体の健全性										備考
施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性			長寿命化判定			劣化状況評価							
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度	試算上の区分	屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)		
石川小学校	普通教室棟	校舎	RC	2	464	49	旧	済	済	H21	20.3	長寿命	C	D	B	B	B	53	H03大改(老朽)	
石川小学校	普通教室棟	校舎	RC	2	172	47	旧	済	済	H21	20.3	長寿命	C	D	B	B	B	53	H03大改(老朽)	
石川小学校	普通教室棟	校舎	RC	1	341	47	旧	済	済	H21	20.3	長寿命	C	D	B	B	B	53	H03大改(老朽)	
石川小学校	特別教室棟	校舎	RC	3	518	39	旧	済	済	H21	30.5	長寿命	C	D	B	B	B	53		
石川小学校	管理・普通教室棟	校舎	RC	3	2,316	39	旧	済	一	H21	36.1	長寿命	C	D	B	B	B	53		
石川小学校	普通教室棟	校舎	RC	3	1,737	38	旧	済	一	H21	26.9	長寿命	C	D	B	B	B	53		
石川小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,060	27	新					長寿命	A	D	B	B	B	59		
飯富小学校	教室・管理棟	校舎	RC	3	3,236	38	旧	済	済	H21	21	改築	D	D	B	B	B	51		
飯富小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	531	42	旧	済	済	H21	25.6	改築	A	A	C	C	C	62		
河和町小学校	教室棟	校舎	RC	3	933	45	旧	済	済	H07	21	長寿命	B	D	B	B	B	56	H08大改	
河和町小学校	教室棟	校舎	RC	3	895	44	旧	済	済	H07	21	長寿命	B	D	B	B	B	56	H08大改	
河和町小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,177	44	旧	済	済	H08	17.7	長寿命	B	D	B	B	B	56	H08大改	
河和町小学校	教室棟	校舎	RC	3	265	41	旧	済	済	H08	17.7	長寿命	B	D	B	B	B	56	H08大改	
河和町小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	730	34	新					長寿命	D	D	B	B	B	51		
河和町小学校	図書室	校舎	RC	1	158	45	旧	済	一	H21	21	長寿命	B	D	C	C	C	34		
河和町小学校	給食室	校舎	RC	1	170	41	旧					長寿命	B	D	C	C	C	34		
河和町小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	908	18	新					長寿命	B	B	A	A	A	91		
河和町小学校	クラブハウス	体育館	RC	1	199	18	新					長寿命	B	B	A	A	A	91		
上中妻小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	3,076	34	新					長寿命	C	C	B	B	B	62		
上中妻小学校	給食室	校舎	RC	1	180	13	新					長寿命	B	B	A	A	A	91		
上中妻小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	725	34	新					長寿命	C	C	B	B	B	62		
見川小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	690	49	旧	済		H18		改築	C	D	C	C	C	31	改築工事中	
見川小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	662	47	旧	済		H18		改築	C	D	C	C	C	31	改築工事中	
見川小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	1,076	45	旧	済		H18		改築	C	D	C	C	C	31	改築工事中	
見川小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	1,965	35	新					長寿命	C	D	B	B	B	53	改築工事中	
見川小学校	給食棟	校舎	RC	1	170	35	新					改築	C	D	B	B	B	53	改築工事中	
見川小学校	屋内運動場	体育館	S	1	700	46	旧	済		H18		改築	B	C	C	C	C	43	R3解体予定	
見川小学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,478	1	新					長寿命	A	A	A	A	A	100	H30.3完成	
千波小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,112	44	旧	済	済	H21	19.4	長寿命	D	D	C	C	C	29	R1大改(トイレ)	
千波小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,251	44	旧	済	済	H21	19.4	長寿命	D	D	C	C	C	29	R1大改(トイレ)	
千波小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	1,264	44	旧	済	済	H21	17.3	長寿命	D	D	C	C	C	29	R1大改(トイレ)	
千波小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,172	44	旧	済	済	H21	17.3	長寿命	D	D	C	C	C	29	R1大改(トイレ)	
千波小学校	教室棟	校舎	RC	3	734	40	旧	済	済	H21	17.3	長寿命	D	D	C	C	C	29	R1大改(トイレ)	
千波小学校	教室棟	校舎	RC	1	24	44	旧	済	済	H21	17.3	長寿命	D	D	C	C	C	29		
千波小学校	給食室棟	校舎	RC	1	160	44	旧					長寿命	D	D	C	C	C	29		
千波小学校	給食室棟	校舎	S	1	49	24	新					長寿命	D	D	B	B	B	51		
千波小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	801	43	旧	済	済	H21	26.4	長寿命	B	D	C	C	C	34		
梅が丘小学校	管理・普通教室棟	校舎	RC	3	1,984	43	旧	済	済	H13	27.9	長寿命	C	C	A	A	A	78	H17大改(老朽)	
梅が丘小学校	特別・普通教室棟	校舎	RC	4	1,084	43	旧	済	済	H15	27.8	長寿命	C	C	A	A	A	78	H17大改(老朽)	
梅が丘小学校	普通教室棟	校舎	RC	4	1,776	43	旧	済	済	H15	27.8	長寿命	C	C	A	A	A	78	H18大改(老朽)	
梅が丘小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	4	659	41	旧	済	済	H15	28.2	長寿命	C	C	A	A	A	78	H18大改(老朽)	
梅が丘小学校	廊下	校舎	RC	2	47	43	旧	済	一	H13		長寿命	C	C	A	A	A	78	H17大改(老朽)	
梅が丘小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	936	42	旧	済	済	H21	25.6	長寿命	B	C	C	C	C	43		
双葉台小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,109	41	旧	済	済	H16	23	長寿命	C	B	A	A	A	88	H18大改(老朽)	
双葉台小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,011	41	旧	済	済	H16	23	長寿命	C	B	A	A	A	88	H18大改(老朽)	
双葉台小学校	教室棟	校舎	RC	3	1,151	38	旧	済	済	H16	23	長寿命	C	B	A	A	A	88	H18大改(老朽)	
双葉台小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,821	41	旧	済	済	H17	23.2	長寿命	C	B	A	A	A	88	H19大改(老朽)	
双葉台小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	738	38	旧	済	済	H17	23.2	長寿命	C	B	A	A	A	88	H19大改(老朽)	
双葉台小学校	管理・教室棟	校舎	RC	2	51	41	旧	済	済	H17		長寿命	C	B	A	A	A	88	H19大改(老朽)	
双葉台小学校	給食室	校舎	RC	1	194	41	旧					長寿命	C	B	A	A	A	88	H18大改(老朽)	
双葉台小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	945	40	旧	済	済	H21	25.4	長寿命	C	C	C	C	C	40		
笠原小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,712	39	旧	済	済	H21	25.6	長寿命	D	D	B	B	B	51		
笠原小学校	特別教室棟	校舎	RC	4	1,663	39	旧	済	済	H21	22.7	長寿命	D	D	B	B	B	51		
笠原小学校	教室棟	校舎	RC	1	131	39	旧					長寿命	D	D	B	B	B	51		
笠原小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	800	38	旧	済	済	H20	25.6	長寿命	C	C	B	B	B	62		
赤塚小学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	4,224	37	新	済	済	H21	22.5	長寿命	D	D	B	B	B	51		
赤塚小学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	834	34	新					長寿命	D	D	B	B	B	51		
赤塚小学校	給食室	校舎	RC	1	170	37	新					長寿命	D	D	B	B	B	51		
赤塚小学校	屋内運動場	体育館	S	1	945	37	新	済	済	H21	20.5	長寿命	C	C	B	B	B	62		
吉沢小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	3	2,214	35	新					長寿命	C	D	B	B	B	53		
吉沢小学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	2	248	35	新					長寿命	C	D	B	B	B	53		
吉沢小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	1,649	35	新					長寿命	C	D	B	B	B	53		
吉沢小学校	給食室	校舎	RC	1	170	35	新					長寿命	C	D	B	B	B	53		
吉沢小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	945	35	新					長寿命	A	A	B	B	B	84		
堀原小学校	普通・管理・特別教室棟	校舎	RC	3	4,508	34	新					長寿命	D	D	B	B	B	51		
堀原小学校	給食棟	校舎	RC	1	170	34	新					長寿命	D	D	B	B	B	51		
堀原小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	945	34	新					長寿命	A	C	B	B	B	67		
下大野小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	996	54	旧	済	済	H21	22.2	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了	
下大野小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	680	53	旧	済	済	H21	22	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了	
下大野小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	418	29	新					長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了	
下大野小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	272	53	旧	済	一	H21	24.2	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了	
下大野小学校	管理教室棟	校舎	RC	3	109	53	旧	済	一	H21	24.2	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了	
下大野小学校	屋内運動場	体育館	S	1	495	53	旧	済	済	H21	20.4	長寿命	A	A	A	A	A	100	耐震補強工事で改修済み	
福荷第一小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,552	17	新					長寿命	B	C	A	A	A	81		
福荷第一小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,415	17	新					長寿命	B	C	A	A	A	81		
福荷第一小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	919	15	新					長寿命	A	C	A	A	A	83		
福荷第一小学校	クラブハウス	体育館	RC	1	200	15	新					長寿命	A	C	A	A	A	83		
福荷第二小学校	管理・給食棟	校舎	RC	3	3,838	23	新					長寿命	D	C	B	B	B	59		
福荷第二小学校	給食棟	校舎	RC	1	417	23	新					長寿命	D	C	B	B	B	59		
福荷第二小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	919	23	新					長寿命	A	C	B	B	B	84		
福荷第二小学校	クラブハウス	体育館	RC	1	200	23	新					長寿命	A	A	B	B	B	84		

建物の健全性及び劣化状況等の評価結果（基準2019）

建物基本情報										構造躯体の健全性										備考
施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性			長寿命化判定			劣化状況評価							
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度	試算上の区分	屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)		
大場小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	2,332	5	新					長寿命	A	A	A	A	A	100		
大場小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	580	5	新					長寿命	A	A	A	A	A	100		
大場小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,057	3	新					長寿命	A	A	A	A	A	100		
鯉淵小学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	4,556	5	新					長寿命	A	A	A	A	A	100		
鯉淵小学校	屋内運動場	体育館	S	2	641	47	旧	済	済	H23	27.4	長寿命	A	A	A	A	A	100	耐震補強工事で改修済み	
妻里小学校	普通教室棟	校舎	RC	3	965	48	旧	済	済	H20	15.8	長寿命	C	C	C	C	C	40		
妻里小学校	普通教室棟	校舎	RC	3	532	41	旧	済	済	H20	24.2	長寿命	C	C	C	C	C	40		
妻里小学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,948	33	新					長寿命	C	C	B	B	B	62		
妻里小学校	給食室	校舎	S	1	129	41	旧	済	—	H20		要調査	A	A	C	C	C	62		
妻里小学校	給食室	校舎	S	1	22	20	新					長寿命	A	A	B	B	B	84		
妻里小学校	屋内運動場	体育館	S	2	611	48	旧	済	済	H21		要調査	C	B	C	C	C	50		
内原小学校	普通教室棟	校舎	RC	3	3,583	34	新					長寿命	D	C	B	B	B	59		
内原小学校	給食室	校舎	RC	1	151	34	新					長寿命	D	C	B	B	B	59		
内原小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	938	33	新					長寿命	C	C	B	B	B	62		

建物の健全性及び劣化状況等の評価結果（基準2019）

中学校		築年数40年以上										A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要がある										備考
		建物基本情報					構造躯体の健全性					劣化状況評価										
		施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性	調査年度	圧縮強度	試算上の区分	屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)				
第一中学校	管理・特別教室	校舎	RC	4	1,000	44	旧	済	済	H07	20.3	長寿命	B	C	B	B	B	65	H09大改(老朽)			
第一中学校	管理・特別教室	校舎	RC	4	2,088	44	旧	済	済	H07	20.3	長寿命	B	C	B	B	B	65	H09大改(老朽)			
第一中学校	教室棟	校舎	RC	4	1,748	43	旧	済	済	H08	20.3	長寿命	B	C	B	B	B	65	H09大改(老朽)			
第一中学校	教室棟	校舎	RC	4	1,000	42	旧	済	済	H08	20.3	長寿命	B	C	B	B	B	65	H09大改(老朽)			
第一中学校	教室棟	校舎	RC	4	484	42	旧	済	済	H08	20.3	長寿命	B	C	B	B	B	65	H09大改(老朽)			
第一中学校	特別教室棟	校舎	RC	1	302	41	旧	済	一	H21	20.3	長寿命	B	C	C	C	C	43				
第一中学校	屋内運動場・武道場	体育館	RC	2	1,602	32	新					長寿命	A	C	B	B	B	67				
第一中学校	クラブハウス	体育館	RC	1	200	32	新					長寿命	A	C	B	B	B	67				
第二中学校	普通・特別教室	校舎	RC	3	4,731	11	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第二中学校	管理・特別教室	校舎	RC	2	1,533	9	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第二中学校	屋内運動場及び武道場	体育館	RC	1	1,492	9	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第二中学校	屋内運動場及び武道場	体育館	RC	1	193	9	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第二中学校	弓道場・展示休憩室	武道場	W	1	184	7	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第三中学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,316	36	新					長寿命	C	C	B	B	B	62				
第三中学校	管理・普通教室棟	校舎	RC	3	3,947	19	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第三中学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,376	19	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第三中学校	食堂棟	校舎	RC	3	1,090	19	新					長寿命	A	C	A	A	A	83				
第三中学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,572	32	新					長寿命	A	C	B	B	B	67				
第三中学校	クラブハウス・武道場	体育館	RC	1	200	32	新					長寿命	A	C	B	B	B	67				
緑岡中学校	教室・管理室棟	校舎	RC	4	2,196	43	旧	済	済	H10	27.9	長寿命	C	D	A	A	A	69	H13大改(老朽)			
緑岡中学校	教室棟	校舎	RC	4	1,231	42	旧	済	済	H10	27.9	長寿命	C	D	A	A	A	69	H13大改(老朽)			
緑岡中学校	特別教室棟	校舎	RC	4	677	41	旧	済	済	H10	27.9	長寿命	C	D	A	A	A	69	H13大改(老朽)			
緑岡中学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,050	40	旧	済	一	H12	27.9	長寿命	C	D	A	A	A	69	H14大改(老朽)			
緑岡中学校	屋内運動場	体育館	RC	1	981	33	新					長寿命	A	C	B	B	B	67				
緑岡中学校	武道場	武道場	S	1	374	34	新					長寿命	B	A	B	B	B	82				
第四中学校	教室棟	校舎	RC	3	1,201	43	旧	済	済	H13	21.8	長寿命	D	B	A	A	A	85	H15大改(老朽)			
第四中学校	教室棟	校舎	RC	3	1,701	42	旧	済	済	H13	21.8	長寿命	D	B	A	A	A	85	H15大改(老朽)			
第四中学校	管理・特別教室棟	校舎	RC	3	1,981	41	旧	済	済	H14	21.8	長寿命	D	B	A	A	A	85	H16大改(老朽)			
第四中学校	給食室棟	校舎	RC	1	170	39	旧					長寿命	D	B	B	B	B	70	H15大改(老朽)			
第四中学校	教室棟	校舎	RC	3	1,322	36	新					長寿命	D	B	A	A	A	85	H16大改(老朽)			
第四中学校	屋内運動場及び武道場	体育館	RC	2	1,370	34	新					長寿命	C	B	B	B	B	72				
飯富中学校	管理・普通教室棟	校舎	RC	2	471	46	旧	済	済	H21	22	改築	D	D	B	B	B	51	H03大改(老朽)			
飯富中学校	管理・普通教室棟	校舎	RC	2	844	43	旧	済	済	H21	22	改築	D	D	B	B	B	51	H03大改(老朽)			
飯富中学校	特別教室棟	校舎	RC	2	746	31	新					改築	D	D	B	B	B	51				
飯富中学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,180	28	新					改築	B	A	B	B	B	82				
飯富中学校	クラブハウス	体育館	RC	1	200	28	新					改築	B	A	B	B	B	82				
赤塚中学校	教室棟	校舎	RC	3	1,566	45	旧	済	済	H21	16.9	長寿命	D	C	B	B	B	59	H02大改(老朽)			
赤塚中学校	管理教室棟	校舎	RC	3	1,251	44	旧	済	済	H21	16.9	長寿命	D	C	B	B	B	59	H06大改(老朽)			
赤塚中学校	教室棟	校舎	RC	3	256	39	旧	済	済	H21	16.9	長寿命	D	C	B	B	B	59	H02大改(老朽)			
赤塚中学校	教室棟	校舎	RC	3	780	34	新					長寿命	D	C	B	B	B	59				
赤塚中学校	教室棟	校舎	RC	1	23	34	新					長寿命	D	C	B	B	B	59	H02大改(老朽)			
赤塚中学校	教室棟・特別教室棟	校舎	RC	3	1,643	39	旧	済	済	H21	22.8	長寿命	D	C	B	B	B	59				
赤塚中学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,579	31	新					長寿命	C	C	B	B	B	62				
赤塚中学校	クラブハウス	体育館	RC	2	203	31	新					長寿命	C	C	B	B	B	62				
第五中学校	教室棟	校舎	RC	4	921	44	旧	済	済	H21	22.2	長寿命	B	D	C	C	C	34				
第五中学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	4	2,779	39	旧	済	済	H21	25.6	長寿命	B	D	B	B	B	56				
第五中学校	普通・特別教室棟	校舎	RC	4	38	39	旧	済	済	H21	25.6	長寿命	B	D	B	B	B	56				
第五中学校	管理・特別教室棟	校舎	RC	3	2,156	34	新					長寿命	B	D	B	B	B	56				
第五中学校	渡り廊下	校舎	RC	2	54	34	新					長寿命	B	D	B	B	B	56				
第五中学校	屋内運動場・武道場	体育館	RC	1	1,582	33	新					長寿命	D	B	B	B	B	70				
見川中学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	7,517	3	新					長寿命	A	A	A	A	A	100				
見川中学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,932	1	新					長寿命	A	A	A	A	A	100				

建物の健全性及び劣化状況等の評価結果（基準2019）

建物基本情報										構造躯体の健全性										備考	
施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性			長寿命化判定		劣化状況評価									
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度	試算上の区分	屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)			
中学校											築年数40年以上										A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要がある
双葉台中学校	管理・教室棟	校舎	RC	4	2,335	41	旧	済	済	H15	24.5	長寿命	D	C	A	A	A	75	H17大改(老朽)		
双葉台中学校	教室棟	校舎	RC	3	1,351	37	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
双葉台中学校	教室棟	校舎	RC	3	609	33	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
双葉台中学校	屋内運動場	体育館	RC	1	796	40	旧	済	済	H21	25.6	長寿命	C	C	C	C	C	40			
双葉台中学校	武道場	武道場	S	1	380	30	新					長寿命	B	C	B	B	B	65			
笠原中学校	管理・教室棟	校舎	RC	3	3,142	37	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
笠原中学校	教室棟	校舎	RC	4	1,828	37	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
笠原中学校	給食室棟	校舎	RC	1	170	37	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
笠原中学校	屋内運動場	体育館	RC	1	1,020	36	新					長寿命	D	B	B	B	B	70			
笠原中学校	武道場	武道場	S	1	380	31	新					長寿命	D	B	B	B	B	70			
石川中学校	管理・普通教室棟	校舎	RC	4	4,484	37	新					長寿命	B	D	B	B	B	56			
石川中学校	給食室棟	校舎	RC	1	170	37	新					長寿命	B	D	B	B	B	56			
石川中学校	屋内運動場	体育館	RC	1	945	36	新					長寿命	C	B	B	B	B	72			
石川中学校	武道場	武道場	S	1	380	27	新					長寿命	A	A	B	B	B	84			
千波中学校	管理・特別教室	校舎	RC	3	2,555	28	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
千波中学校	普通教室棟	校舎	RC	3	2,317	28	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
千波中学校	昇降口	校舎	RC	2	300	28	新					長寿命	D	C	B	B	B	59			
千波中学校	屋内運動場・武道場	体育館	RC	2	1,522	28	新					長寿命	D	B	B	B	B	70			
千波中学校	クラブハウス	体育館	RC	2	204	28	新					長寿命	D	B	B	B	B	70			
常澄中学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,045	26	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
常澄中学校	管理棟	校舎	RC	3	1,432	21	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
常澄中学校	普通教室棟	校舎	RC	3	2,599	21	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
常澄中学校	食堂棟	校舎	RC	1	389	21	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
常澄中学校	クラブハウス	体育館	RC	2	1,228	30	新					長寿命	C	D	B	B	B	53			
常澄中学校	クラブハウス	体育館	RC	1	237	30	新					長寿命	C	D	B	B	B	53			
常澄中学校	武道場	武道場	S	1	429	17	新					長寿命	C	C	A	A	A	78			
内原中学校	特別教室棟	校舎	RC	3	1,631	38	旧	済	一	H21	28.9	長寿命	C	C	B	B	B	62			
内原中学校	A棟	校舎	RC	3	1,400	31	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
内原中学校	B棟	校舎	RC	3	2,508	31	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
内原中学校	屋内運動場	体育館	S	2	876	54	旧	済	済	H21	27.7	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了		
内原中学校	屋内運動場	体育館	S	2	209	54	旧	済	済	H21	27.7	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了		
内原中学校	武道場	武道場	S	1	659	41	旧	済	済	H21	17.6	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了		
内原中学校	武道場	武道場	S	1	24	41	旧	済	済	H21	17.6	長寿命	A	A	A	A	A	100	長寿命化完了		

建物の健全性及び劣化状況等の評価結果（基準2019）

建物基本情報										構造躯体の健全性										備考	
施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性			長寿命化判定		劣化状況評価									
							基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度	試算上の区分	屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)			
義務教育学校											築年数40年以上										A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要がある
国田義務教育学校	管理・教室棟	校舎	RC	2	530	24	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
国田義務教育学校	教室棟	校舎	RC	2	1,541	24	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
国田義務教育学校	管理・教室棟	校舎	RC	2	1,578	24	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
国田義務教育学校	教室棟	校舎	RC	2	787	24	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
国田義務教育学校	教室棟	校舎	RC	2	120	24	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
国田義務教育学校	給食棟	校舎	RC	2	250	24	新					長寿命	C	C	B	B	B	62			
国田義務教育学校	屋内運動場	体育館	RC	2	589	24	新					長寿命	B	D	B	B	B	56			
国田義務教育学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,172	24	新					長寿命	B	D	B	B	B	56			

(学校施設の長寿命化計画の基本方針)

学校施設の長寿命化計画の基本方針は以下のとおりである。

地域に開かれた安全、快適な学校施設	
1 安全性の確保	
	<ul style="list-style-type: none">・法定点検や職員による調査等により、施設の状況を把握し、予防保全型の維持管理を実施し、安全確保に努めます。・計画的な修繕や改修等の実施により、学校施設の長寿命化と財政負担の軽減を図ります。
2 快適な環境の整備	
	<ul style="list-style-type: none">・劣化状況や時代の要請に応じて、計画的に設備の改修や設置等を進め、学校施設の快適性の向上及び機能強化を図ります。
3 地域の活動拠点としての活用	
	<ul style="list-style-type: none">・学校施設の開放等により、地域との連携を深め、地域の生涯学習・スポーツ活動等の拠点、災害時の防災拠点等としての機能の継続や向上を図り、必要に応じた整備等を実施します。

(水戸市学校施設長寿命化計画 P 2 8)

(学校施設の実施計画)

基本方針等を踏まえた学校施設の今後5年間の整備内容は以下のとおりとされている。

今後5年間の整備内容

整備内容			
長寿命化改修			水戸市総合計画3か年実施計画に基づき進める
部 位 改 修	D評価（早急な対応が必要）への対応	屋根・屋上改修、外壁改修	早急な解消に努める
	施策への対応	エレベーター改修	長寿命化に合わせ実施
		トイレ改修	水戸市総合計画3か年実施計画に基づき洋式化を推進
	大きなコストのかかる設備等への対応	電気設備（キュービクル等）	これまでの実績により進める
		給排水設備（受水槽等）	水戸市総合計画3か年実施計画に基づき進める
		プール	水戸市総合計画3か年実施計画に基づき進める
修繕費・その他			これまでの実績により進める

(水戸市学校施設長寿命化計画 P 3 3)

(実施計画を踏まえた実施状況(令和2年度～令和5年度実績))

長寿命化改修		エレベータ改修	
対象学校等	実施年度	対象学校等	実施年度
上大野小学校校舎	R元～R2	上大野小学校校舎	R元～R2
吉田小学校校舎(Ⅱ期)	R2～R3	酒門小学校校舎(Ⅱ期)	R3～R4
酒門小学校校舎(Ⅰ期)	R2～R3	渡里小学校校舎	R3～R4
酒門小学校校舎(Ⅱ期)	R3～R4	石川小学校校舎	R5～R6
渡里小学校校舎	R3～R4		
石川小学校校舎	R5～R6		
三の丸小学校屋内運動場	R3		
梅が丘小学校屋内運動場	R5		
トイレ改修		トイレ改修	
対象学校等	実施年度	対象学校等	実施年度
千波小学校校舎	R元～R2	緑岡小学校校舎	R3
三の丸小学校校舎	R2～R3	河和田小学校校舎	R3
五軒小学校校舎	R2	上中妻小学校校舎	R3
新荘小学校校舎	R2～R3	梅が丘小学校校舎	R3
城東小学校校舎	R2～R3	赤塚小学校校舎	R3
寿小学校校舎	R2	堀原小学校校舎	R3
石川小学校校舎	R2	妻里小学校校舎	R3
稲荷第一小学校校舎	R2～R3	内原小学校校舎	R3
稲荷第二小学校校舎	R2～R3	緑岡中学校校舎	R3
第一中学校校舎	R2～R3	赤塚中学校校舎	R3
第二中学校校舎	R2～R3	双葉台中学校校舎	R3
第三中学校校舎	R2	笠原中学校校舎	R3

第四中学校校舎	R 2 ～ R 3	内原中学校校舎	R 3
飯富中学校校舎	R 2	吉沢小学校校舎	R 5
石川中学校校舎	R 2	千波小学校屋内運動場	R 5
千波中学校校舎	R 2 ～ R 3	笠原小学校屋外トイレ	R 4
常澄中学校校舎	R 2 ～ R 3	上大野小学校屋外トイレ	R 4
国田義務教育学校校舎	R 2	渡里小学校屋外トイレ	R 5

(トイレ改修(洋式化)の状況)

上記のとおりトイレ改修工事が実施されたことで、令和5年度に校舎トイレの洋式化工事は完了している。

基準日	学校数	洋便器					和便器					総合計
		A校舎	B体育館 武道場	C屋外ト イレ	A+B+C	洋便器率	A校舎	B体育館 武道場	C屋外ト イレ	A+B+C	和便器率	
H28.4.1	—	880	53	22	955	34.7%	1,534	138	122	1,794	65.3%	2,749
R2.9.1	49	1,286	64	23	1,373	51.8%	1,031	126	121	1,278	48.2%	2,651
R5.9.1	49	2,239	83	25	2,347	86.4%	138	116	116	370	13.6%	2,717

出典：文部科学省資料 公立学校施設のトイレ洋式化の状況(小中学校)

○公立学校等施設整備計画

水戸市では、長寿命化計画とは別に、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項に基づき、水戸市公立学校等整備計画(以下「整備計画」という。)を策定している。

整備計画には、①施設整備計画の目標、②目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項、③計画期間、④その他文部科学省令で定める事項が記載される。

水戸市では、平成30年度～令和2年度、令和3年度～令和5年度を対象期間として整備計画を策定し、公表しているほか、事後評価についても公表している。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(交付金の交付等)

第12条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施設整備計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な改築費等事業に関する事項

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

4 地方公共団体は、施設設備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

5 (略)

令和3年度～令和5年度計画に対する事後評価

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設のと りこわし時期を明記)
			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)			
赤塚中学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	-	R3.6～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
酒門小学校(Ⅰ期工事)	(4)	07	大規模改造(障害)	校	-	R3.12～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
吉田小学校(Ⅱ期工事)	(4)	07	大規模改造(空調)	校	R	R3.4～R3.10	R3.10.20		H31～R2事後評価から繰越
渡里小学校(Ⅰ期工事)	(4)	07	大規模改造(障害)	校	-	R3.9～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
三の丸小学校	(1)	02	長寿命化改良事業	屋	R	R3.7～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
浜田小学校	(4)	07	大規模改造(空調)	-	-	R3.6～R3.11	R3.11.2		H31～R2事後評価から繰越
酒門小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化改良事業	校	R	R3.12～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
酒門小学校(Ⅱ期工事)	(1)	02	長寿命化改良事業	校	R	R3.4～R3.12	R3.12.9		H31～R2事後評価から繰越
吉田小学校(Ⅱ期工事)	(1)	02	長寿命化改良事業	校	R	R3.4～R3.11	R3.11.4		H31～R2事後評価から繰越
渡里小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化改良事業	校	R	R3.9～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
梅が丘小学校	(4)	07	大規模改造(空調)	-	-	R3.6～R3.10	R3.10.27		H31～R2事後評価から繰越
双葉台小学校	(4)	07	大規模改造(空調)	-	-	R3.6～R3.10	R3.10.22		H31～R2事後評価から繰越
笠原小学校(Ⅰ期工事)	(5)	22	単独校調理場(新增築)	-	S	R3.12～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
笠原小学校(Ⅰ期工事)	(5)	23	単独校調理場(改築)	-	S	R3.12～R4.3	R4.3.31		H31～R2事後評価から繰越
酒門小学校(Ⅱ期工事)	(4)	06	大規模改造(障害)	校	-	R4.4～R5.2	R5.2.21		
渡里小学校(Ⅱ期工事)	(4)	06	大規模改造(障害)	校	-	R4.4～R5.2	R5.2.20		
三の丸小学校	(4)	06	大規模改造(空調)	-	-	R4.6～R4.11	R4.11.2		
新荘小学校	(4)	06	大規模改造(空調)	-	-	R4.6～R4.11	R4.11.9		
常磐小学校	(4)	06	大規模改造(空調)	-	-	R4.6～R4.11	R4.11.15		
酒門小学校(Ⅱ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	R	R4.4～R5.2	R5.2.21		
渡里小学校(Ⅱ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	R	R4.4～R5.2	R5.2.20		
上中妻小学校	(4)	06	大規模改造(空調)	-	-	R4.6～R4.11	R4.11.11		
稲荷第一小学校	(4)	06	大規模改造(空調)	-	-	R4.6～R4.11	R4.11.15		
稲荷第二小学校	(4)	06	大規模改造(空調)	-	-	R4.6～R4.11	R4.11.11		
笠原小学校(Ⅱ期工事)	(5)	19	単独校調理場(新增築)	-	S	R4.4～R5.1	R5.1.31		
笠原小学校(Ⅱ期工事)	(5)	20	単独校調理場(改築)	-	S	R4.4～R5.1	R5.1.31		
千波小学校	(4)	06	大規模改造(障害)	屋	-	R5.6～R6.1	R6.1.19		
千波小学校	(4)	06	大規模改造(トイレ)	屋	-	R5.6～R6.1	R6.1.19		
石川小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	R	R5.9～R6.3	R6.3.31		
梅が丘小学校	(1)	02	長寿命化事業	屋	R	R5.6～R6.3	R6.3.21		
石川小学校(Ⅰ期工事)	(4)	06	大規模改造(障害)	校	-	R5.9～R6.3	R6.3.31		
吉沢小学校	(4)	06	大規模改造(障害)	校	-	R5.5～R6.3	R6.3.29		
吉沢小学校	(4)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R5.5～R6.3	R6.3.29		
水戸市小吹運動公園 体育館	(5)	26	社体の質的整備(空調)	-	-	R5.7～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
寿小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	R	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
寿小学校(Ⅰ期工事)	(5)	19	単独校調理場(新增築)	-	S	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
寿小学校(Ⅰ期工事)	(5)	20	単独校調理場(改築)	-	S	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
寿小学校(Ⅰ期工事)	(4)	06	大規模改造(バリアフリー)	校	S	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
石川小学校(Ⅱ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	R	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
石川小学校(Ⅱ期工事)	(4)	06	大規模改造(バリアフリー)	校	S	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
笠原小学校	(4)	06	大規模改造(バリアフリー)	屋	-	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
笠原小学校	(4)	06	大規模改造(トイレ)	屋	-	R6.2～R6.3	未完了	事業未完了のため繰越	
(参考)負担金事業									
吉沢小学校	-		負担金事業	校	S	R3.12～R5.3			国債
笠原小学校(Ⅰ期工事)	-		負担金事業	校	S	R2.9～R3.9			国債
笠原小学校(Ⅱ期工事)	-		負担金事業	校	S	R3.12～R4.11			国債

※事後評価では、「事業未完了のため繰越」とされているが、交付金は、実際の工事実施年度の前年度に前倒しで交付が決定される場合があり、その場合は手続き上の

問題から実際の工事に先行して計画に記載して公表する必要がある。結果として、計画期間内に工事が終了しなかったように表記上は掲載されるが、計画に記載されている工事は交付金を受けているものであり、原則として次期計画期間の1年目までに実施される。

○工事契約に係る審議状況

水戸市では、予定価格1億5千万円以上の工事は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約として、規定されている。

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

工事に関する契約は、契約ごとに事務報告書にて開示されているが、令和3年度から令和5年度の事務報告書に記載されている工事契約のうち議会の議決が必要な契約について議会での審議状況を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

議会の議決に付さなければならない契約 (事務報告書を基に監査人追記)

事業名	工事名	工事費(円)	着工年月日	完了年月日	審議年月日
笠原小学校校舎増築	増築(Ⅰ期)工事	290,400,000	R2.9.30	R3.8.25	R2.9.29
笠原小学校校舎増築	増築(Ⅱ期)工事	514,800,000	R3.12.22	R4.12.2	R3.12.21
吉沢小学校校舎増築	増築(Ⅱ期)工事	354,750,000	R3.12.22	R5.2.20	R3.12.21

舎増築	期) 工事				
吉田小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良 (II 期) 工事	412,500,000	R2.9.30	R3.9.24	R2.9.29
酒門小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良 (I 期)	303,380,000	R2.12.23	R3.9.18	R2.12.22
酒門小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良 (II 期)	404,600,000	R3.12.22	R4.11.25	R3.12.21
渡里小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良	1,048,300,000	R3.9.29	R4.12.19	R3.9.28
渡里小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良電気 設備工事	189,288,000	R3.9.29	R4.12.15	R3.9.28
石川小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良工事	972,180,000	R5.9.26	施工中	R5.9.25
石川小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良電気 設備工事	184,800,000	R5.9.26	施工中	R5.9.25
石川小学校長 寿命化改良	長寿命化 改良機械 設備 (給排 水) 工事	196,130,000	R5.9.26	施工中	R5.9.25

○工事契約の執行

令和5年度事務報告書に記載されている工事契約から任意の工事を抽出し、関係する書類を確認したところ、特に問題となる事象は見受けられなかった。

○今後の整備計画

水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－（前期基本計画）によれば、学校設備については、老朽化対策のほか、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての役割を担う施設としてバリアフリー化を進めていく必要があるとされる。

水戸市第7次総合計画にて提示されている主要事業

事業名	事業概要（数値目標）
学校施設長寿命化改良事業	・校舎完了4校（石川小学校ほか） ・屋内運動場完了1校
学校施設緊急安全対策事業	・学習環境改善整備 ・防水改修等の予防保全型改修
学校施設のバリアフリー化の推進	・屋内運動場への多機能トイレの整備 5校
屋内運動場への空調設備設置	・空調設備の全校設置完了 ※他事業実施中を除く
学校施設の増改築	・酒門小学校、第四中学校の増築完了 ・飯富小学校、飯富中学校の整備着手

一部学校においては、人口増加による増築対応が実施されているものの、水戸市全体としては、人口は減少傾向にあり、今後も続くと思込まれる。【意見 No.1】学校規模の適正化について、にも記載したが、既存学区の改変も含めて多面的に学校施設整備について検討することが望ましいと考える。

第5 生涯学習課

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の生涯学習課の事務分掌は以下のとおりである。

社会教育係

- 1 生涯学習振興施策の総合調整に関すること。
- 2 社会教育に関すること。
- 3 社会教育委員に関すること。
- 4 市民センターにおける社会教育事業の予算経理に関すること。
- 5 みと好文カレッジに関すること。

青少年育成係

- 1 青少年教育に関すること（青少年相談を除く。）。
- 2 子どもの広場に関すること。
- 3 社会環境浄化に関すること。
- 4 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）第2条の表1の項及び水戸市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則（平成22年水戸市規則第18号）に規定する事務に関すること。
- 5 少年自然の家に関すること。

（みと好文カレッジ）指導係

- 1 生涯学習推進事業の企画運営に関すること。
- 2 市民センターにおける社会教育事業の企画及び助言指導に関すること。
- 3 好文カレッジの予算経理及び庶務に関すること。
- 4 みと好文カレッジ運営審議会に関すること。

(少年自然の家)

- 1 少年自然の家の維持管理に関すること。
- 2 少年自然の家の事業の企画運営に関すること。
- 3 少年自然の家の予算経理及び庶務に関すること。
- 4 水戸市少年自然の家運営委員会に関すること。
- 5 移動天文車に関すること。

(1) 決算の状況

①歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			使用料及び手数料	1,619	1,964	2,905
			使用料	1,619	1,964	2,905
			教育使用料	1,619	1,964	2,905
			社会教育使用料	1,619	1,964	2,905
			国庫支出金	311	272	306
			国庫補助金	311	272	306
			教育費国庫補助金	311	272	306
			社会教育費国庫補助金	311	272	306
			諸収入	3,076	3,423	4,018
			雑入	3,076	3,423	4,018
			雑入	3,076	3,423	4,018
			雑入	3,076	3,423	4,018
			市債	—	—	5,200
			市債	—	—	5,200

	教育債	—	—	5,200
	社会教育債	—	—	5,200

②歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	事業名等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	教育費			135,284	141,622	152,413
		教育総務費		502	527	631
			事務局費	502	527	631
			教育委員会地域改善対策経費	502	527	631
		小学校費		3,640	3,450	3,956
			小学校管理費	3,640	3,450	3,956
			小学校ボランティア経費	3,640	3,450	3,956
		中学校費		748	649	588
			中学校管理費	748	649	588
			中学校ボランティア経費	748	649	588
		幼稚園管理費		215	196	188
			幼稚園管理費	215	196	188
			幼稚園ボランティア経費	215	196	188
		社会教育費		130,179	136,800	147,050
			社会教育総務費	13,934	14,179	12,851
			生涯学習振興経費	13,934	14,179	12,851
			青少年活動促進費	1,201	2,644	2,961
			青少年育成経費	1,201	2,644	2,961
			少年自然の家費	68,117	71,411	81,404

	職員給与費	25,185	25,726	29,070
	会計年度任用職員給与費	15,677	16,211	18,067
	運営経費	27,255	29,474	34,267
	みと好文カレッジ費	46,927	48,566	49,834
	職員給与費	38,436	38,911	40,510
	会計年度任用職員給与費	5,212	5,428	5,975
	運営経費	3,279	4,227	3,349
民生費		8,037	10,287	8,357
児童福祉費		8,037	10,287	8,357
児童福祉総務費		731	1,704	456
子どもの広場施設維持管理経費		731	1,704	456
青少年健全育成費		7,306	8,583	7,901
子ども会経費		1,148	1,040	858
青少年健全育成経費		6,158	7,543	7,043

2 監査結果

○ボランティア経費（小学校・中学校・幼稚園）

（1）事業の内容

学校、家庭、地域の連携強化により、スクールボランティア活用事業及び児童・生徒等の登下校等の安全を見守るスクールガード活動促進事業を実施するもの。

スクールボランティア活用事業とは、地域の人材をスクールボランティアとして活用することにより、市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園における教育活動の充実を図り、また、地域の人材が持つ豊かな経験、知識及び技能を生かす場を広げ、もって、地域の教育力の向上と地域の活性化を目指して、特色ある学校づくりを推進するために実施するものである。

スクールガード活動促進事業とは、市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の通学路及び周辺の巡回や、登下校時の見守り等を行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動を促進することにより、子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくり、及び安全な生活を送れる環境づくりを推進するために実施するものである。

スクールボランティア活動登録者数（事務報告書より作成）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	1,660人	1,835人	1,922人
中学校	211人	264人	327人
義務教育学校	70人	80人	103人
幼稚園	213人	165人	182人

スクールボランティア活動者数（事務報告書より作成）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	延3,379人	延3,782人	延5,335人
中学校	延249人	延789人	延856人
義務教育学校	延137人	延149人	延342人
幼稚園	延287人	延258人	延294人

スクールガード活動登録者数（事務報告書より作成）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	5,306人	5,238人	5,304人
中学校	458人	465人	423人
義務教育学校	19人	19人	19人
幼稚園	160人	271人	261人

（2）事業費の予算及び決算

①当初予算額と決算額

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
当初予算額	6,720	6,744	6,669	
決算額	4,603	4,295	4,732	

②令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和5年度決算額	主な内容
需用費	2,616	謝礼用クオカード、謝礼用図書カード
役務費	2,116	傷害保険料
合計	4,732	

（3）実施した監査の内容及び結果

【指摘事項 No.55】公費私費の区分を明確にすべきこと

スクールボランティア活用事業に関して、令和5年度実施分につき、各校より提出された実績報告書と謝礼として配布している図書カード・クオカードの出納簿を突合したところ、実績報告書における配布枚数と出納簿における払い出し枚数が不一致となっている学校が複数存在した（石川小学校、双葉台小学校、笠原小学校、

内原小学校)。また、渡里小学校においては、出納簿が所定の様式ではないものが使用されていた。

所定の様式が使用されていない事態については、生涯学習課による指導により令和6年度分については、所定の様式にて出納簿が作成されていることを確認した。

実績報告書と出納簿の不一致要因については、以下のような説明を受けた。

学校名	実績報告書と出納簿の不一致要因
石川小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったほか、出納簿の受入数の一部に私費（後援費）購入分が含まれているため
双葉台小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため
笠原小学校	実績報告書記載の払い出し枚数の一部が私費（後援費）にて購入されていたため
内原小学校	出納簿に基づいて実績報告書を作成する際に集計ミスがあったため

実績報告書作成時の集計ミスは、学校側でも発生しないよう留意が必要であるが、提出を受けた生涯学習課にて確認作業を行うことでも発見することが可能であるので、確認作業を省略せずに行うことが望ましい。

また、石川小学校及び笠原小学校で生じていた私費購入分の混入は、公費と私費の混在につながるため、私費購入分については、公費購入分とは別に出納簿を作成するなどして私費購入金券類が混入しないようにするべきである。

○生涯学習振興経費

（１）事業の内容

社会教育の振興に資する各種事業や社会教育関係団体への支援を実施するほか、

市民の学習機会の充実のため、市民センター等での講座や教室の開催、「いきいき出前講座」の活動促進を行うもの。

主な実施事業：二十歳のつどいの開催、34市民センターで講座や教室等を開催
市民センターにて実施されている講座には定期講座と一般教養講座があり、定期講座は通年で実施されており、一般教養講座は1日から数日間の短期間で実施されている。

市民センターにおける生涯学習事業の実施状況（事務報告書より作成）

講座種別 A：定期講座（教室・クラブ）、B：一般教養講座ほか

センター	講座種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
三の丸	A	234	2,628	※		287	3,069
	B	36	1,288	40	1,231	50	1,738
	計	270	3,916	40	1,231	337	4,807
五軒	A	185	1,789	233	2,140	198	1,952
	B	9	215	15	4,779	17	5,467
	計	194	2,004	248	6,919	215	7,419
新荘	A	489	5,515	560	6,793	552	6,749
	B	16	290	21	436	23	502
	計	505	5,805	581	7,229	575	7,251
城東	A	376	4,131	414	4,717	428	5,022
	B	6	158	15	314	16	993
	計	382	4,289	429	5,031	444	6,015
竹隈	A	319	3,780	403	4,527	366	4,179
	B	15	508	20	1,063	24	1,087

	計	334	4,288	423	5,590	390	5,266
常磐	A	508	6,730	603	7,578	604	7,758
	B	9	278	20	1,025	18	1,148
	計	517	7,008	623	8,603	622	8,906
緑岡	A	265	3,024	287	2,954	248	2,756
	B	3	40	12	650	18	1,667
	計	268	3,064	299	3,604	266	4,423
寿	A	404	4,545	498	5,998	484	4,994
	B	9	233	14	277	15	989
	計	413	4,778	512	6,275	499	5,983
上大野	A	147	1,095	159	1,034	165	966
	B	6	68	8	477	11	465
	計	153	1,163	167	1,511	176	1,431
柳河	A	347	3,396	385	3,545	396	3,588
	B	9	194	18	1,035	15	991
	計	356	3,590	403	4,580	411	4,579
渡里	A	349	3,995	411	4,766	306	3,232
	B	9	159	16	1,154	8	1,431
	計	358	4,154	427	5,920	314	4,663
吉田	A	280	3,091	309	3,695	299	3,672
	B	13	229	20	484	23	446
	計	293	3,320	329	4,179	322	4,118
酒門	A	223	1,852	270	2,411	258	2,720
	B	13	634	16	615	18	2,583
	計	236	2,486	286	3,026	276	5,503

石川	A	281	2,920	324	3,397	305	3,362
	B	29	500	40	1,887	40	1,986
	計	310	3,420	364	5,284	345	5,348
飯富	A	231	2,179	274	2,624	286	2,869
	B	7	99	13	694	16	881
	計	238	2,278	287	3,318	302	3,750
国田	A	98	797	122	1,008	118	1,126
	B	7	175	15	502	24	682
	計	105	972	137	1,510	142	1,808
桜川	A	455	5,320	530	6,267	519	5,699
	B	11	208	13	202	15	1,121
	計	466	5,528	543	6,469	534	6,820
上中妻	A	374	3,475	422	4,058	423	4,258
	B	4	46	10	174	13	1,708
	計	378	3,521	432	4,232	436	5,966
山根	A	126	1,028	131	1,181	128	1,245
	B	8	153	8	351	10	352
	計	134	1,181	139	1,532	138	1,597
見川	A	248	2,710	324	3,922	275	3,279
	B	15	594	15	476	40	990
	計	263	3,304	339	4,398	315	4,269
千波	A	274	3,349	251	3,531	271	4,693
	B	10	187	18	1,850	18	2,234
	計	284	3,536	269	5,381	289	6,927
見和	A	258	3,507	313	4,362	312	4,513

	B	10	186	18	1,244	18	1,711
	計	268	3,693	331	5,606	330	6,224
双葉台	A	336	4,206	405	5,144	422	5,389
	B	10	315	16	1,289	19	2,746
	計	346	4,521	421	6,435	441	8,135
笠原	A	302	3,093	342	3,482	334	3,197
	B	9	223	17	537	17	891
	計	311	3,316	359	4,019	351	4,088
赤塚	A	358	3,209	449	4,040	427	3,684
	B	8	114	17	801	18	971
	計	366	3,323	466	4,841	445	4,655
吉沢	A	227	2,786	266	3,222	268	3,352
	B	5	80	16	695	18	828
	計	232	2,866	282	3,917	286	4,180
堀原	A	415	5,903	516	6,927	559	7,536
	B	12	261	18	449	16	1,234
	計	427	6,164	534	7,376	575	8,770
下大野	A	181	2,262	211	2,274	194	1,894
	B	18	325	21	1,164	28	1,264
	計	199	2,587	232	3,438	222	3,100
稲荷第一	A	155	1,116	155	1,093	205	1,611
	B	3	46	14	235	15	373
	計	158	1,162	169	1,328	220	1,984
稲荷第二	A	86	663	129	1,358	109	1,087
	B	10	216	13	586	17	781

	計	96	879	142	1,944	126	1,868
大場	A	279	2,846	317	2,871	283	2,526
	B	5	84	11	166	18	288
	計	284	2,930	328	3,037	301	2,814
鯉淵	A	58	560	101	967	104	1,247
	B	11	212	15	514	22	786
	計	69	772	116	1,481	126	2,033
妻里	A	107	1,185	152	1,916	156	1,997
	B	6	611	14	709	15	397
	計	113	1,796	166	2,625	171	2,394
内原	A	369	4,067	307	2,836	211	2,015
	B	10	263	17	765	21	1,070
	計	379	4,330	324	3,601	232	3,085
	合計	9,705	111,944	11,147	145,470	11,174	159,979

※ 改修工事のため定期講座は休講

(2) 事業費の予算及び決算

① 当初予算額と決算額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
当初予算額	18,693	16,369	15,485	
決算額	13,934	14,179	12,851	

② 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和5年度決算額	主な内容
報酬	546	社会教育委員報酬

報償費	3,699	講師謝礼
旅費	138	
需用費	2,337	市民センター生涯学習講座消耗品
役務費	503	郵便料
委託料	954	二十歳のつどい式典ライブ中継業務委託
使用料及び賃借料	1,351	二十歳のつどい会場使用料
負担金補助金及び交付金	3,315	市地域女性団体連絡会補助金、二十歳のつどい実行委員会補助金
公課費	8	
合計	12,851	

(3) 実施した監査の内容及び結果

【意見 No.17】 講座参加費の取扱いについて

市民センターでは、定期講座及び一般教養講座を開講しており、参加者より会費を徴収し講座開講に必要な支出（講師謝礼、材料費、見学先入場料、交通費等）に充当している。定期講座は通年開催であるのに対して、一般教養講座の開催日はおおむね1日のみとなっている。

定期講座では徴収した会費の管理は参加者の中で選任された者が実施しており、市職員は関与していない。一方、一般教養講座は、市職員が参加者より徴収した会費を管理しており、講座修了後に収支決算書を作成している。

一般教養講座の収支に係る証憑類を確認したところ、徴収した会費に対し、収支差額がないようにするために必要経費を支出した後の残額（1講座につき数十円から数百円程度）について、募金を行い収支差額ゼロという報告を行っている講座があった。収支差額が生じないようにすることに問題はないが、募金の場合には、募

金箱への入金など領収書が発行されない形態もあることから、極力領収書が発行される形態で募金するなど、支出先及び支出額を明確にすることが望ましいと考える。

○少年自然の家運営経費

(1) 事業の内容

幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校、子ども会、少年団体等の宿泊研修を行う宿泊研修事業、市内の小学生や親子を主な対象とした事業を行う主催事業、少年自然の家利用者や要請のあった地域団体を対象に天文教室や天体観測を行う移動天文車事業を実施するもの。

《対象別利用状況》 上段：団体数、下段：人数（少年自然の家運営委員会資料より作成）

	幼・保	小学校	中学校	少年団体	その他	合計
令和3年度	7	52	7	34	22	122
	507	4,275	733	1,276	796	7,587
令和4年度	13	45	11	28	54	151
	512	3,410	1,219	1,281	1,970	8,392
令和5年度	28	41	11	28	67	175
	996	2,821	1,082	1,369	2,704	8,972

(2) 事業費の予算及び決算

①当初予算額と決算額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
当初予算額	29,800	27,600	38,535	
決算額	27,255	29,474	34,267	

②令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和5年度決算額	主な内容
報酬	70	少年自然の家運営委員会委員報酬
報償費	36	講師謝礼
需用費	10,598	燃料費、光熱水費
役務費	436	通信料、自動車損害保険料
委託料	12,466	清掃業務委託、樹木等管理業務委託等
使用料及び賃借料	4,102	寝具類リース料
工事請負費	6,204	多目的ホールトイレ洋式化
原材料費	41	
備品購入費	267	
公課費	47	
合計	34,267	

(3) 実施した監査の内容及び結果

①利用料金の収受、回収状況について

少年自然の家における利用者負担金は、①施設利用料、②活動プログラム費及びシートクリーニング代、③食事代に区分することができ、このうち③食事代については食堂運営を委託している事業者へ直接支払われる。①施設利用料、②活動プログラム費及びシートクリーニング代は、従前は退所時まで現金支払いとなっていたが、令和4年9月27日以降は①は納入通知書による支払い、②は指定口座への振込みによる支払いが可能となった。

令和5年度の利用者負担金の支払方法別内訳は以下のとおりであり、令和5年度末時点で滞納しているものはなく、利用者負担金の回収に問題はなかった。

少年自然の家利用者負担金支払方法別内訳

令和5年度	現金	振込
①施設利用料	1,107千円	1,797千円
②活動プログラム費等	424千円	750千円

②移動天文車の活用について

移動天文車（ミレニアムスター）とは、天体望遠鏡4基を搭載した車で、学校の授業や地域活動での観察会へ派遣されるほか、少年自然の家での観察会でも活用されている。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり外部派遣実績がない状況となっているが、令和5年度以降は少年自然の家にて利用者が行う活動プログラムで使用されている。天候により使用できない場合もあるが、積極的に活用されることが望まれる。

移動天文車使用実績

年度	外部派遣	少年自然の家主催事業	少年自然の家利用者による利用（活動プログラム）
令和3年度	0回	新型コロナウイルス感染症のため実施せず	
令和4年度	0回	1回	申し込みなし
令和5年度	0回	1回	4回

○みと好文カレッジ運営経費

(1) 事業の内容

みと好文カレッジとは、水戸市生涯学習推進基本計画に基づき、全市的な生涯学習を推進する中核施設としての役割を担うもの。

事業名	内容
さきがけ塾	生涯学習活動をとおり、市民と行政との協働によるまちづくりに携わる人材（生涯学習サポーター）を育成するための学習講座。約1年間の学習をとおりしてテーマについて学び、市民生活を豊かにする学習講座を考え、実施に向けた方策を探り、市民目線の講座の企画・実施に参画することを目指す。
好文塾	市民センター職員とみと好文カレッジ職員による共同事業。心豊かに生きていく上で学習する必要がある課題を取り扱った講座を共同で企画・立案し、市民対象事業として開催。
みと弘道館大学	急激な社会の変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために人々が学習する必要がある課題、いわゆる現代的課題の解決に向けた学習講座を市民に提供する。
子育て支援講座	子育て中の保護者を支援する講座を実施する（乳幼児の保護者を対象とした「ママたいむ」、2～3歳児とその父親を対象とした「夢らんど」、私立幼稚園・私立認定こども園・民間保育園の保護者等を対象とした「家庭教育出前講座」、子育てに関心のある者を対象とした「家庭教育講座」)
訪問型家庭教育支援事業	小学校1年生までの子どもがいる家庭を対象とし、家庭教育支援員が2人1組で担当し、子育てに関する悩み相談を受けたり、情報提供を行うもの。

学習相談・情報提供状況（事務報告書より）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者	行政	6	11	19
	団体	14	7	5
	個人	41	45	40
合計		61	63	64

（2）事業費の予算及び決算

①当初予算額と決算額

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
当初予算額	4,939	5,725	5,052	
決算額	3,279	4,227	3,349	

②令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
報酬	112	みと好文カレッジ運営審議会委員報酬
報償費	1,543	講師謝礼
旅費	8	
需用費	1,070	事務用品、ボランティア謝礼用クオカード
役務費	473	通信費、火災保険料
使用料及び賃借料	136	バス借り上げ料
公課費	7	
合計	3,349	

(3) 実施した監査の内容及び結果

①物品の管理

みと好文カレッジ所管物品 8 点のうち屋外駐車場にて保管されている軽自動車 2 台を除き、現物を確認したところ、特に問題となる事象はなかった。

みと好文カレッジ所管物品

固有番号	品名	規格	金額	取得日	摘要
0000006980	輪転機	理想科学工業株 (株) リソグラフ SP5630	238,350 円	H25.12. 4	
0000006974	絵画	日本画 50 号題名 「コンサート」	400,000 円	H13.11. 8	少年自然 の家に設 置
0000006975	写真機	デジタルカメラ ニコン D70 レン ズキット	147,840 円	H16.12. 24	
0000006973	映写機	ELP-735CP-80 付	362,250 円	H15.4.1	
0000006976	映写機	エプソン ELP735	252,000 円	H16.7.1 2	
0000006977	その他の写 真用具類	エルモ社 DT- 100AF デスクト ップ	121,800 円	H9.6.10	
0000006979	軽自動車	HBD-DA64V	649,992 円	H25.5.2 9	
1000008318	軽自動車		831,050 円	R4.8.26	バン 1 台

②公金外現金の管理

みと好文カレッジで実施されている生涯学習講座では材料費等の実費を会費として徴収して実施しているものもあり、公金外現金が生じる場合がある。

公金外現金は令和3年3月に策定された「水戸市公金外現金の取扱いに関するガイドライン」に基づいて管理されることになる。

みと好文カレッジで管理している公金外現金に係る証憑類を確認したところ、特に問題となるような事態は見受けられなかった。

○公金外現金の管理

生涯学習課では、水戸市が構成員となっている協議会の事務局などを担当しており、公金外現金を取り扱っている。公金外現金は、「水戸市公金外現金の取扱いに関するガイドライン」に基づいて管理されることになるが、令和5年度の管理状況について確認を行った。

確認対象とした事業

- ・水戸市二十歳のつどい実行委員会
- ・水戸市サブリーダーズ会
- ・水戸市青少年相談員連絡協議会
- ・水戸市少年少女発明クラブ
- ・姉妹都市親善友好少年交歓研修使節団
- ・水戸市新春たこあげまつり実行委員会

【意見 No.18】公金外現金及び金券類の管理について

関連資料を確認したところ、水戸市新春たこあげまつり実行委員会では、参加したボランティアに対して謝礼としてクオカードを配布しているが、令和6年1月開催時のボランティアは当初予定8名であったところ実績は6名の参加となった。ク

オカードは事前に購入しており2枚が配布されることなく、現物が保管されていた。現物には「たこあげまつり」と記載した付箋が貼付されており、他のものと混ざらないような工夫がなされていたが、当該クオカードに係る出納簿は作成されておらず、公金外現金の経理簿においても特段言及されていなかった。

この点、監査期間中に新春たこあげまつり実行員委員会に係るクオカードの出納簿が作成されるに至った。公金外現金にて取得されたものについても、特に残数が生じた際には金券類の出納簿を作成し、現物の管理を行うことが必要である。

第6 歴史文化財課

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の歴史文化財課の事務分掌は以下のとおりである。

文化財係

- 1 文化財に関すること。
- 2 歴史的風致維持向上に関すること。
- 3 史跡等の整備に関すること。
- 4 博物館に関すること。
- 5 内原郷土史義勇軍資料館に関すること。

世界遺産推進室

世界遺産係

- 1 世界遺産の登録推進に関すること。

埋蔵文化財センター

調査係

- 1 大串貝塚ふれあい公園（テニスコート及びプールを除く。）の維持管理に関すること。
- 2 埋蔵文化財の調査及び出土文化財等の整理、収蔵、展示等に関すること。
- 3 埋蔵文化財の所在の照会等に関すること。
- 4 埋蔵文化財センターの予算経理及び庶務に関すること。
- 5 内原くれふしの里古墳公園の維持管理に関すること。

2 監査結果

(1) 主要事務事業

歴史文化財課の主要な事業は下記のとおりである。

①文化財の保護、保存・活用

1.文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）に基づき、水戸ならではの貴重な財産である文化財について、一層の保護・保存・活用を図り、将来の世代に確実に継承していくとともに、水戸のまちの魅力向上につなげる諸政策を総合的に推進する。

2.水戸を訪れる人が水戸の歴史を理解し、親しみを持つことができるよう、文化遺産説明板の設置等を推進する。

3.歴史的風致維持向上計画（第2期）に基づき、水戸城歴史的建造物など、歴史的資源の適切な管理・活用を図り、水戸にふさわしい風格ある歴史まちづくりを進める。

4.市指定天然記念物ヒカリモを観光資源として活用するため、移設・保存の手法を検討し、新たな水戸の魅力として広く発信する。

5.地域文化財制度により、地域の文化財を幅広い人々に知ってもらい、郷土への愛着を育てて後世に伝えていく。

②史跡等整備活用事業の推進

古代常陸国那賀郡の役所や寺院の跡である国指定史跡台渡里官衙遺跡群について、歴史公園の開設に向け、観音堂山地区内の調査・研究を行うとともに、保存活用計画の策定作業を推進する。

③埋蔵文化財発掘調査等事業の推進

1.地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産である埋蔵文化財について、市民の理解と協力を得ながら、文化財保護法に則した適切な保護、保存を図るため、試掘・確認調査及び本発掘調査を実施する。

2.国指定史跡大串貝塚の保護、保存に努めるとともに、大串貝塚ふれあい公園等において、市内の埋蔵文化財の魅力を発信するため、出土品の公開を行い、埋蔵文化財等を活用した学習や体験活動等の充実を図る。

④伝統芸能の継承と発展

無形民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため、市内の民俗芸能伝承団体の活動に対する支援を実施する。

⑤世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取り組みの推進

1.近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館・偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による活動を推進するとともに、市民との協働による取組を進め、登録に向けた機運と郷土愛の醸成に努める。

2.日本遺産「近世日本の教育遺産群 学ぶ心・礼節の本源」の魅力を国内外に向けて発信し、弘道館などの国際的な知名度を高めるとともに、観光や教育の振興、地域のブランド力の向上を図る。

(2) 水戸の文化財一覧

国指定文化財 (18 件)

番号	種別	名称	所在地	管理・所有者	指定年月日
1	建造物	八幡宮本殿	八幡町	八幡宮	昭 29.9.17
2	建造物	旧 弘 道 館 (正庁・至善堂・正門附塀)	三の丸	茨城県	昭 39.5.26
3	建造物	薬王院本堂	元吉田町	薬王院	昭 41.6.11
4	建造物	中崎家住宅	鯉淵町	個人蔵	昭 43.4.25
5	建造物	佛性寺本堂 (附旧露盤1個)	栗崎町	佛性寺	昭 63.1.13
6	彫刻	木造 聖徳太子立像	酒門町	善重寺	大 4.8.10
7	工芸品	太刀 (銘則包作 附糸卷太刀拵)	緑町	茨城県立歴史館	明 44.4.17
8	工芸品	朱漆足付盥	六反田町	六地藏寺	平 3.6.21
9	考古資料	茨城県三味塚古墳出土品	緑町	茨城県立歴史館	平 30.10.31
10	歴史資料	一橋徳川家関係資料	緑町	茨城県立歴史館	令 2.9.30

1 1	特別史跡	旧弘道館	三の丸	茨城県	昭 27.3.29
1 2	史跡	常磐公園 (偕楽園)	常磐町・見 川町	茨城県	大 11.3.8
1 3	史跡	吉田古墳	元吉田町	水戸市	大 11.3.8
1 4	史跡	愛宕山古墳	愛宕町	水戸市・愛 宕神社	昭 9.5.1
1 5	史跡	大串貝塚	塩崎町	水戸市	昭 45.5.11
1 6	史跡	台渡里官衙 遺跡群（台 渡里官衙遺 跡・台渡里 廃寺跡）	渡里町	水戸市	平 17.7.14
1 7	名勝	常磐公園 (偕楽園)	常磐町・見 川町	茨城県	大 11.3.8
1 8	天然記念物	白旗山八幡 宮のオハツ キイチョウ	八幡町	八幡宮	昭 4.4.2

上記の他、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（国選択）が1つ、県指定文化財が69件、市指定文化財が108件ある。

(3) 施設の概要

①博物館

昭和 55 年 7 月 1 日に中央図書館との複合施設として開館した総合博物館であり、郷土水戸に関する資料を自然・歴史・民俗・美術の 4 部門において収集し、展示公開している。

地下 1 階、地上 4 階建ての施設で、2 階・3 階・4 階に展示室があり、水戸の自然・歴史・文化の特性や現状について広く理解できるように展示されている。

所在地	水戸市大町 3 - 3 - 2 0
敷地面積	2,708.13 m ²
延床面積	1,922.72 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 4 階
入園料	常設展は無料、特別展は一般のみ有料

②大塚農民館

機械化が進む中で姿を消した農具や、農民の生活に使われた道具などを展示している。この農民館は、古来の農民の生活を永く後世に伝えたいという大塚町出身の安蔵勉氏の志により建設され、昭和 61 年 2 月 25 日に水戸に寄贈された。

所在地	水戸市大塚町 1223-2
敷地面積	493.03 m ²
延床面積	77.76 m ²
構造	木會檜校倉造り、平屋、銅葺き屋根
入場料	無料

③大串貝塚ふれあい公園

平成 3 年 7 月に国指定史跡大串貝塚を保護・保存・活用するため、歴史公園とし

て整備した。園内にそびえるダイダラボウ像は、常澄地区のシンボルとして親しまれている。平成 22 年 4 月には、園内に埋蔵文化財センターを設置し、市における埋蔵文化財の保護・保存・活用の拠点となっている。

《埋蔵文化財センター》

所在地	水戸市塩崎町 1064-1
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	1,225.79 m ²

④内原郷土史義勇軍資料館

平成 15 年 2 月 1 日に開館し、「内原の郷土史」、「満蒙開拓青少年義勇軍」に関する資料を収集、展示している。外観は「日輪舎」をモチーフにした丸い屋根が特徴で、西側は、復元日輪舎が建てられている。

所在地	水戸市内原町 1497-16
敷地面積	3,664.81 m ²
延床面積	568.07 m ² (資料館) 93.4 m ² (復元日輪舎)
構造	鉄筋コンクリート 平屋
入場料	無料

⑤くれふしの里古墳公園

水戸市内原地区の北部丘陵地帯は県内でも有数の古墳密集地である。この古墳群の正式名称は「牛伏古墳群」といい、全部で 16 基の古墳から構成されている。公園内には整備された前方後円墳がそのまま残されており、当時の権力者の隆盛や高度

な土木技術がしのばれる。シンボルの「はに丸タワー」に登ると内原地区が見渡せ、特に桜の季節は花見のベストスポットとして人気がある。

所在地	水戸市牛伏町 201-2 外
敷地面積	31,142.82 m ²
入場料	無料

(4) 監査手続及び結果

所管部署から、資料を入手するとともに質問等を実施した。

一部の施設について、学校施設課等、幼児保育課等と所管が重なるものがあり、それらについては、適切な比率等で歴史文化財課の負担等が決まっており、問題は見られなかった。

また、他の委託業務等を中心に支出負担行為票や入札状況等を確認したところ、問題は発見されなかった。

その結果、指摘事項、意見として記載すべき事項はなかった。

第7 中央図書館

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の中央図書館の事務分掌は以下のとおりである。

管理係

- 1 市立図書館の予算経理に関すること。
- 2 水戸市立図書館協議会に関すること。
- 3 指定管理者が管理業務を行う図書館の指導及び監督に関すること。
- 4 中央図書館の維持管理に関すること。
- 5 中央図書館の庶務に関すること。
- 6 その他の係の主管に属さないこと。

図書係

- 1 市立図書館の業務の電算処理に関すること。
- 2 学校、市民センター等との連携に関すること。
- 3 中央図書館の事業の企画運営に関すること。
- 4 図書館資料の収集、整理、保存及び提供に関すること。
- 5 読書活動の推進に関すること。
- 6 団体貸出しに関すること。
- 7 郵送貸出しに関すること。
- 8 視聴覚ライブラリーに関すること。

2 監査結果

(1) 中央図書館の概要

現在、図書館を取り巻く環境は厳しいものとなっている。それらの原因は、様々であり、例えば地方財政が余裕がある状況ではなく、地方公共団体にとっては新し

い施設の建設は困難であるため、既存の施設の充実を図ることを目指すべきという意見があったり、デジタルデバイスの普及により、動画等の視聴の時間が増え、相対的に読書の時間が減少している等があげられる。

そのような中、水戸市の概要や取り組んでいる事項は下記のとおりである。

①水戸市の図書館の運営方針、重点取組課題

水戸市では、生涯学習の推進に向けて 図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努めることを図書館の運営方針としている。

水戸市の図書館の重点取組課題としては下記の6点があげられる。

- 1.レファレンスサービスの充実
- 2.学校図書館支援事業の推進
- 3.子どもの読書活動の推進
- 4.市民との協働による図書館活動の推進
- 5.地域の特性を生かした図書館づくりの推進
- 6.図書館基本計画（第4次）の策定

②施設の概要

水戸市には、中央図書館の他5つの図書館と市民センターの図書室がある。それぞれの施設の概要は下記のとおりとなる。

1.中央図書館

所在地	〒310-0062 水戸市大町 3 丁目 3 番 20 号
敷地面積	2,708.13 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 4 階（博物館含む）
建築面積	1,618.48 m ² （博物館含む）
延床面積	4,840.68 m ² （図書館 2,917.96 m ² 、博物館 1,922.72 m ² ）
蔵書収容能力	25 万冊
開館	昭和 55 年 7 月 1 日

2.東部図書館

所在地	〒310-0836 水戸市元吉田町 1973 番地の 27
敷地面積	4,815.12 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階
建築面積	1,345.74 m ²
延床面積	1,802.42 m ²
蔵書収容能力	6 万冊
開館	平成元年 4 月 26 日

3.西部図書館

所在地	〒310-0903 水戸市堀町 2311 番地の 1
敷地面積	21,283.66 m ² （石川市民運動場を含む）
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
建築面積	1,791.00 m ²
延床面積	1,991.28 m ²

蔵書収容能力	7万冊
開館	平成4年4月23日

4.見和図書館

所在地	〒310-0911 水戸市見和2丁目500番2
敷地面積	5,158.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上一部2階
建築面積	2,264.01 m ²
延床面積	1,994.12 m ²
蔵書収容能力	15万冊
開館	平成18年4月24日

5.常澄図書館

所在地	〒311-1115 水戸市大串町2134番地
延床面積	550.15 m ²
蔵書収容能力	4.5万冊
開館	平成20年4月20日

6.内原図書館

所在地	〒319-0315 水戸市内原町1497番地の16
敷地面積	6,180.44 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階
建築面積	1,915.57 m ²

延床面積	1,873.34 m ²
蔵書収容能力	24万5千冊
開館	平成22年4月16日

7.市民センター図書室

名称	所在地	建物面積 (m ²)	図書室面積 (m ²)
三の丸市民センター	三の丸 1-6-60	1584.5	※図書コーナー設置
新荘市民センター	新荘 2-11-2	804.45	34.96
城東市民センター	城東 3-1-47	871.45	38.85
竹隈市民センター	柳町 2-5-8	1,236.21	84
常磐市民センター	西原 1-3-12	816.7	※常磐小学校と共用
緑岡市民センター	見川町 2563	625.28	30.3
寿市民センター	平須町 1636	449.86	18.98
上大野市民センター	吉沼町 1768-2	616.2	※図書コーナー設置
柳河市民センター	柳河町 673-1	481.58	25.51
渡里市民センター	堀町 466-7	633.36	33.18
酒門市民センター	酒門町 1374-6	594.51	17.85
石川市民センター	石川 2-4243	817.89	51
飯富市民センター	飯富町 4449-8	484.88	16.4
国田市民センター	下国井町 1212-4	479.43	27
桜川市民センター	河和田町 2894-4	873.2	47.6
上中妻市民センター	大塚町 1157-1	554.73	28.35
山根市民センター	全隈町 78-1	403.88	24
見川市民センター	見川 2-179-1	540.89	※図書コーナー設置

千波市民センター	千波町 114-6	851.41	※図書コーナー設置
双葉台市民センター	双葉台 2-1-5	825.69	35.95
笠原市民センター	笠原町 358-5	498.86	39
赤塚市民センター	河和田 3-2329-3	490.36	26
吉沢市民センター	吉沢町 243-3	604.5	24
堀原市民センター	新原 1-9-16	664	60
下大野市民センター	下大野町 6094-1	618.87	12.35
稲荷第二市民センター	栗崎町 1695-4	619.2	33.07
大場市民センター	大場町 2283-1	616.2	30
鯉淵市民センター	鯉淵町 2829-2	696.17	※図書コーナー設置
妻里市民センター	有賀町 2242	699.83	※図書コーナー設置
内原市民センター	内原町 1395-6	1,628.80	※図書コーナー設置

③視聴覚機材、教材

1.視聴覚機材

区分	中央	東部	西部	見和	常澄	内原	合計
16ミリ映写機	8	2	-	-	-	-	10
8ミリ映写機	1	-	-	-	-	-	1
スライド映写機	3	2	-	-	-	-	5
8ミリカメラ	2	-	-	-	-	-	2
ポータブルビデオセット	2	-	-	-	-	-	2
OHP	2	-	-	-	-	-	2
ビデオデッキセット	7	5	1	6	-	-	19

ビデオプロジェクター	3	-	-	-	-	-	3
ラジオカセット	2	-	-	1	-	-	3
レコードプレイヤー	2	-	-	-	-	-	2
蓄音機	1	-	-	-	-	-	1
ステレオセット	2	-	-	-	-	-	2
CD プレイヤー	2	-	-	1	-	-	3
LD プレイヤー	1	-	-	-	-	-	1
DVD プレイヤー	2	-	-	-	-	-	2
ワイヤレスアンプ	2	-	-	1	-	-	3
スクリーン	1	-	-	-	-	-	1
暗幕	31	-	-	-	-	-	31
紙芝居舞台	6	1	1	1	2	2	13

2.視聴覚教材

区分	中央	東部	西部	見和	常澄	内原	合計
16 ミリフィルム	276	-	-	-	-	-	276
スライドフィルム	37	-	-	-	-	-	37
CD	3,50 8	3,703	3,639	1,975	1,652	1,852	16,3 29
LD	545	-	-	-	-	-	545
ビデオテープ	1,27 1	362	461	231	51	131	2,50 7
レコード	1,95 7	-	-	-	-	-	1,95 7
カセットテープ	185	225	6				416

CD-ROM	211	141	126	123	95	72	768
DVD-ROM	66	45	47	49	45	44	296
DVD-ビデオ	647	438	780	706	507	822	3,900

④資料費全体の金額（予算・決算）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算金額	56,200	56,205	56,200	56,200	56,200
決算金額	56,199	45,058	56,192	56,194	56,190

⑤1冊当たりの資料費の金額

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1冊当たりの金額	1,885	2,547	1,965	1,923	2,007

⑥水戸市一人当たりの資料費の金額

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一人当たりの金額	152	151	153	151	151

(2) 監査結果

【意見 No.19】 アナログの視聴覚教材のデジタル化による保存について

視聴覚教材には、ビデオテープ、カセットテープ、レコード等デジタルデータでないものが含まれている。

例えばビデオテープについては、再生機器については既に生産が終了しており、修理する部品やノウハウについても失われつつある状態であることに加え、ソフト側のビデオテープの耐用年数も約 20 年といわれている。VHS テープが最も使用されたのが、1980 年代から 1990 年代であり、2000 年代からは映像の記録が DVD やブルーレイディスクへと移っていったことを鑑みると、多くのビデオテープについて耐用年数が経過している可能性が高い。

現状、アナログデータで保存されている音声データや映像データについては、それが唯一の音源等となっている可能性が高い。そのため、それらのデジタル化が進められなければ、将来的に水戸市の言語や文化、歴史等に関する情報が失われてしまい、未来に残せないのはあまりにも勿体ないと考える。

著作権の問題等があるため、アナログデータのデジタル化は現在行っていないとこのことである。

この問題については、文部科学省の分科会において「著作権分科会報告書（平成 18 年 1 月）」で下記の意見が出ている。

以下、「著作権分科会報告書（平成 18 年 1 月）」抜粋

第 1 章 法制問題小委員会

第1節 権利制限の見直しについて

4 図書館関係の権利制限について

- ④ 「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて

再生手段の技術革新が進むことによって、図書館等で利用できる資料が減ってしまうことになるため、図書館等の使命にかんがみて、本件要望の趣旨に賛同する意見が多数であった。

ただし、当該著作物について新形式の複製物が存在する場合は除くべきではないか、また、入手の困難性に関して判断基準を明確にする必要があるのではないかと指摘があった。また、現行の第31条第2号は、「図書館資料の保存のため必要がある場合」は著作権者の許諾を得ることなく複製が可能であることを規定しており、このような現行法の枠組みで対処が可能ではないか、との意見もあった。

したがって、このような現行法の枠組みや権利処理の取組により、どこまで対処が可能であるかの限界や、どのような場合に対処可能であるかの判断基準について、今後必要に応じ検討することが適当である。

なお、同書では、「所蔵スペースの関係でマイクロ・フィルム化する場合には、原資料を破棄することを条件として許容されると解すべき」としている。また、「新聞の縮小版のように市販された入手可能なコピーが存在する場合にその新聞をマイクロ・フィルム化する行為は、本号にいう保存のため必要がある場合とは認めがたい」「他に代替できない場合に限る」と考えられている。

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料…を用いて著作物を複製することができる。

一…

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

(著作権法第31条1項2号)

上記の分科会報告書は意見にしか過ぎず、実際の法解釈とは異なることもあるかもしれないが、デジタル化できる可能性について検討したうえで、できるだけデジタルデータへの複製を行い、将来に情報を残していくことが望ましいと考える。

【意見 No.20】利用者登録情報の整理について

令和5年度末の市立図書館の利用者登録数は195,753人であり、令和6年4月1日の常住人口が267,095人であることから市民の利用者登録割合は約73%となっており多くの市民が利用登録しているとも考えられる。しかし、令和5年度の有効登録者数（個人貸出しの実人数）の実績値は24,163人であり大きな乖離がある。利用者登録について一度登録したら本人の申し出がない限り削除していない。これは利用者情報について、削除する様な規則にはなっていないことによる。利用者登録の削除が本人からの申請に限ってしまうと、引っ越し等により水戸市外へ転出するなどして利用の蓋然性が限りなく低い利用者の情報だけでなく、死亡した場合に手続きを取らない限り永久に利用者情報を保管し続けることになる。往査日時点（2024年10月7日）における登録利用者の生年月日から計算した最高齢者は123歳であり、2024年9月1日時点における国内最高齢者は116歳であることから当該人物は死亡していると推測され、この先の利用は考えられない。利用者登録の申請の際には氏名のほか、住所や生年月日、勤務先等まで記載項目があり、当該情報は重要な個人情報である。近隣のひたちなか市では市立図書館の利用者登録の有効期限は3年間となっているほか、国立国会図書館においても利用者登録の有効期限は最終の利用日から3年間となっており、今後の利用の蓋然性が低い個人情報を大量に抱えるリスクと情報管理コストの観点から不要な情報は持たず削除することで整理していくことが望ましいと考える。

水戸市立図書館条例施行規則

(利用登録)

第 13 条 個人貸出しを受けようとする者は、教育委員会にあらかじめ利用登録申請書(様式第 2 号)を提出するとともに、住所、氏名等が確認できるものを提示し、利用登録を受けなければならない。

(利用カード)

第 14 条 教育委員会は、前条の利用登録をしたときは、当該利用登録を申請した者に水戸市立図書館利用カード(様式第 3 号。以下「利用カード」という。)を交付するものとする。

- 2 利用カードの交付は、1 人につき 1 枚とする。
- 3 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 第 1 項の規定により利用カードの交付を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、利用登録申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は利用カードを亡失し、破損し、若しくは汚損したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

様式第2号（第13条関係）

利 用 登 録 申 請 書

*太線の中だけ記入してください。

（水戸市立図書館）

申請年月日	利用カード番号		住所コード	受付者名	登録館
年 月 日					
フリガナ 氏 名	姓	名	生年月日	年 月 日	
保護者名	（中学生以下の場合は、必ず記入してください。）		勤務先 又は 学校名	（県央地域の9市町村以外の市町村に居住の場合は、必ず記入してください。）	
	姓	名		（電話番号 — 内線番号）	（所在地）
住所	（郵便番号 — ）（電話番号 — — 自宅 呼出 携帯）				
方書	（マンション名、アパート名、団地名等を記入してください。）				
帰省先住所	（郵便番号 — ）（電話番号 — — ）				

注1 登録後、申請事項に変更が生じた場合は、そのつどお申し出ください。

2 1年に1度、住所、勤務先等の確認をさせていただきます。

3 県央地域の9市町村とは、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村です。

第8 総合教育研究所（教育研究課）

1 事務分掌

令和6年4月1日現在の教育研究課の事務分掌は以下のとおりである。

管理係

- 1 研究所の維持管理に関すること。
- 2 研究所の予算経理及び庶務に関すること。
- 3 水戸市総合教育研究所運営委員会に関すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。

情報教育係

- 1 情報教育の推進に関すること。
- 2 学校の情報機器に関すること。

学校教育指導係

- 1 教育課程、学習指導その他教育活動に係る指導に関すること。
- 2 英会話教育に関すること。
- 3 教科書の採択に関すること。

研究研修係

- 1 学校運営、教科等の調査研究に関すること。
- 2 生涯学習の調査研究に関すること。
- 3 教職員の研修に関すること。
- 4 教育実習に関すること。
- 5 教育研究団体に関すること。
- 6 大学等との地域連携に関すること。

支援相談係

- 1 教育相談に関すること。
- 2 教育支援センターに関すること。
- 3 特別支援教育に関すること。
- 4 教育支援委員会に関すること。
- 5 青少年相談に関すること。

(1) 決算の状況

①歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	節	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度
国庫支出金				232	18,482	22,935
国庫補助金				232	18,482	22,935
教育費国庫補助金				232	18,482	22,935
教育総務費国庫補助金				232	1,078	1,213
小学校費国庫補助金				—	11,628	8,928
中学校費国庫補助金				—	5,776	12,794
県支出金				5,423	7,293	8,235
県補助金				5,423	6,321	7,235
教育費補助金				5,423	6,321	7,235
教育総務費補助金				5,423	6,321	7,235
委託金				—	972	1,000
教育費委託金				—	972	1,000
教育総務費委託金				—	972	1,000

財産収入	2	8	8
財産運用収入	2	8	8
利子及び配当金	2	8	8
利子及び配当金	2	8	8
諸収入	37,677	39,389	44,284
雑入	37,677	39,389	44,284
雑入	37,677	39,389	44,284
雑入	37,677	39,389	44,284

②歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	事業名等	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度
教育費				1,049,745	1,131,063	1,154,560
			教育総務費	665,448	698,012	719,591
			総合教育研究所費	665,448	698,012	719,591
			総合教育研究所職員給与費	128,264	127,744	129,334
			派遣指導主事給与費	68,224	69,220	69,607
			総合教育研究所会計年度任用職員給与費	58,325	75,290	85,632
			学力向上事業会計年度任用職員給与費	58,131	60,318	62,671
			英語指導会計年度任用職員給与費	201,275	198,803	171,288
			総合教育研究所運営経費	39,983	41,609	43,258

	水戸スタイルの教育推進経費	77,125	81,532	93,940
	教育研究・研修経費	2,670	3,498	1,124
	学校・園指導経費	8,073	8,856	7,198
	学校英語指導経費	19,548	26,577	51,807
	教育相談経費	3,740	4,565	3,372
	小学校費	288,970	345,739	373,790
	小学校管理費	288,970	345,739	373,790
	特別支援教育会計年度任用職員給 与費	136,188	165,830	237,472
	ICT 教育推進経費	152,782	179,909	136,318
	中学校費	95,327	87,312	61,179
	中学校管理費	95,327	87,312	61,179
	特別支援教育会計年度任用職員給 与費	8,696	9,934	10,852
	ICT 教育推進経費	86,631	77,378	50,237

歳出の約 6 割を職員（会計年度任用職員含む）に係る給与費が占めている。

2 監査結果

○総合教育研究所運営経費

総合教育研究所は、水戸市の教育の抱える今日的課題及び教育実践上の諸問題の調査・研究、教職員の研修、教育情報の収集・提供、教育相談、各学校（園）の課題や要請に対応した的確な助言・指導等を総合的・効果的に推進し、水戸市の学校教育の一層の充実と振興を図ることをねらいとして平成 6 年 4 月 1 日に開設されたものである。

(1) 事業費の予算及び決算

①当初予算額と決算額 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
当初予算額	40,840	39,298	43,182	
決算額	39,983	41,609	43,258	

②令和5年度決算の主な内訳 (単位：千円)

節	令和5年度決算額	主な内容
報酬	14	教育総合研究所運営委員会委員報酬
旅費	740	特別支援教育支援員引率旅費
需用費	19,055	光熱水費
役務費	1,187	電話料金、郵便料金
委託料	12,554	清掃業務、空調保守
使用料及び賃借料	8,407	学校間ネットワーク拠点サーバ賃借料、研修用パソコン賃借料
工事請負費	1,243	
負担金補助金及び交付金	40	
公課費	18	
合計	43,258	

(2) 監査結果

①財産管理について

総合教育研究所には、授業の進め方をシミュレートする際に利用できる教材制

作室や視聴覚ホールが整備されていることもあり、物品一覧から任意の物品を抽出し現物を確認するとともに、任意の現物が物品一覧に記載されているかを確認した。

現物の確認については、抽出サンプル10点のうち研修等で設置場所に入室できなかった2点を除き現物を確認した。また任意の現物3点について、物品一覧に登録されていることを確認した。

また、総合教育研究所では、学校支援活動ボランティア及び学習支援ボランティアへの謝礼として図書カードを保有している（事業費：学校・園指導経費）が、当該金券類の管理状況について確認したところ、特に問題となる事象はなかった。

②公金外現金の取扱いについて

総合教育研究所（教育研究課）では、水戸市学校防災推進委員会の事務局を担当しており、公金外現金を取り扱っている。公金外現金は、「水戸市公金外現金の取扱いに関するガイドライン」に基づいて管理されており、令和5年度の管理状況について確認を行ったところ、特に問題となる事象はなかった。

○審議会の概要及び議事録の公開（教育研究課所管）

（1）事業の内容

水戸市では、透明かつ公正な行政の更なる確保を図り、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を一層推進するため、審議会・委員会及び審査会等の附属機関の会議及び会議録を公表することとしている。

○水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

（会議録の公表）

第8条 実施機関は、前条の会議録及び会議資料を、会議録を作成した日から7

日以内に次の各号に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、当該会議録又は会議資料に不開示情報が記載されているときは、当該記載されている部分を除いたものを公表するものとする。

(1) 本市のホームページへの掲載（会議資料を除く。）

(2) 情報公開の窓口における閲覧

2 前項の規定による公表は、前条の規定により会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(2) 監査結果

【指摘事項 No.56】 審議会等の議事録について適切に情報開示すべきこと

教育研究課の審議会等としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 総合教育研究所運営委員会
- ・ 市立小中学校等教科用図書審議会
- ・ いじめ問題対策連絡協議会
- ・ いじめ問題調査委員会
- ・ 教育支援委員会

これらの会議録等の公表状況について市のホームページを閲覧したところ、総務法制課により公開されている「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」にて開催実績があるにも関わらず教育委員会のページにおいて「審議会の概要及び会議録の公開」がなされていなかった（令和6年7月30日時点）。

掲載がなされていなかったのは事務処理上の認識が不足していたことによるものであり、監査期間中にホームページ上の情報が整理され、令和5年度開催分以降につき開示がなされるに至っているが、市立小中学校等教科用図書審議会については、

令和6年12月20日時点においても、開示がなされていない。

市立小中学校等教科用図書審議会は非公開の会議体であるが、教育研究課所管の他の非公開の会議体については、会議録が公開されているため、市立小中学校等教科用図書審議会についても同様に会議録を公開すべきである。

《総合教育研究所運営委員会》

「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和3年度	1回開催	令和3年度	掲載なし※
令和4年度	2回開催	令和4年度	掲載なし※
令和5年度	1回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）

《市立小中学校等教科用図書審議会》

「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和3年度	2回開催	令和3年度	掲載なし※
令和4年度	2回開催	令和4年度	掲載なし※
令和5年度	2回開催	令和5年度	掲載なし（令和6年12月20日現在掲載なし）

《いじめ問題対策連絡協議会》

「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和3年度	開催なし	令和3年度	掲載なし※
令和4年度	1回開催	令和4年度	掲載なし※
令和5年度	2回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）

《いじめ問題調査委員会》

「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和3年度	開催なし	令和3年度	掲載なし※
令和4年度	開催なし	令和4年度	掲載なし※
令和5年度	1回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）

《教育支援委員会》

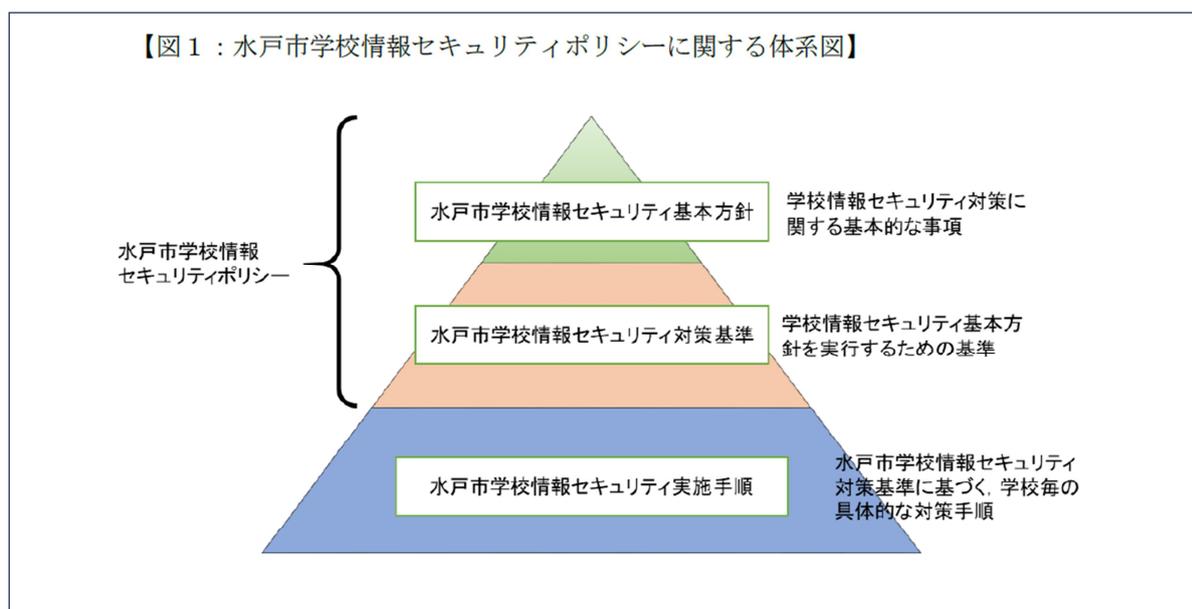
「審議会等会議の公開に関する運営状況の概要」における開示		「審議会の概要及び会議録の公開」における開示	
令和3年度	5回開催	令和3年度	掲載なし※
令和4年度	5回開催	令和4年度	掲載なし※
令和5年度	5回開催	令和5年度	掲載なし（監査期間中に掲載に至る）

※令和5年度末までに公表期間終了

○水戸市学校情報セキュリティ

(1) 事業の内容

学校の教育活動において情報通信技術の積極的な活用は今後ますます求められるところである一方、情報通信技術に関する情報漏洩等の事案は学校だけではなく民間企業も含め社会的に大きな問題となっている。その対応方針として、文部科学省からは「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成29年10月策定，令和3年5月改訂，令和4年3月一部改訂）が示され、水戸市においては令和4年10月に水戸市学校情報セキュリティポリシーを全面改定している。水戸市学校情報セキュリティポリシーに関する体系は下図のようになっている。



(2) 監査結果

【指摘事項 No. 57】水戸市学校情報セキュリティ対策基準を順守し規定を整備すべきこと

水戸市学校情報セキュリティ対策基準において次のように定めている。

10 約款による外部サービスの利用

(1) 約款による外部サービスの利用に係る規定の整備

教育情報システム管理者は、以下を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備しなければならない。また、当該サービスの利用において、機密性の高い情報の取扱いには十分に留意するように規定しなければならない。

ア 約款によるサービスを利用してよい範囲

イ 業務により利用する約款による外部サービス

(下線及び太字は監査人による)

しかし、この定めにある約款による外部サービスの利用に関する規定は往査時点では整備されていなかった。外部ソフトウェアサービスは日々新しいものが開発され様々なものがあり、後述するように実際に学校業務においても利用されている。その利用については外部サービスそのものに関する情報管理・セキュリティリスクがある。

外部サービスについて今後の教育行政の有効性・効率性・経済性を向上させるような優れたものもあると考えられるため、積極的に導入していくことは必要であるが、運用上のリスク管理の基本的な考え方や対応方針についてあらかじめ規定に定め、どのような外部サービスであれば利用してよいか事前に整理しておく必要があるため、水戸市学校情報セキュリティ対策基準の定めのとおり外部サービス利用に関する規定を整備すべきである。

【指摘事項 No.58】 外部サービス利用時の情報管理を適切に行うべきこと

学校運営において 2023 年以降は教育研究課が市内の全小・中・義務教育学校分を一括して管理する体制で外部サービスのデジタルコミュニケーションツールとして「tetoru」を利用しているが、「tetoru」導入以前は各校の判断で同様の機能を持

つデジタル連絡ツール「マチコミ」を導入していた。監査手続きとして「マチコミ」の利用状況を確認するまで各校判断で導入していたため、教育研究課で各校の導入状況を把握していなかったが、各校へ導入状況の確認をした結果以下のとおりであった。

マチコミ導入時期

～平成20年	2校
平成21年～平成25年	14校
平成26年～平成30年	6校
平成31年～令和5年	13校
令和6年	1校
不明	2校
導入していない	10校
合計	48校

マチコミ導入時外部提供情報

メールアドレス、名前	37校
メールアドレス、名前、生年月日、性別	1校
合計	38校

マチコミ利用終了時期

平成23年	1校
令和5年	15校
令和6年	9校
現在も利用	13校
合計	38校

マチコミの利用終了後登録情報削除なし

調査時点	11校
------	-----

「tetoru」と「マチコミ」は同種の機能を有するデジタルコミュニケーションツールであるが、「tetoru」は校務支援システム「C4th」の名簿情報を基に登録することを基本としており、主に保護者が学校へ欠席連絡をするために使用している。一方、「マチコミ」は「C4th」に登録されていない未就学児がいる家庭への連絡や、学校から保護者へのお知らせを発信する際に利用する等、使い分けをしている学校もあるため、両サービスを併用して利用することは問題がない。

「マチコミ」導入時に運営会社との間で取り交わした情報管理に関する取り決め

は次のようになっている。

- ・法律で定められている場合を除いて、本人の個人情報を当該本人の同意を得ず第三者に提供しない。
- ・外国にある第三者への個人情報の提供はしない。
- ・事業運営上、業務の一部を外部に委託しており、業務委託先に対して個人情報を預けることがあるが、この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより本人の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取り決め、適切な管理を実施する。

サービス利用時に関する情報セキュリティの取り決めは妥当なものと考えられるが、サービス利用を終了した場合には速やかに利用時に登録した情報は削除すべきであるところ、「マチコミ」について利用を終了した25校のうち11校について利用終了後も登録情報を削除していない。運営会社との取り決めがあるにしろ、外部に提供した情報としては名前やメールアドレスのほか、生年月日等重要な個人情報があることや連絡事項や添付ファイル等に外部に安易に公表すべきではない情報も含まれている可能性もあることから、情報漏洩リスクの観点からサービスの利用終了後速やかに情報の削除をしなければならない。